

付 録

付録 1 A 作 業

A—1 対日講和問題に関する情勢判断

A—2 米国の対日平和条約案の構想

A—3 米国の対日平和条約案の構想に対応するわが方要望方針（案）

A—4 対米陳述書（案）

A—1 対日講和問題に関する情勢判断（25・9・22）

I 最 近 の 経 緯

トルーマン大統領は、9月14日の定例記者会見で、対日講和問題に関し、「第1段階として極東委員会を構成する各国政府と、今後の進め方（future procedure）について非公式の討議を開始することを国務省に命じた」と声明した。ここに至るまでの最近の経緯は、次の通りである。

1. 昨年9月、米英仏3国外相会議の機会に、米英両国外相は、対日講和を促進することに意見が一致し、本年初頭には、英連邦諸国のコロombo会議の開催を見た。しかし、米国の国務、国防両当局の間で、安全保障に関する問題について意見が一致せず米国の条約案がまとまらないため、講和問題は又一頓座を来した。
2. その後、日本で、野党連合の永世中立、全面講和を要望する共同声明の発出（4月26日付）、イールズ事件、米兵おう打事件、第7国会における地方税法案の否決等のことがあり、これ等一連の事件は、米国において、占領の長期化の不利を実証するものとして注目をひいた。従来、国務省とマッカーサー元帥は、早期講和論であり、国防当局は、安全保障の見地から反対の立場をとっていると伝えられていたが、このような日本の情勢をも反映して、早期講和論が勢いを得て来た。このような背景の下に、6月、ジョンソン国防長官とブラッドレイ合同参謀本部議長、次いでダレス国務長官顧問が日本に来た。
3. しかるに、たまたま朝鮮の動乱が勃発したため、一時は、対日講和問題は又棚上げされたという報道もあつたが、その後次第に、民主主義諸国としては、日本の積極的な協力が得られるようにすべきであり、そのためには、何等かの形において対日講和を促進すべきであるとの論が強くなつて来、又、安全保障の問題についての国務、国防両当局の意見の不一致も、朝鮮動乱の勃発により解消したため、対日

講和が再び真剣に取り上げられてきた。

II 対日講和促進の理由

最近米国は、世界情勢の急迫化にかんがみ、世界全般にわたり、共産勢力に対する民主主義諸国の陣営の整備強化を急いで来ている。米国政府がこの際対日講和を促進しようと決意した動機は、およそ次のようなものであると思われる。

1. 日本を速かに民主主義諸国の陣営に引き入れ、ソ連の東亜における新攻勢に対処する態勢を整えること。
2. 対日講和問題について、米国がその意図するところを実現するために、日本との関係においても、英連邦諸国その他との関係においても、朝鮮動乱の発生に伴う新事態を利用すること。

III 今後の発展

(1) 多数講和方式の問題

今回の動きは、米国としては、いよいよ多数講和についての決意をしたことを意味する。問題は、他の民主主義諸国がこれに対していかなる態度をとるかであり、最大の難関は、中国の関係であろう。

1. 米国は、一応、ソ連を含め、又国民政府を相手とする建前をとっているが、ソ連と国民政府との個別交渉は、一番後廻しにするであろう。

個別交渉の内容は、議決方式等の手続問題のみに止まらず、多数講和に対する民主主義諸国の意向の打診、平和条約の基本的な内容にも及ぶであろう。これは、トルーマン大統領が記者会見で、記者側からの質問に対し、日本の再武装問題も「非公式の討議において検討せられる問題の一部である」と答えたこと、又トルーマン大統領の発表の翌日（15日）国務省の当局者が米国の平和条約案の大綱を非公式に発表したことから推察される。

2. ソ連は、手続問題で譲歩せず、従つて、結局、脱落するであろう。
3. 国民政府を中国の政府として参加せしめるについて、問題は、英国やインドがいかなる態度をとるかということである。特に、インドは、最も強く難色を示すであろう。中共政府の参加の可能性については、米国が関係各国と個別交渉をやっている間に、極東委員会構成国の中、いま1国が中共を承認して、中共政府承認国の方が多数を占めるに至るような場合には、米国としても中共政府の参加に

反対し難くなるであろう。（注）しかし、中共政府は、ソ連と同調するであろうから、実際問題としては、結局のところ参加しないことになる公算が大きい。そうなると、インドの如きは、ソ連のみならず、中共政府をも除外した多数講和に参加することには、その従来に対中共態度にかんがみ、相当難色を示すものと思われる。このように、中国を代表する政府の問題は、最も困難な問題であるが、結局、中共政府も国民政府も参加させないことに落着くかも知れない。

注 極東委員会構成国の中共政府承認状況

承認国	（承認月日）	未承認国
ソ 連	（49. 10. 2）	米国
ビ ル マ	（49. 12. 17）	フランス
イ ン ド	（49. 12. 30）	フィリピン
パキスタン	（50. 1. 5）	オーストラリア
イギリス	（50. 1. 6）	ニュージーランド
オランダ	（50. 3. 27）	カナダ

(2) 内容上の問題

今回国務省の当局者が非公式に発表した条約の内容に関する米国案には、民主主義諸国の間でも、異論があるように報道せられている。特に、日本の再軍備について、禁止ないし制限する規定を設けないことについては、一部の国に相当強い反対があるようである。

(3) 結 論

手続上も、内容上も、種々困難な問題があるから、まだ手放しの楽観はできない。米国としては、民主主義諸国との間に、平和条約の基本的な内容に至るまで大体的話がまとまった上で、いわゆる講和予備会議を招集し、多数講和を実現しようとするであろう。しかし、関係各国との個別交渉の成行如何によつては、多数国による講和予備会議の開催、多数講和の成立という段取をとらないで、結局、いわゆる個別講和（2国間条約）ないし戦争状態終了宣言というようなことに落着く可能性もなくはない。しかし、今回の米国の動きから、何等かの形で、多数の諸国との間に平和回復が結実するに至ることだけは、確実である。

A-2 米国の対日平和条約案の構想（25. 10. 2）

トルーマン米国大統領が対日講和に関する声明を発表した翌9月15日、国務省係官

は対日講和に関する米国の構想を明らかにした（9.15. 米国政府ビュレティン一別添）。

この米国案は、もつぱら敗戦国を制約する趣旨で作られる一般平和条約とは根本的にその性格を異にし、日本を民主主義陣営の一員としてだきこんで日本にかれらと協力させ、あるいは、日本を活用する基礎をつくることを主眼とし、従つて、種々の「禁止」ないし「制限」についての規定を置かず、きわめて簡単な内容のものになっている。そして、米国政府としては、その案について、ある程度の修正には応ずるが、その基本原則を変更する意図はない、と國務省当局は述べている由であり（9.19. UP、外国外交官筋）、このことは、今回、米国が対日講和の促進を決意するに至つた理由（「対日講和問題に関する情勢判断」参照）からも明らかである。

しからば、米国は何をもつて基本原則としているかということになるが、一応の観測としては、

- (1) 日本の再軍備を禁止ないし制限しないこと
- (2) 米国軍の日本駐屯の道を開いて置くこと
- (3) 日本の経済発展に対して不当の障害を設けないこと

の三つであると思われる。

従つて、今後の問題は、米国が対日講和の基本的目的を達成するために、これらの基本原則以外の点について、どの程度関係諸国の主張に妥協するかということである。

右のような観点から、対日平和条約の主要な問題点を拾つて見よう。

(1) 領土条項

琉球列島（9.15. 米国政府ビュレティン）小笠原諸島及び硫黄島（9.22. UP、米国務省スポークスマン）は、米国の信託統治領となる。もつとも、その態様及び地域的範囲は、不明である。

台湾については、イタリー平和条約における旧イタリー植民地の処理の場合のような方式が考えられている。イタリー平和条約においては、旧イタリー植民地の処理について平和条約実施の日から1年以内にその処分を協定することができない場合には、国際連合総会の決定にゆだねることにしている。

南樺太及び千島列島については、何ら触れていないが、日本は、これらの領土に対する権原を放棄することを約せしめられることになる。

(2) 政治条項

占領と管理が終止することと日本の国際連合加盟を支持する趣旨が明らかにされるであろう。

政治上の制限としては、日本が占領管理下にあつて、政治、経済、教育、社会等の面で行つてきた民主化に関する根本原則を確保する趣旨の抽象的な規定が設けられ、その場合、(1)軍国主義的諸団体の禁止、(2)戦争犯罪人及び追放者に対する措置の維持、(3)地方分権、(4)警察制度、(5)労働条件及び社会保険制度の国際水準維持並びに労働者の団結権の保障及び労働組合の発展の援助、(6)財閥の解体、過度の経済力集中排除及び独占禁止等の確保、(7)農地改革の維持等の諸項が問題となろう（右(5)及び(6)には、日本の国際経済における競争力の減殺の意味合いもある）。

(3) 軍事条項

日本の再軍備を禁止ないし制限する条項は設けられない。これは、米国の基本的主張であるから、関係諸国が強く反対しても、譲らない。しかし、日本軍国主義の復活を懸念する露、比、新等の諸国の反対に対しては、米国は、何らかの妥協を余儀なくされるべく、海軍及び空軍について制限ないし禁止し並びに一定の兵器（航空機、軍艦等）の製造を禁止する可能性がある。

なお、海上の警察力についても、何らかの制限を受ける可能性がある。

(4) 経済条項

1. 経済上の制限

米国は、正常の経済活動を制限するような規定を一切設けず、日本国民のために健全な経済とより高い生活水準を許す条約を想定している。しかし、前述の通り、一定の兵器の製造は禁止される可能性があるが、それに伴い、軍用にあらざる航空機、船舶の製造についても制限を設けることになる可能性がある。

2. 賠償

米国は過重な賠償を規定しない寛大な条約を望んでいる。問題は、フィリピンであるが、賠償が新たに請求されることはないものと思われる。

(5) 条約履行の保障

平和条約が政治的、軍事的及び経済的に詳細な制限的規定をほとんど含まないものとすれば、条約の履行を監視するための機構を特に設置する必要はないということに

なる。しかし、イタリー平和条約の場合（ローマ駐在の大使に若干の権限を認めている）程度のもものは規定される可能性が多い。

(6) 安 全 保 障

平和条約の中に、日本の安全保障に関する規定が設けられるかどうかは明らかでない。

駐兵に関する規定については、その形式、内容共に、明確でない点が多いが、一応、次のようなことが考えられる。

(イ) 「米国空軍が英国に駐屯しているのと同じような関係」といい、又、日本に止まるべき米国軍は、「占領軍ではなく、米国が現に欧州に送りつつある増派部隊が欧州諸国に対してもつと同様の関係を日本に対してもつ」という。これから推測されるところは、共同防衛のため、被駐屯国側の要請に応じた派兵という考え方である。

従つて、駐兵に関する約定の内容は、たとえば軍事基地貸与の場合のようにリベッドなものではなく、相当融通のきくものになる可能性が多い。「日本に米国のベイスをもつのではなく、米国軍が日本にベイスされる」というのにも、そういう意味合いが含まれているとも解される。そうなると、駐兵地域のごときも、正式の国際約束としては、余り明確に区画されないかも知れず、いずれにしても、十分に行動の自由をもちうるように規定されるであろう。

経費の負担についても、日本防衛のための派兵に対する反対給付として、現在日本側が負担している施設、役務等に関する経費と同種の経費の負担を求められる可能性がある。

(ロ) 駐兵ということが、建前上、国際連合と結び付けられるかどうか、明らかでない。国務省の係官の談話は、国際連合との関係について言及していない。国際連合に結び付けられるとすれば憲章第51条（「この憲章のいかなる規定も、国際連合加盟国に対して、武力攻撃が発生した場合において、安全保障理事会が国際の平和及び安全の維持に必要な措置を執るまで、個別的又は集団的な固有の自衛権を害するものではない。……」）を引用する位のところであろう。これは、前記談話中に、「日本国憲法は軍備の保有を禁じているが、これは、国際連合憲章にいわゆる固有の自衛権を排除するものとは解されない」とあることから、うかがわれる。

A—3 米国の対日平和条約案の構想に対応するわが方要望方針（案）（昭和25. 10. 4）

目 次

第1 方 針

第2 要望の内容

- 1 領土条項
- 2 政治条項
- 3 軍事条項
- 4 経済条項
- 5 条約履行の保障
- 6 安全保障（駐兵）

第1 方 針

米国は、対日平和条約を、一般の平和条約とは異なり、日本をして民主主義諸国と協力せしめるための基礎を設定するものとして構想している（別紙「対日講和問題に関する情勢判断」及び「米国の対日平和条約案の構想」参照）。従つて、わが方としては、対日平和条約の内容となるべき事項について、大胆卒直にその要望を表明すべきである。しかし、わが方の要望の根本基調は、これを次の五つの原則におくものとする。

- 1 独立国としての完全な主権の回復と平等の基礎における民主主義諸国との協力
- 2 民主主義諸制度維持の不可欠の前提としての日本経済の自立
- 3 領土問題及び駐兵問題の取扱における国民感情の尊重
- 4 世界的安全保障機構による日本の安全の確立
- 5 世界の平和と繁栄の増進に対する積極的寄与

わが方の要請の時期については、米国からの日本側所見開陳方の要請を待っていると、平和条約案の大綱が決つてしまつた後になり時期を失することとなるおそれがあるから、政府としては、この際、米国からの要請をまたず、非公式に日本側の要望を、下記の要領により、表明することとしたい。後述の通り、米国軍の日本駐兵に関し、事前に国際連合総会の決議を得る方式を採用するということであれば、国際連合総会の会期の関係上、特に至急措置する必要がある（A—4の案による）。

なお、今般発表された米国の平和条約に関する構想に対して、日本の新聞紙上にほとんど何らの反響があらわれていない。こういう状況がいよいよ平和条約が締結されるまで続くことは、長い眼で見て面白くないから、本件申入れに関連して、講和問題に関する言論を自由にすることについて、総司令部の了解を得ることとしたい。

第2 要望の内容

1 領土条項

朝鮮の独立、台湾、澎湖島、関東州租借地、南洋委任統治地域及び南樺太に関する権利権原の放棄については、異存ないこととし、次の諸項について要望する。

(1) 千島列島は、ソ連へ引渡されないこと。

南樺太が日本から切り離されることは、ポツダム宣言の文言（「日本国の主権は、本州、北海道、九州及び四国並びにわれらの決定する諸小島に局限せられる」）から推測されるが、千島列島については、「われらの決定」にゆだねられているものに属するというだけである。この決定は、米英ソ間では、すでにヤルタの秘密協定でできていたわけであるが、これは、領土の拡張を求めずとした大西洋憲章の条章及び精神に違背するものであり、又日本のみならず、他の連合諸国の関知するところではない。従つて、3分の2の多数で否決され、ヤルタ協定の規定が実現されなくなることも、技術的に不可能ではない。そして、千島列島については、日本の領有関係の歴史的因縁が最も深い。以上の理由から千島列島の保有を要望する。

なお、齒舞諸島及び色丹島は、北海道の一部であつて、千島列島には属しないから、領土処分の対象となすべきではないという立場をとる。

(2) 琉球列島、小笠原諸島及び硫黄諸島は、日本から切り離されないこと。

これは、今後長きにわたる国民感情上の問題であり、従つて米国側にとつても、政治的に重要な点として強く要望する。米国の対日平和条約案の構想によれば、日本の本土に米国軍が駐屯することとなる以上、これらの諸島を本土と別個のベイスンにおく必要は、何もない。この場合、米国において、これらの諸島の使用が是非共必要とあらば、わが方としては、十分に米国側の要望に沿うようにする用意があることを明らかにする。

米国側で、本土と別個のベイスンにおくことを固執する場合には、地域を最小限度に止め、しかも何らかの方式により、日本の領土主権が残される形をとることを要望する。（注）

(注) 1 かかる方式としては、これら諸島の特定地域に限つて、本土とは別個の軍事的使用協定を締結することを考慮する。

2 上記の要望がどうしても通らない場合には、信託統治を受諾するが、その場合にも、地域を最小限度に限定し、左のいずれかの方式を考慮されんことを要望する。

(イ) 日本と米国が共に共同の施政権者となる。

(ロ) 信託統治の期間を定め、期間終了後は人民投票によつて帰属を定める。

(ハ) 特定期間経過後、米国は施政権者としての権利を日本に引継ぐ。

右いずれの場合にも、日本との経済的商業的交流について、これら地域と日本との従前の密接な関係が続けられるようにする。

2 政治条項

日本は、民主主義体制を護り抜いて、自主的立場に立つて世界の平和維持に積極的に貢献せんことを期しているのであるから、その趣旨により、次の諸項目を十分考慮されたい旨を要望する。

(1) 独立国としての完全な主権を回復し、自由諸国民の共同体における平等な一員となること。

(2) 日本の民主化に関する規定を平和条約中に設ける必要はないが、これを入れる場合には、日本は民主化に関する根本原則を確保して行く所存であるから、イタリア平和条約第15条のように、民主主義の基本原則を掲げるに止めること。

(3) 占領管理下における改革の現状 (1)軍国主義的諸団体の禁止、(2)戦争犯罪人及び追放者に対する措置、(3)地方分権、(4)警察制度、(5)労働条件及び社会保険制度の国際水準維持その他労働関係諸制度、(6)財閥の解体、過度の経済力集中排除及び独占禁止等、(7)農地改革等)をそのままフリーズしてしまうような規定を設けないこと。

(4) なかんずく、警察制度及び警察力について、制限を設けないこと。

(5) 日本の国際連合への加盟を支持することを約する規定を入れること。

(6) 戦争犯罪人については、新しい訴追を打ち切るとともに、平和条約の成立の機会に、連合国において戦争犯罪人に対して大赦の措置を執られるように懇請する。なお、刑の執行を日本側に一任すること。

3 軍 事 条 項

日本の再武装を禁止ないし制限する規定を設けないことは、日本の自主性の尊重という意味においてアプリシエイトしつつ、同時に、日本は、再武装の意思をもたないことを、理由を挙げて明らかにする。

4 経 済 条 項

日本は、経済自立を達成し、東亜諸地域の経済開発、ひいては、民主主義世界全般の経済発展に積極的に寄与することを熱望しているものであるから、経済上の制限は、一切これを設けないのみならず、進んで世界経済における活動の自由を確保されるように次のことを要望する。

(1) 国際経済機構への参加

平和条約中において、日本の各種国際経済機構への参加を支持する旨の規定を設けること。

(2) 通商及び資源に関する機会均等

経済自立に資するため、国際通商及び資源利用上の均等待遇の確保に関する規定を設けること。

(3) 産 業 制 限

潜在的に軍需工業の基盤となるという理由で、産業に対する制限を設けないこと。

(4) 海 運

一切の制限を設けないこと。

(5) 漁 業

一般的国際条約に基く制限以外の制限が課されないこと。

(6) 賠 償

すでに撤去済の施設以上に一切の賠償、特に新規生産物の取立が行われな

(7) 在 外 資 産

連合国により賠償の見地から処分される日本人の在外資産のための日本国民に対する日本政府の補償義務について、日本経済の背負い切れないような補償を結果するような原則的規定を設けないこと。

(8) 割譲地に関する経済財政事項の処理

割譲地に関する各個の公私の債務（公債、保険その他）について、日本の公私の分担を追求しないようにすること。

なお、平和条約の締結に関連し、経済的及び技術的援助の継続を懇請する。

5 条約履行の保障

平和条約を誠実に履行する日本の決意にかんがみて、関係各国による監視の要はないことを指摘する。

6 安全保障（駐兵）

日本の安全保障問題に関するわが方の基本的な考え方を明らかにし、これに基いて次の3項を要望する。

(1) 駐兵に関する取極は、平和条約と別個にすること。

平和条約は、強制的な性質のものであり、これに対して、駐兵は、日本側もこれを希望して行われる建前のものであるから、両者を一つの条約で規定することは、国民感情上おもしろくない。又、駐兵が保障占領的の意味合いのものではなく、日本の安全保障のためのものであるから、これを平和条約自体で規定することは不適当である。駐兵は、その原則規定を含めて、あくまで別個の取極によることとすべきである。

(2) 駐兵に関する取極は、期間、地点、経費の負担、特権等について、合理的且つ明確に規定すること。

平和条約の締結により、占領管理の「管理」の方は解かれても、駐屯の態様が不明確であるならば、それは現在の米占領軍と大差ないこととなり、講和に期待されていた利益の重要な1項が失われる。駐兵の期間、地点、経費の負担、特権等について、合理的且つ明確な規定がおかるべきである。

(イ) 駐兵については、一定の期間（この期間は、政治的に見て、なるべく短い方が賢明である）を定め、更新の道を開いて置くと共に、期間継続中といえども、国際連合総会の決議がある場合には、終了することとする。

(ロ) 地点は、なるべく中心部から遠い場所に限定する。

(ハ) 経費は、原則として米国側の負担とする。

(ニ) 駐屯軍の特権については、一般国際法上、一国の軍隊が他国に駐屯する場合に

享有する特権の範囲内で明確に規定する。

(8) 国際連合との結び付きを、できるだけ、密接且つ具体的にすること。

これは、現在の国民感情からも、又政治的観点からも、大切なことである。すなわち米軍の日本駐屯が単に日本と米米一国との特殊関係に基くものでなく、客観的に日本の防衛が世界の安全保障組織（すなわち国際連合）の一機能であるという意味の名分を立てなければならないのである。この機能を体現して、その衝に当るという方が、米米としても、名分が立つて具合がよいであろう。

これについては、種々の方式が考えられるが（注）、最も理想的な行き方としては、駐兵に関する取極がなされる以前に、国際連合総会において、「国際連合は、日本の安全を確保するため適当の措置を執ることを米米に求める」趣旨の決議が採択され、これに基いて、日米間の取極がなされることである。米米にその決意さえあれば、総会において、このような決議を成立させることができるはずである。

（この点にかんがみるも、総会の会期（11月末閉会）の関係上特に至急措置する必要がある）。

（注）この方式については、国際連合総会の決議の有無とその時期を基準として分類すれば、次のようなものが考えられる。

(i) 決議を取極の締結前にする方式

駐兵取極が平和条約と同時になされる場合には、この方式によるのが最も理想的である。総会では、極東委員会構成国のうち平和条約に参加を予定されているもの全部の共同提案とするのが適当であろう。

(ii) 決議を取極の締結後にする方式

駐兵取極は、その締結後最近の機会に、総会によつて承認されるべきものとし、それによつて効力を確定されるものとする。これは、(i)の方式が不可能の場合の次善の策である。

(iii) 決議のない方式

駐兵取極で憲章第51条を引用し、米米と日本とが相互に集団的自衛権が発生する関係にあることを明確にするに止める。これは北大西洋同盟条約の方式であり、米米が現在考えているものは、これであろうと思われるが、これでは国際連合との結び付きがきわめて薄い。

A-4 対米陳述書（案）（25, 10, 4）

われわれは、去る9月14日トルーマン大統領がなされた対日講和問題についての非公式討議開始方に関する声明を心から歓迎した。そして、その翌日、米米政府当局者によ

つて明らかにされた対日平和条約の構想を知つて、さらにその喜びを深くした。それは、米米の構想する対日平和条約が、もつぱら戦敗国を束縛する趣旨で作られる一般の平和条約とは根本的にその性格を異にするものであることを端的に示している。ダレス氏は、8月1日サン・フランシスコで行つた演説において、「日本国民に、自由諸国民の共同体における平等のパートナーとなり、世界の平和、安全、経済繁栄、文化的及び精神的生活に貢献する機会」をすみやかに与える要あることを強調された。右の平和条約の構想は、この趣旨によるもののようである。われわれは、米米政府のこのような態度を深く多とし、又、それが民主主義世界全体の利益に合致するゆえんであることを信ずるものである。

われわれは、平和条約によつて、独立国としての完全な主権を回復し、民主主義諸制度維持の不可欠の前提として日本経済の自立を達成し、世界的安全保障機構により日本の安全を確立し、もつて世界の平和と繁栄に積極的に寄与せんことを念願する。

われわれには、平和条約の締結前に、正式に意見を表明する機会が与えられるかも知れないが、それに先立ち、ここにあえて貴方にわれわれの所見を卒直に開陳せんとするのは、将来における緊密なる協力体制の基礎を置くことが、貴我双方の共同目的であり、日本の利益とするところは、米米その他の関係国のひとしく利益とするところであるべきを固く信ずるからである。ここに述べる要望の中には、戦敗国として戦勝国に対して提起するのはいかかと思われる節があるとすれば、それも右のような考え方から来るものと了承されたい。

1. 領土問題

われわれは、大西洋憲章の諸原則に賛同するものであつて、もはや住民の意思に反して領土を持つとは思わないのであるから、台湾及び澎湖島に対する権原を放棄し、朝鮮を独立させ、南洋諸島の委任統治を放棄することには充分の用意がある。

またこの故にわれわれは、本来の日本一すなわち歴史的にも人種的にも常に日本のものであつたすべての島を保持することを許されるように希望する。これらの諸島は、日本が戦争により取得したものでなく、久しく、且つ継続的に日本の領土であつたものである。どう考えても、カイロ宣言にあるように日本が「暴力とどん欲で奪取し又は占領した」領土ではない。日本の領有の根源自体が、日本にこれらの諸島を保有する充分な根拠を与えている。連合国は、この根拠を無視する不正義をあえてなされないものと期待する。

われわれは、何故に南樺太のほかに千島列島を放棄することを要求されなければならないかを理解し得ない。

われわれは、現在ソ連によつて不当に占領されている歯舞諸島及び色丹島の原状回復を当然期待する。

われわれはまた、現在日本の行政の範囲外にあつて、米軍の占領下にある南西諸島、小笠原諸島及び硫黄諸島の領有を保持することを希望する。もし、米国において、これらの諸島の使用が是非共必要とあらば、充分米国側の要請に沿う用意があることを附言したい。

面積からいえば、これらの諸島は小さい。あまり小さいので、連合国はわれわれがこう強くその保有を主張するのを不思議に思われるかもしれない。しかし、海外領土の全部を失つた日本国民にとっては、本土のどんな小さい部分でも剥奪されることは、堪え難いことである。これらの小島は、今や経済的にも、その面積に比例しない大きな意味をもつに至つた。

(1) 千 島 列 島

千島列島については、ウルップ島以北の北千島は、1875年の千島樺太交換条約によつて平和的に獲得したものであり、また南千島は、常に日本の領土であつたもので、1855年の日魯通好条約によつて正式に確認された日本の領有権は、かつていかなる国家からも問題とされたことはなかつた。

ヤルタ協定は、南樺太はソ連に「返還さるべし」と規定しているが、千島は「引き渡さるべし」と規定している。日露戦争前の原状回復が目的であつたとすれば、南樺太の返還をもつて足りるであろう。何故に千島をも、しかも南千島をも含む千島の全部をも引き渡すのであろうか。これは領土拡張政策を排した大西洋憲章の条章及び精神に真向から違背する。

千島列島は、緯度の高い関係上、在住民は比較的少なかつたが、すべて、少数のアイヌ人を含む日本人であつた。しかしながらこの列島の近海は豊かな漁場に富み、戦前における漁獲は、戦前価格で年額6千万円に及び、2万人の漁業者とその家族の生計をささえていた。この重要な漁業の中心地喪失は、日本の経済及び食糧の供給に少なからざる打撃を与えることになる。（別添「日本の附属小島Ⅰ、千島、歯舞及び色丹島」「南千島、歯舞及び色丹島」及び「樺太」参照）。

(2) 歯舞諸島及び色丹島

北海道根室半島ノシャップ岬の沖合に散在する歯舞諸島及び色丹島は、現在千島列島と同じようにソ連軍の占領下にある。

しかし、これらの島は、千島列島の一部ではない。この事実は、戦前出版された英国及び米国の水路誌のいずれによつても認められている事実であり、連合国総司令部の指令も両者を区別している。

これらの島は、地帯構造上千島列島とは区別して北海道根室半島の延長部を成すものである。行政的には、これらの島は、徳川将軍の時代このかた根室国の一部であり、日本人のみが居住していたものである。これらの島は、日魯通好条約（1855年）及び千島樺太交換条約（1875年）に関するものを含み、いかなる外交交渉においても論議的となつたことはない。

1945年9月2日の連合国総司令部指令第1号に基いて発せられた陸海軍一般命令第1号によつて満州、北緯38度以北の朝鮮、樺太及び千島にある日本軍は、極東ソ連軍指揮官に降伏することになった。千島に送られたソ連軍は、歯舞諸島及び色丹島も占領した。次いでこれらの島から日本人を退去させ、千島と同様に取り扱っている。モスコウ政府は、千島に関する日露領土交渉に関してその有するすべての記録に照らして、歯舞諸島及び色丹島の領有に関する事実を知らなかつたと主張しようとは思われない。われわれは当然、ソ連によるこれらの島の不当な「事実上の」占領が「法律上の」併合となることを許されることがないように望むものである。本土の一部であつて、北海道本島から指呼の間にあるこれら歯舞諸島及び色丹島を剥奪されることは、民族の心に癒え難い傷手を負わせるものであろう。

のみならず、これらの島は、長い間日本の重要な漁業の中心地であつて、かに、たら、ほたて貝を多産し、こんぶに至つては日本全生産額の45パーセントを産していた。このためその喪失は日本の食糧事情と輸出貿易に大きな打撃を与えるものである。（別添「日本の附属小島Ⅰ、千島、歯舞及び色丹島」「南千島、歯舞及び色丹島」参照）。

(3) 南西諸島、小笠原諸島及び硫黄諸島

南西諸島、小笠原諸島及び硫黄諸島は、米国の信託統治地域とする構想である趣であるが、われわれはこれら諸島を従来通り保有することを強く希望する。

これらの諸島は、後述の通り古くからわが国に知られ、その住民はわれわれと同一の民族に属し、その地域は日本本土の一部又は延長と考えられてきたのである。このことは、歴史上の文献において明らかであるのみならず、これら地域の遺物や遺跡にもあらわれており、近代に至つては、正式にわが本土の行政区域に編入され、本土の法令がそのまま施行されきたつたのである。

しかるに、いま、米国の信託統治におかれるとすれば、国際連合憲章にもとづいて、これら地域はわが国から分離され（第77条(ロ)）、その将来は、自治又は独立に向うことになる（第76条(ロ)）。これは、わが国民感情上どうしても納得し難いところである。そもそも国際連合における信託統治制度の本来の使命は、たとえばアフリカの諸地域のように、文化の程度の著しく低い地方の民度を向上発達させることを主要眼目とする。しかるにこれらの諸島は、わが本土の一部又はその延長であり、政治、経済、社会、教育のいずれの点よりするも、本土と同様の程度にあり、ことさら、これらの諸島のみ切り離して、信託統治制度を施行しなければならないという理由を発見し難いのである。

これらの諸島に対する領土主権を失うことは、わが本土の住民のみならず、これら諸島の住民にとつても、到底耐え難いところである。

もちろんわれわれは、米国がこれらの諸島に対して重大な軍事的価値を置いている点について、深い認識を有する。そして、軍事上の点については、わが国自身の安全保障の見地からも米国の要望に応え、積極的に協力する用意をもつ。しかしこれは別の方法によつて十分に達成できると信じる。たとえば、日米間における安全保障に関する取極をこれら諸島に対しても適用すればよいのであつて、これら諸島のみ本土と区別して、別個のステイタスに置く理由を発見し難いのである。われわれは、将来永きにわたる日米間の親善及び信頼関係のために、これら諸島の取扱については、特にわが国民感情を十分考慮せられんことを要望する。

(イ) 南 西 諸 島

沖縄を含む南西諸島の住民が人種的に本来の日本人に属することは、考古学的、言語学的研究によつて疑問の余地なく確立されたところである。なかんずく、奄美諸島以北の島々は、12世紀末以来九州の島津藩の領地の一部であつた。沖縄諸島は、7世紀以来日本の宗主権に服していたが、その地理的位置が遠く且つ孤立して

いるため、地方的特色が生ずるに至り、政治的にも、12、3世紀から16世紀までオートノマスの地位を得るに至つた。しかし17世紀には九州の島津藩の封土に加えられ、広汎な自由を許されていた。明治維新以後は、奄美諸島以北の島々は鹿児島県の一部となり、沖縄諸島以南の島々には沖縄県が設置され、他の諸県と全く異なるところのない施政が行われた。その住民は、他の諸県の住民と全く同一の権利を享有した。

1940年における南西諸島の人口は、約80万であつた。又、これらの諸島の出身者は多数日本の他の部分に住居し、相互に交通し、これらの諸島と日本の他の部分と一体化していた。従つて、これが剥奪されることは、4大島の一部が剥奪されるのと同じことである。（別添「日本の附属小島Ⅱ、琉球及び他の南西諸島」参照）。

(ロ) 小笠原諸島及び硫黄諸島

小笠原諸島は、16世紀末、日本人によつてはじめて発見された。爾来断続的ながら島の開発事業が行われ、1875年公式に日本領土に編入され、東京府の一部となつた。

1944年には人口6千2百に達した。その大部分はこの地を家郷とする永住者であつた。外国人は80名にすぎず、彼らも日本国籍を取得し、日本人と親しく混住していた。

硫黄諸島は、列国いずれも領有権を主張することなく、19世紀末まで無人のままであつた。1891年に至つて日本に帰属し、東京府の管轄下に置かれた。爾来日本人が住みつきはじめ、1944年には人口千余に達した。小笠原の場合と異り外国系の人は全然含まれていない。（別添「日本の附属小島Ⅲ、小笠原及び火山列島」参照）。

2 政 治 問 題

マッカーサー元帥は、1950年9月2日、「再編された日本は、アジアにおける今後の事態の成り行きに遠大な影響を及ぼすものと期待される。占領の基本目的は確保された。いまや平和状態にある日本は、政治的にも経済的にも社会的にも世界の信用を裏切ることはないであろう」と述べられた。われわれは、この見地から次の諸項を要望したい。（別添「日本の現状（政治篇）」参照）。

- (1) われわれは、平和条約によつて、独立国として完全な主権を回復し、自由諸国民の共同体における平等な一員となることを要望する。
- (2) 日本の民主的改革は、すでに完成されており、日本の民主化に関する規定を平和条約に設ける必要はないと考える。独立国としての体面からいつても、平和条約でこれを強制されるような形となることは、面白くない。しかし、もとより、日本は、民主主義体制を護り抜くことを自ら決意しているものであるから、平和条約に日本の民主化に関する規定を設ける場合には、イタリア平和条約第15条のように、民主主義の基本原則を掲げるに止められたい。
- (3) 占領管理下に民主的改革のために樹立された諸制度の具体的内容をそのまま恒久化することになるような規定を設けることは、避けられたい。しからずんば、日本人自身の創意と責任において民主政治を運営し、本当に日本人自身のものとなつた民主主義を發展せしめるということにはなり得ないからである。
- (4) なかんずく、警察制度及び警察力について、国内治安確保の不可欠の要件として、何らの制限も設けられないことを強く希望する。われわれの見解によれば、次の3点が最も重要である。
 - (イ) 軍隊がないことを考慮し、日本の人口に対応して国内秩序の維持に十分な警察力を保持すること
 - (ロ) 近代犯罪及び集団擾乱並びに国際的背景をもつ第5列的活動に対抗するに十分な機動的組織を確立し及び装備を保有すること
 - (ハ) 沿岸水域の治安維持に十分な海上警察力及び装備を保有すること
(別添「警察問題」参照)
- (5) 日本の国際連合への加盟を支持することを約する規定を設けられたい。長い間国際社会から切り離されていた日本国民は、国際連合に加盟して、国際社会の完全な一員となり、国際平和の維持に寄与したいという絶大なる期待をもっている。実際問題として、加盟の実現は差当り困難であろうが、イタリア平和条約におけるより以上に明確な加盟支持の趣旨の規定が設けられるならば、日本国民は、これを連合国の好意として大いにアプリシエイトするであろう。
- (6) 戦争犯罪人については、新しい訴追を打ち切るとともに、平和条約の成立の機会に、連合国において戦争犯罪人に対して大赦の措置を執られるよう懇請する。なお、

刑の執行を日本側に一任されるよう希望する。(別添「在外邦人の処遇」参照)。

3 軍 事 問 題

米国は、平和条約で日本の再武装を禁止ないし制限する規定を設けない意向である趣であるが、われわれは、これを、日本の自主性を尊重されるという意味合いにおいてアプリシエイトする。

しかし、われわれは、次のような理由により、再武装の意思を有しないことを、ここに明らかにして置きたい。

- (1) 日本は、日本の安全をあげて平和を護り抜こうとする日本人自身の決意と平和愛好諸国の道義的支持とにかけようとするものである。軍備の保有は、たとえ許されたとしても、国家の破産を招来すること必定であり、不完全な軍備の保有は、かえつて他国の侵略を誘致するに過ぎないと信ずる。われわれは、無軍備こそ、日本の安全に対する最大の保障たることを確信するものであり、これは、国民全般の確信となつている。
- (2) 日本は、新憲法第9条により、軍備を保有しないことを世界に宣言した。この憲法制定後いくばくもなくして、これを改正して再武装することは、世界に対する国家の信用を保持するゆえんでない。
- (3) 近隣諸国の中には、今なお日本の再侵略を懸念するものがある。日本の再武装は、日本が最も希望しているこれら諸国との友好関係の確立を阻害する恐れがある。
- (4) 日本は、軍備のない現状の下においても、国民生活の維持すら外国の援助にまたなければならぬような状況にある。再武装を始めたなら、経済回復の進行を一段と遅らせる結果にならざるを得ない。

4 経 済 問 題

日本は、経済自立を達成し、民主主義国家の基礎を確立し、進んで東亜諸地域の経済開発に寄与し、ひいては民主主義世界全般の経済発展に参与することを熱望している。

ダレス氏は、前述の通り、日本国民に、自由諸国民の共同体における平等のパートナーとして世界の経済繁栄に貢献する機会を与えるべきことを説いたが、その同じ演説の中で、「日本は、ソ連を除いてアジアにおける唯一の大なる工業力をもつ国であるが、この力は、将来自由の大義に奉仕すべきであり、独裁主義の道具になつてはならない」と

指摘している。これは、われわれの熱望に完全に合致するものである。この熱望の実現の機会が与えられることこそは、実に、われわれが平和条約の締結に期待する最大の利益である。伝えられる米国の構想は、この趣旨によるものであることが明らかであるから、経済上の制限に関する規定は一切設けないのみならず、進んで世界経済における活動の自由を確保せられるように次のことを要望する。

(1) 国際経済機構への参加

平和条約において、日本の各種国際経済機構への参加を支持する旨の規定を設けられたい。

(2) 通商及び資源に関する機会均等

経済自立に資するため、国際通商及び資源利用上の均等待遇の確保に関する規定を設けられたい（別添「在日外国人の地位」参照）。

(3) 産業制限

重工業、軽金属工業、機械工業、化学工業、造船、造機工業その他いずれの産業を問わず、ただそれが潜在的に軍需工業の基盤となり、その製品が軍需にも充当しうるといふ単なる可能性のみを理由として、これに対する制限を設けられることがないように希望する（別添「日本に許容さるべき生活水準」参照）。

(4) 海運

海運については、船舶の保有量、船型、速力、航行区域等についていかなる制限も設けられないよう希望する（別添「日本の海運」参照）。

(5) 漁業

漁業については、一般的国際条約に基く制限以外の制限が課されないことを希望する（別添「漁業問題」参照）。

(6) 賠償

賠償問題については、関係諸国の中に、相当強い要求をもつものがあることは承知しているが、すでに撤去済の施設以上にいかなる賠償の取立も行われないう切望する。

特に新規生産物の取立が行われる場合には、その製造に要する原料輸入のため日本経済の復興に寄与しない外貨支払が増加することとなる外、取立てられる生産物の日本政府による買上げが物の裏付のない財政支出を増加することとなる。日本の経済的

自立の遅延は、それだけ日本の経済復興を援助している米国の負担となるばかりでなく、ひいては、日本と経済的に密接な関係にある諸国の利益にも反するところであろう。（別添「日本の賠償」参照）。

(7) 在外資産

賠償の見地から日本人の在外資産をすでに処分し又は今後処分しようとする連合諸国は、私有財産尊重の原則をつらぬくために、右処分に対する補償義務を平和条約によつて日本政府に課せられるであろうと予想する。ところで、この在外資産は、ばう大な額に上る。そして、東亜諸地域におけるものがその大部分を占めるが、この東亜諸地域の在外資産は、これらの地域における特殊な政治的事情からして、どのようにして処分されたかも明らかにされ得ない状況にある（別添「在外邦人の処遇」参照）。従つて、日本政府の負うべき補償義務について、日本経済の背負い切れないような補償を結果するような原則的規定とか、資産所在国政府の協力なくしては実施できないような原則的規定を設けることなく、日本国政府が、国の財政能力と他の戦災被害者との衡平関係とを考慮して適当な措置を講ずる余地を残すよう配慮されたい。（別添「割譲地在留日本人と在日旧割譲地人」及び「日本の渉外債務、割譲地における債権債務」参照）。

(8) 割譲地に関する経済財政事項の処理

これらの地域に対する日本の関係は、経済的に「持ち出し」になつていたものである。そして、今次戦争の結果は、これらの地にある日本資産は、国有及び公有財産ばかりでなく、全部引揚げさせられた日本人の私有財産までも、すでに事実上没収されており（別添「在外邦人の処遇」参照）。これらの財産は、割譲地に関する一切の対日請求権を償つてはるかに余りあるものである。従つて、財産の没収に加えて、各個の公私の債務（公債、恩給、通貨、社債、保険、私人間債務等）について日本の公私の分担を追求しないようにされたい。（別添「日本の渉外債務、割譲地における債権債務」参照）。

なお、これは、直接平和条約と関係のないことであるが、米国が平和条約締結後においても、日本に対する必要な経済援助を続けられることに関する希望を、ここで述べることを許されたい。平和条約の締結により、日本が各種の経済活動に関する制限から免

がれば、その経済回復が大いに促進されることを期待するものではあるが、資源貧弱にして狭隘な国土にばう大な人口を抱えている日本が如何に努力しても、経済的に完全に自立し得るまでには、なお数年を要するであろう（別添「人口問題」参照）。その間日本が絶対に必要とする経済的及び技術的援助は、米国が、他の民主主義諸国に対して行っていると同様の形で、これを継続されることを懇願する。又、米国のアジア未開発地域への援助計画は、今後いよいよ具体的の段階に入るものと予想するが、その実施については、日本の有する工業力をできるだけ利用して、この大事業の達成に寄与できるようにして貰いたい。われわれは、こうして世界の経済繁栄に寄与することにより、米国が世界の民主主義諸国に対して行っている経済援助の背後にある偉大なる政治的目的の達成に、いささかなりとも貢献し、もつて、米国がこれまで日本に与え、又これから与えるべき援助に報いることを固く決意しているものである。（別添「日本の現状（経済篇）」参照）。

5 条約履行の保障に関する問題

日本の再侵略を懸念する諸国は、厳重な監視規定を設けることを主張するかも知れないが、われわれは、平和条約を誠実に履行する固い決意を有するものであり、そして、1日も早く、過去の戦争とそれに伴う結果を清算し、真に平等な民主主義諸国の一員となりたい次第であるから、関係各国による監視に関する規定のようなものは、設けられないように希望する。

6 安全保障（駐兵）に関する問題

日本国民は、日本が独立を回復した暁には、国の安全は国際連合によつて確保されなければならないという一点において帰一している。国際連合は、国際の平和と安全の維持をその主要な目的とする。そして国際連合の世界の平和と安全を維持する責務は、連合国に対するとひとしく非加盟国に対しても存することは、国際連合憲章の定めるところである。日本自体が平和愛好の民主国に徹することと国際連合の上記の使命との二つの上に、日本の安全は必ず確保されうる、いな確保されなければならない。従つて日本の安全保障について、特定国と特別の取極を必要とするとしても、その取極は、国際連合に根源を有するものでなければならないと信ずる。

平和条約に関する米国の構想は、「日本の安全を護るために米国軍の日本駐屯を許す」ものであると報ぜられている。これが真実であるとすれば、われわれは、それは、

日本の安全のためのみならず、共産勢力の武力進出に対する民主主義陣営の防衛策の一環として執られる措置として、原則的にこれに同意する用意がある。しかし、駐兵は、国際連合と、できるだけ密接且つ具体的に結びついたものでなければならない。

この駐兵に関する取極の内容については、これまで伝えられた限りにおいては、明確でないけれども、原則的な問題について、次の諸点をここで要望したい。

(1) 駐兵に関する取極は、平和条約と別個にせられたい。

駐兵は、日本の安全を護るため、保障占領的のものではないのであるから、米国として、これを平和条約自体で規定しようという心算ではないであろうと思う。駐兵に関する原則的な規定だけを平和条約に入れることも、適当でないと思う。この点は、政治的に特に重要であるから、その必要はないと思うが、特に断つて置きたい。

(2) 国際連合との結び付きを、できるだけ密接且つ具体的にせられたい。

米国軍の日本駐屯が国際連合による安全保障のための措置として明確にされれば、この問題についての国論の統一に資することは、きわめて大なるものがあるであろう。日本国民は、朝鮮の動乱に際し、たとえ非加盟国に対する侵略であつても、国際連合によつてこれに対して有効適切な措置が執られたことに深く感銘し、それ以来特に、国際連合による安全保障に期待している。従つて、われわれとしては、米国が、日本と駐兵に関する取極をなす以前に、国際連合において、「日本の安全を確保するため適当の措置を執ることを米国に要請する」趣旨の意思決定が行われ、これに基づいて日米間の取極をなすという方式を採用されることが最も望ましい。しかし、それがどうしても不可能な場合には、少くとも、取極は、その締結後最近の機会に、国際連合総会によつて承認されるべきものとし、それによつて効力を確定されるということとせられたい。米国軍の駐兵と国際連合との結び付きがこれだけ明確にされれば、たとえ国際連合による安全保障の実体が米国軍の日本駐兵に外ならないにしても、それは、朝鮮の動乱に際して韓国を救つた国際連合軍の実体が米国軍であつたと同じことであり、日本国民の大多数は、一致してこれを支持するであろうと信ずる。

(3) 駐兵に関する取極は、それによる駐屯軍が、性格的にも、現実的にも、従来の占領軍とは異なるものであることが、日本国民に十分わかるような内容のものとせられたい。

そのためには、駐兵の期間、地点、経費の負担、特権等について、できるだけ合理

的且つ明確な規定が設けられることが望ましい。

駐兵については、一定の期間（この期間は、政治的に見て、なるべく短い方が賢明である。）を定め、更新の道を開いて置くと共に、期間継続中といえども、国際連合総会の決議がある場合には、終了することとされたい。

駐兵の地点は、第一義的には軍事的必要によつて決定されるべきものではあるが、地点の選定については、なるべく都市地域を避ける等、政治的考慮も十分加えられたい。

経費は、従来終戦処理費として負担しているようなものも（別添「占領に関連する経費」参照）、原則として米国側の負担とせられることを希望する。これは、日本の経済力の現状にかんがみても、特に考慮されたい。しからざれば、経済、財政力に余力のない日本の現状では、結局、それだけ多額の経済援助を米国に仰がなければならないことになる。

将来永きにわたる間駐屯軍隊と日本政府または一般日本人との間に不愉快な紛争の生ずることを回避するため、駐屯軍隊の享有すべき特権（警察、課税、裁判、補償等に関する）や権利（演習、移動等に関する）については、詳細且つ明確に規定されることを希望する。

付録 2 対日平和条約想定大綱（昭和 25 年 9 月）

目 次

序

総 説

1. 前 文
2. 領土条項
3. 政治条項
4. 軍事条項
5. 経済条項
6. 条約履行の保障
7. 安全保障

序

- 1 本稿は、対日平和の条件として連合国側（多数側）が提出して来るものと予想されるもののうち主要なものを簡単にまとめたものである。
- 2 本稿は前稿（昭和 25 年 3 月）に準拠し、その後の資料を加えて 1950 年 9 月現在として全面的に改訂した。項目の区分はイタリア平和条約の例によつた。
- 3 本稿の内容は、機微にふれる点が多いので「極秘」としてあるが、この取扱には特に注意せられたい。

昭和 25 年 9 月

総 説

第 2 次世界大戦後今日までに締結された各平和条約では、その規定を領土、政治、戦争犯罪人、海軍、陸軍及び空軍、同盟国軍隊の撤退、戦争から生じた請求権、財産権利及び利益、一般経済関係、紛争の解決、各種の経済規定及び最終条項等の事項に分類して規定する方式がとられている（イタリア、ブルガリア、ハンガリー、ルーマニア、フィンランド各平和条約）。これらの平和条約では過去の事態を新に処理することが大きな眼目であつたのに反して、日本の場合には、事実上これらの処理が殆んど完了しているため来るべき平和条約は、戦争状態を終了させ、日本の独立を回復させることを主な目的とするものとなり、従つてその規定は簡単なものとなると思われる。将来締結されるべき対日平和条約においても規定の構成はおそらくこの方式をとるであろう。各編の区分もおおむねイタリア条約の例によるものと思われる。

1 前 文

- (1) 戦争状態の終止を宣言すること及びそのために平和条約を締結することが、前文に掲げられるであろう。
- (2) 日本との戦争状態の終了を宣言する国家は、もちろん、平和条約の締結国である。これ以外の連合国は、対日平和条約に加入するという形で戦争状態を終了することになろう（イタリア平和条約 88 条）。
- (3) 前文では、その外、次のことが掲げられるであろう。（イタリア平和条約前文）
 - (1) 日本がドイツ及びイタリアと同盟して侵略戦争をはじめ、その責任を分担していること。
 - (2) 日本が無条件降服し、降伏文書に署名したこと。

日本がポツダム宣言を受諾し、且つその内容を忠実に履行したことについて、何らかの規定が設けられる可能性が多い。

2 領土条項

(1) 領土の範囲

日本の領土処分を関係公文書に使用された表現を用いて、表示すると次のようになる。

- (イ) 台湾及び澎湖島を中国に返還する。
- (ロ) 南樺太をソ連へ返還し、千島列島をソ連へ引渡す。
- (ハ) 朝鮮を独立させる。
- (ニ) 南洋委任統治地域を放棄する。
- (ホ) 関東州租借地を中国に返還する。

1950・9・15日の米國務省の声明によれば、台湾については、対伊平和条約における伊太利植民地の処理の場合のような方式が考えられているようであり、また、1950・9・24日のAP電によれば、國務省のスポークスマンの言として、沖縄、小笠原諸島及び硫黄島の信託統治が伝えられている。何れにせよ多数講和の場合には以上の地域について日本はすべての権原を放棄することを約し、連合国がこれらの地域についてすでにとり、又は、今後とるべき措置を承認するといったような規定になると考えられる。

(2) 国籍

領土の割譲がある場合には、その住民は当然に新領有国の国籍を取得する。しかし、人権尊重の原則から一定期間内に原国籍を選択することを認め、原国籍を選択した者には所定の期間に退去させる（退去を義務とするものと任意とするものがある）慣行がある。日本の場合には、終戦後わが在外邦人はすべて新境界の内に移されたから、信託統治とせられる地域を除いては国籍の問題は起らない。但し、今なお少数の邦人が割譲地域に留用などの名目で残留しているので、これらの者について退去の自由と促進とを考慮してもらう必要がある。

在日朝鮮人は、朝鮮の独立回復にともない第3国に在留する朝鮮人とともに、当然朝鮮の国籍を回復するものとされよう（アルザス・ローレン型）。

在日台湾人については、台湾の帰属の決定とともに同様の取扱をうけよう。

ただ沖縄、小笠原諸島及び硫黄島が信託統治とされる場合（1950・9・24・華府発AP）には、これら地域の在住者及びこれら地域外にあるこれら地域出身者のステータスについて問題がある。

(3) 経済事項

領域の割譲にともなつて、経済上の相続問題がある。財産の相続と負債の相続とにわけて考えられる。

財産の相続については、割譲地にある国有及び公有の財産は無償で相続される。その他の私有財産は、賠償の名義で処分されよう。この最後の点は、割譲地域に関するイタリア平和条約第14附属書（割譲地域に関する経済的及び財政的規定）が割譲地域における私有財産の尊重を原則としているのと全くちがうところである。処分された私有財産の所有者にたいしては、日本政府が補償する義務を課される。

負債の相続については、

- (イ) 国又は公共団体の負債については、通貨、保険、郵便貯金、年金、地方的公債などに関する日本側の負債が領土継承国の負担となり（従つて日本側にある準備金などは同時に移転する。）、一般的公債、恩給などは引続き日本の負担となる（イタリア平和条約第14附属書の原則）ことになるのが普通であるが、こうなると断定しがたい。
- (ロ) 私人の負債については、私有財産の処分のうちにふくまれて、債権債務が相殺され、残る積極的財産が、賠償の名義で処分されることになると考えられるので、問題は起るまい。

3 政治条項

(1) 政治上の制限

イタリア平和条約第15条に相当する規定が、換言すれば、日本の新憲法の基本原則を繰り返した規定がおかれよう。これによつて、日本は、占領管理中に行つた改革を、憲法の改正その他の方法によつて、改める自由を拘束されると同時に将来における国家活動の基準とさせられるであろう。

イタリア平和条約第15条

「イタリア国は、イタリア国の管轄権の下にあるすべての者に対し、人種、性、言語又は宗教に関する差別なしに、人権並びに思想表現の自由、出版及び公表の

自由、宗教的礼拝の自由、政治的意見の自由及び公然の集会の自由をふくむ基本的自由の享有を確保するため、必要な一切の措置をとらなければならない。」

日本は、対伊平和条約第15条にいう民主化のために必要な一切の措置はとつてしまつてゐるから、条約ですでにとられた政治、教育、社会、経済等の日本の民主化に関する根本的な措置の効果を確保する趣旨の一般的な規定は、必ず置かれるであろう。

なかんずく、日本の民主化を目的とする制限として、(1)軍事的諸団体の復活の禁止(2)戦争犯罪人及び追放者に対する措置の維持(3)労働条件及び社会保険制度の国際水準維持、並びに労働者の団結権の保障、労働組合の発展の援助、(4)財閥の解体、過度の経済力集中排除及び独占禁止等の確保(1949・12・1 国務省言明)(5)農地改革制度の維持等を目的とした規定が、置かれる可能性がある。

(2) 朝鮮の独立の承認

朝鮮の主権及び独立尊重の規定が設けられることは、間違いない。これに伴う政治、経済、財政上の規定は、原則的なものは、条約にはいり、他は、附属書の形となるものと考えられる。なお韓国は、対日平和条約の原署名国となることを主張するかも知れないが、これは実現しないであろう。

(3) 中国における特殊権益の放棄

杭州、蘇州、漢口、沙市、天津、福州、厦門及び重慶における専管租界、上海及び厦門にある共同租界、関東租借地に関する特殊権益を放棄させられる。

(4) 条 約 の 処 理

国際条約については、原則として効力に関する規定は設けられないで、当然に復活する。但し特定のものについては連合国側の改廃を承認させられる。国際連盟等の清算に関する条約がこれである。また政治的な意味をもつ多数国間条約については、日本がそれらの条約上の権利を放棄するという規定が置かれる。すなわち、団び事件解決諸協定(1901・9・7)、委任統治地域(日本が受諾国でないもの。)に対する権利、1919年9月10日のコンゴ盆地条約、1936年7月20日のモントルー海峡条約及び1920年2月9日のスピッツベルゲンに関する条約から生ずる権利は、すべて放棄することになる。

連合国との2国間条約は、原則として廃棄されたものと認められる。但し連合国は6カ月以内に、その希望する条約を通告することによつて、その効力を復活させるこ

とができる。(以上イタリア平和条約24、26、39—44条)

4 軍 事 条 項

ポツダム宣言第11項、対日基本政策、日本非武装化条約案、カンベラ会議決議及び1949年6月10日米国政府声明などによつて明らかなように、陸海空軍の再建禁止、警察力の制限、並びに軍需品の生産輸入、軍事教育研究及び外国における軍事関係行為の制限禁止などが規定されると考えられていた。

しかし、今回米国では、日本の再軍備禁止の条項をもうけないといつている(1950・9・15 米国政府ブレティン)。これは米国の基本的主張の一つで強硬に主張するであろうから、平和条約でも再軍備を禁止する積極の規定ははいらない可能性が大きい。

日本人捕虜及び抑留者については、できるだけすみやかに送還する旨の規定が置かれよう。(イタリア条約第71条)。ソ連は日本人捕虜及び抑留者の送還は終了したといつている。

送還費用は、わが国の負担となろう(イタリア条約第71条。1946・12・19 在ソ邦人引揚に関する米ソ協定)。

捕虜の給養費は、賠償とは別途に請求される可能性がある(カンベラ会議決議、中伊協定)。

イタリア条約では、連合国は給養費の請求を規定していない。米国は、イタリア国捕虜の送還の際に生じた給養費を含むすべての費用を放棄することを約束した(1947・8・14ある戦時請求権等の解決に関する米伊間了解覚書)。

5 経 済 条 項

(1) 経済上の制限

経済上の制限としては、潜在的軍事能力を奪うための産業制限は課されないであろう。米国は経済上のなんらの制限も設けることを考えていないといわれている(9月21日ニューヨーク・タイムス、ハミルトン)。しかし、濠州、比島、ニュージーランドは、日本の経済の発展に対してなんらかの制限を設くべきことを主張するであろうから、結局米国も個別的に、航空機、船舶及び特定の兵器製造等についてある程度の制限を設けることに譲歩するかもしれない。

移民及び海外企業については、各国の国内事項の問題として残し、平和条約では、

なんらの規定も置かれないうであらう。

(2) 賠償、返還、占領費及び日本の請求権

(イ) 賠償

ポツダム宣言は、「日本国は、その経済を支持し、且つ公正なる実物賠償の取立を可能ならしむるがごとき産業を維持することを許さるべし」と規定している。対日基本政策は、「賠償は、現存の日本国の資本設備及び施設又は現存の若しくは将来生産されることのある日本国の貨物であつて、極東委員会の掲げた方針に基き又は委員会の付託条項に従つてこの目的のため利用されるべきものの引渡によつて、日本国から取立てられなければならない」と規定している。また1949年6月10日の米国政府声明は、日本がすでにその在外財産を賠償として取り立てられた旨を述べている。これらの点から考えて、賠償支払の源泉としては(1)国内の施設(2)年次生産物(3)在外財産が考えられる。(3)については次にのべる。

賠償が支払われると、日本は、日本領域外で起つた連合国及び連合国人の戦争に基く損害で、日本の責に帰すべきものから免責される(イタリア平和条約第80条)。

(1) 施設による賠償

平和的経済に必要でないと判定される施設は、賠償として撤去することとなり(ポ宣言、対日基本政策)、1949年10月までの平時の日本経済の必要としないう施設の量も一応の決定を見(1947・8・14 極東委員会決定)、且つその一部積出も行われた。しかし関係国間における賠償の配分が決定しないため、米国は、すべての賠償の引渡の停止と、残存軍需施設の平和目的への利用とを主張し総司令部は当時進行中であつた3割前渡計画を事実上停止するに至つた(1949・5・2 マッコイ声明、同6・10 米国政府声明)。この主張に対して特にフィリピンは強く反対して賠償取立を断念していない(1950・2・18 マニラUP電、1950・9・19 キリノ大統領談話)。しかし、既撤去施設以外の施設は、原則として撤去を免れる可能性が多い(1949・11・24 西独政府と米英仏3国間の協定参照)。

(2) 年次生産物による賠償

イタリア条約でも、対日基本政策でも規定された。しかし先にのべた米国の態

度から推してこの種の賠償を免れる可能性がある。英国も同様の考であると伝えられている。(1950・5・20 ロンドンUP)

(ロ) 在日連合国財産とりやく奪物件の返還

賠償によつて免責されないものとしては(1)日本における連合国財産の返還及び(2)りやく奪物件の返還がある。そのいずれについても、終戦後占領軍による処理が進んでいるので、平和条約では、従来行われた返還の確認と将来の打切が規定される可能性が強い。

(ハ) 占領費の負担

占領軍の費用は、日本国内において要すると占領軍の本国において要するとを問わず、原則としてすべて日本政府が負担する建前がとられよう。日本から分離すべき地域における占領費が日本の負担とされる可能性もある(以上対日基本政策第4部経済関係、イタリア条約第76条第4項、ライン地域軍事占領に関する条約第6条、ヴェルサイユ条約第249条、カンペラ会議決議、阿波丸協定附属了解事項)。

但し、日本円で支払つたものを除いて賠償によつて免責される項目に含ませられる可能性がある(1946年パリ賠償協定)。また平和条約後に、個別協定で実質上牽引ないしは差引かれる可能性もある(1947年8月米伊協定)。

(ニ) 日本による請求権の放棄

(i) 日本は、戦争に起因するすべての対連合国請求権を放棄する。請求権は支那事変開始期以降とされる。場合によつては満州事変までさかのぼるかも知れない(イタリア条約第76条第1項は1939年9月1日にさかのぼらせている)。

(ii) 右による私人の損害のうち特定のものについては日本政府が衡平な補償をする義務を課される(イタリア条約第76条第2項)。

(iii) 日本と外交関係を断絶した連合国に対する請求権も放棄する(イタリア条約第76条第3項)。

(iv) ドイツ、イタリアに対する請求権をも放棄する(イタリア条約第77条第4項)。

(3) 財産、権利及び利益

(イ) 日本が外国にもつていた財産

連合国は、自国の領域内にあり且つ日本国又は日本国民に属しているすべての財産、権利及び利益を差し押え、留置し清算する措置をとつており、この財産又は売

得金は、その国が日本に対して有する請求権の範囲内で自由に処分しうることとなる。請求権の範囲をこえる額の財産は返還される。

実際問題として、自国の軍隊を使って日本と交戦した諸国においてはこの請求権が多額となるので、返還される財産は、ほとんどないであろう。もつともイタリアの場合には米伊間の協定によつて、米国にあつたイタリアの財産の一部は返還されたもののようである（戦時請求権の解決に関する米伊了解）。それ以外の交戦国では、多少返還される財産があるかも知れない。

中立国にある日本の財産も連合国又は中立国の債権の弁済に充当される可能性がある。（在スイス独資産の処分に関する米英仏及びスイス間協定）。

外交上、領事上の用途にあてられていた国有財産、戦時中戦後を通じて当該国に居住を許された自然人の財産等は返還される可能性がある。（イタリア平和条約第79条）。

(d) 金銭債務及び契約

戦前の金銭債務は戦争によつて影響を受けない。従つて外債等も償還を要する。（以上イタリア平和条約第81条。米伊協定）。但し日本の外債のうちには割譲地域にある資産を担保物件としたものを政府が肩替りして担保を解除したものが、（東拓債及び台湾電力債）、これらは将来関係国間で解決されるべき問題である。

(4) 経過期間に関する規定

平和条約が実施されても、通商条約が締結されて、正常な国際経済関係が開始されるまでには時間がかかるので、それまで相互にいかなる待遇を与えるかを規定する。

イタリア平和条約第82条は相互主義の下に次の待遇を与えることを規定している。

- (i) 輸出入に関する関税、課金その他の事項につき無条件最恵国待遇及び無差別待遇
- (ii) イタリア国内における連合国人の商工業その他の経済活動につき内国民及び最恵国待遇

但し、いずれも戦前イタリアが締結していた通商条約に通例含まれていた例外に従う。

6 条約履行の保障

日本が平和条約を履行することを保障するため、従来、極東委員会構成国による特別

の委員会を設置する案、（1947. 6. 26マ元帥声明、1947. 9. 2カンベラ会議決議）、国際連合による監視案（マ元帥）、米、英、中、ソ4国による監視案（1947. 5. 22王外交部長談）などのいろいろな案が論議されたが、平和条約が政治的、軍事的及び経済的に詳細な制限的規定を殆んど含まないものとなれば、特に条約履行のための監視機構の設置の必要はない。従つて、監視機構に関する規定が置かれる可能性は少くならう。

米国としては、この種の監視機関を置かないことを希望するであろうし、英連邦諸国も1950年5月の運営委員会では、監視機関の設置を主張した国はなかつたと伝えられている。しかし、比島、濠州、ニュージーランドはこの点についてなお不安を有するものと考えられるので、結局イタリア平和条約第86条程度のもの（ローマ駐在大使に監視とはゆかない軽い権限を認めている）に落つく可能性が強い。

7 安 全 保 障

米国軍隊の日本駐屯を可能にする日米協定が締結されることになる。1950. 9. 15、米国政府ブレティンはこの両国間協定のみに言及し平和条約との関連を明かにしていないが、平和条約は、日本の安全保障に関し、連合国が日本の領土保全を保障する程度の原則的規定を置いて日米間協定に根拠を与えるであろう。

付録 3 対日講和問題について（昭和25年10月）

目 次

- 1 対日講和問題の経過 従来の列国の考え
- 2 米国の対日講和に対する構想
- 3 米国の発議に対する各国の反応と会談の進捗状況

1 対日講和問題の経過 従来の列国の考え

47年の7月米国は、対日平和予備会議招集を提案し、極東委員会の11箇国でこの会議を構成し3分の2の多数決の方式をとることを主張した。提案を受けた大多数の国は、米国の提案に賛成した。特に英連邦諸国はこの夏キャンベラに連邦外相会議を開いて、講和の条件について討議した。（きわめて、厳格なもので、大体当時指令によつて日本がとつた措置なり、課せられていた制限は、重要なものは条約にとりいれようとする

るものであり、日本の安全も主に日本の再侵略防止の面から考えられていた。)しかしソ連はあくまで4 国外相会議で条約案を起草しなければならないとし4 大国が拒否権をもつことを主張したため、その後約半年にわたる外交交渉にもかかわらず何らの結果も見ないで終った。

対日平和会議の早期開催が困難であると見た米国は、日本の復興特に経済の自立を目ざして、4 8年初から対日経済援助を実施し、管理を緩和し、しだいに事実上の講和を押し進める政策をとった。これは、客観情勢が東西対立の様相を強めて行つたのに対応する。

しかしこの米国の行き方に対しては、米国の援助が日本の再侵略を可能にするまで日本を強化しはせぬかとの危ぐと、一方的な政策推進の結果、米国の発言権がますます大きくなって、自分達の立場が無視されはしないかとの懸念を関係国の一部に抱かせたようである。特にソ連はこの政策を非難し、ソ連方式による平和条約の早期締結と占領軍の撤退を主張した。また英連邦諸国なかんずくオーストラリアも対日早期講和を主張した。

翌4 9年5 月3 日マックアーサー元帥は、憲法実施2 周年記念日のメッセージで、日本は平和条約を結ぶ資格はあるが、なお連合軍の占領の下にあるのは「占領開始以来諸君に落ち度があつたからでは決してなく、むしろ諸君の力ではいかんともなしがたい外界のでき事と情勢によるものである」と述べて、われわれをいぶされたことは、記憶に新たなところである。

その5 月及び6 月パリで行われた4 国外相会議では、ソ連は、対日平和条約問題を取り上げ、4 国外相会議の開催を提案した。しかし会議方式についてのソ連と米英との対立が解けないため、問題は再び将来に持ち越されることになった。

同年9 月ワシントンで開かれた米英仏3 国会談では、「極東問題については、3 国の意見が一致した」との声明が発表された。この発表はその直前に国務長官が「アメリカは、2 年前と同じく現在でも対日平和条約の締結が急を要すると見ている。なんらか新しい手続の展開が可能であるかどうかについて全般的に再検討中である」と言明したこと及びその前後の国際情勢とも考え合せて、会議方式で行きつまつた講和問題に打開の途を見出すための努力が行われた証左である。このころ、米国は4 9年末まで条約案を完成してこれを英国に提示する、それを英連邦は本年1 月のコロンボ外相会議で検討す

るという手はずになつてしていると報じた。(これは、相当信頼できる記者の一致した見方だつた。)英連邦諸国は本年1 月コロンボに連邦外相会議を開催し、過去2 年間の国際情勢の推移に照らして、キャンベラ会議の結論に再検討を加えた。

これと併行して4 9年秋以来中国における共産主義勢力の全面的進出に伴い、日本をめぐる極東の事態は急激に変化し、西欧側とくに米国では日本の安全保障とこれに関連して軍事基地の問題を講和問題の中心としてとりあげられるようになった。この民主陣営の動きに対抗して2 月ソ連と中共は、早期講和のため相互の合意の下に行動することと日本又は日本と連合する国に対抗することを申し合わせた同盟条約を結ぶに至つた。

かようにして米ソのみぞはますます深まるばかりで、米国は事実上の講和を大幅に進め、在外事務所の開設などとなつた。対日講和についても、超党派的な立場に立つて推進するようになった。米国首脳部の人々の日本来訪はしばしば行われた。6 月ダレス国務省特別顧問及び国防首脳部の訪日を見たのである。

ダレス在京中に朝鮮動乱は起つた。

朝鮮動乱は対日講和を促進する結果となつた。これは、米国が、

(イ) 日本を(ドイツも同様)民主陣営の平等のパートナーとしてとりいれて人的資源と工業力を共産陣営に対する民主陣営の防衛の強化に活用する決意をし、日本から(ドイツから)気持よく協力してもらう必要を認めるようになったこと。

(ロ) ソ連をいれての平和ということを思い切れたこと。

(ハ) 日本の安全保障の途について国内の意見が一致し、同時に、日本人もまた日本の安全保障について何が必要であるかを理解したはずであると考えようになつたこと。

から来ていると思う。これらのことは、次に説明しようとする米国の考えている条約の構想にはつきりできているように思う。

2 米国の対日講和に対する構想

9 月1 4 日トルーマン大統領は、「国務省に対し対日講和条約の締結の手続について極東委員会構成国と非公式の交渉を開始する権限を与えた」ということを記者会見で声明した。この声明にもとづいて、国際連合総会のためニュー・ヨークに各国代表が参集しておる機会に、アチソン長官やダレス顧問は関係各国代表と個別的に非公式会談を始めたようである。

この非公式の会談は、大統領の声明では、講和条約の締結の手続についてするものだ

といつておる。しかし、新聞記者会見で大統領は、講和条約の討議に当つて日本の再武装が考慮されるかとの質問に対して、「それは非公式会談で解決しなければならぬ全般的な問題の一つである」と答えておるし、又、15日に国務省がアメリカの用意しておる条約案の構想を公表したことを考え合わせると、今度の非公式会談は手続だけでなく条約の内容にもはいつて行くものと見ておいてよろしい。

さて、アメリカの考えている条約案であるが、その内容については、さきに申した15日の国務省ブレンチンに載つた情報と、その後に国務省の高官が語つたという補足以外には、別にない。すべてが、まだ、新聞報道（但し国務省の公の刊行物に載せられたものは、単純な新聞報道とはちがうが）の範囲である。それによるとアメリカの考えている条約は、従来考えられていたものに比べて、きわめて寛大で、且つ、簡単なものとされておるようだ。

（ここで、A作業2号「米国の対日平和条約案の構想」を詳細に説明）

要するに

- (イ) 領土については、沖縄、小笠原、硫黄島を信託統治にする。
- (ロ) 経済については、何も制限をおかない。
- (ハ) 賠償については、打ち切る。
- (ニ) 軍備については、制限や禁止の規定をおかない。再軍備をするかしないかは日本の決定に委かすこととして、条約には再軍備の門を閉ざすようなことはしない。
- (ホ) 安全保障については、講和条約ができた後でもアメリカ軍に日本に駐屯できるように日米間に協定する。その方式は基地貸与といったものでなく、現在西欧諸国にアメリカ軍が駐屯するために採用さしている仕組である。

というふうに集約できよう。

経済や賠償については、日本にとつて至極結構といえるが、領土については、どうであろうか。軍備については、いいとも悪いとも軽々に断定し難い。大いに論のわかれるところであろう。安全保障についても同様である。

上述の想定は甘すぎでは、虫がよすぎると笑われようし、きつすぎればなんだそんなことまで考えていたのかといわれる。なかなかむずかしいところであるが、ここでは、一応慾をださぬ想定をたてたものである。

われわれは、講和条約の内容を各項目別に十分に検討しなければならぬのは、もちろ

んであるが、最終的の結論は、やはり、全体をあわせ考えてその間にバランスをとつて、くださのが最善の途かと思う。（が、かようなことは、事務当局レベルの問題でなく、上の方で御決定して下さるものと期待している。）

3 米国の発議に対する各国の反応と会談の進捗状況

ソ連と中共の態度

ソ連については、9月20日の国連総会での演説でヴィ外相が「ソ連は5大国間に平和条約を締結し、且つ各その軍備を30パーセント縮少することを昨年の総会で提案したが、いままた重ねて提案する」といつて、依然大国中心主義を固執していることを明らかにした外、とくに反響らしいものをみせていない。

中共の態度は、これに反しはつきりしている。上海放送（22日）によると諸新聞は一せいに社説をだしておる趣である。

解放日報—米国はポツダム宣言を破つて日本を永久に武装しファシスト残党を再武装し、もつて極東における侵略戦争の手先にしようとしておる。中国とソ連の同意しない行動は違法だ。けだしこの2国は日本を敗北させるに大きな役割を演じたからである。

大公報—米国が非公式会談を初めたことは中国とソ連から日本と全面講和を結ぶ権利を奪い去るものであり、全面平和と独立を要望する日本人をだますものだ。それは本当の講和条約をおくらし米軍が日本に残留し、永久に日本を管理することを目ざものである。日本とドイツとは、同時に再武装されつつあるが、これは世界戦争をたくらみ、日独人を Cannon fodder たらしめようとするアメリカ帝国主義の狂気沙汰である。

と攻撃しておる。

濠州、比、英等の態度

米国の構想が発表されると、濠州は日本の再武装に反対であることを明らかにし、比キリノ大統領は（18日）比の強硬方針は変らぬ、賠償をあくまで要求する趣旨を新聞記者に話しておる。22日APは、ダレス顧問との会談で、スペンダー外相は、オーストラリアにとり対日講和条約の最も重要な条項は日本における軍国主義の復活に対する保障である点を明らかにしたと考えられておると報じておる。

英国の態度については、30日外務省スポークスマンはニューヨークで英米の間に非

公式会談が始められたことを認め、「この会談は数週間つづくだろうが、広い範囲にわたって原則的の合意が成立すると思う」と語つておる。同電によると英国及び英連邦はその案を作りあげておる。それは寛大な条約に賛成であるが、日本の武力はコントロールされ日本の産業に対してもなんらか連合国の監督をおくことを望んでおる、としておる。同日のUP電は、英国外務省がソ連が参加しなくとも対日講和会談を進めるのに賛成であると明言したとはつきり報じておることを、特筆したい。

新聞報道（30日UP）によると米国は今までのところ4ないし5国と会談をすすめており、そのうちには、英、オーストラリア、カナダ、フィリピンがふくまれていることを外交消息通はもらしている趣である。

米代表は大統領とア長官からソ連代表と折衝することを許されておるが、まだソ連とは全然話をしておらぬ。今まで話し合ったところでは拒否権なしの3分の2の多数で作成するという手続にどの国も反対でないことがはつきりした。ソ連との話し合いが始まれば、ソ連はおそらく同意すまいといわれておる一同電は附加しておる。

いずれにしろ、総会の終了頃（11月下旬）までには、ニュー・ヨークにおける12国との非公式会談は終ろうかと思うので、その後になると、今後の非公式会談の結果についていくらかはつきりした見透がたてられようかと思う。

付録 4 GHQを通じて米国国務省に提出した英文講和資料リスト

I 一般問題

1. 日本の現状（政治編）改訂版
2. 日本の現状（経済編）

II 領土問題

1. 千島、齒舞、色丹
2. 南千島、齒舞、色丹
3. 樺太
4. 琉球及び南西諸島
5. 小笠原及び火山列島
6. 太平洋及び日本海小諸島

(120)

7. 対馬

III 政治問題

1. 裁判管理権問題
2. 割譲地在留日本人と在日旧割譲地人
3. 日本の警察制度
4. 在日外国人の地位（改訂中）
5. 日本と万国条約
6. 在外邦人の処遇

IV 経済問題

A 将来の関係

1. 日本に許容さるべき生活水準
2. 日本の生活水準の実態
3. 同右別表
4. 漁業問題
5. 日本の海運
6. 日本の民間航空の問題
7. 日本の人口問題
8. 日本の捕鯨
9. 太平洋戦争によるわが国の被害

附 原子爆弾被害

10. アジアにおける日本経済（翻訳中）

B 既成事実関係

1. 日本の渉外債務
2. 割譲地における日本の債権債務
3. りやく奪財産の現状
4. 占領費
5. 工業所有権
6. 外国人著作権問題
7. 捕獲審検

(121)

8. 在日連合国財産（英文審議中）

9. 賠償問題

V 特殊問題

1. 海底電線問題

2. 日本における気象及び海洋観測

3. 麻薬問題

付録 5 10月5日官邸集会備忘録（50-10-6 N記）

1. 食事につづいて条約局長から(1)講和問題の経過（列国の考え方）(2)米国の考えているといわれる条約の構想(3)米国の発議にたいする各国の反応と非公式会談の進捗振について約30分説明をした。
2. 次に、大臣の了承を得て、外務省から国務省に呈出してある資料について説明した。
3. 次に、質疑と意見開陳が行われ、これに約1時間を要した。9時になつたので打ち切りとなり、最後に、総理から、「今日は初めての会合なので主に平和問題がどうなっているか、外務省はどんなことをしてきたか、をお話した。これから、講和問題について随時御協力を得たい。」趣旨の挨拶があつた。
4. 質疑、意見などを総合すると、次の諸点がはつきりとうかがえた。
 - (イ) 再軍備 平和条約後日本の再軍備は必至である。日本は、安全のため、再武装すべきだ。（但しA氏のみは財力の点からこれに反対—総理も、見透しとして再軍備は必至とする。但し平和条約ができるまでは、オーストラリアその他の対日危惧心にかんがみ再軍備はいやとの建前をとる。）
 - (ロ) 民主制度 占領中行つた諸制度の改革について、将来にわたつて、これを凍結させられるような規定は絶対に回避して貰うべきである。全員一致の意見。このための作業を迅速にするようにとの下命があつた。
 - (ハ) 安全保障 事務局の対案（総理の御承認を得て説明した）に対しては、A氏をのぞき、大体虫がよすぎる。日本の防衛をしてくれるからには、もつと積極的に犠牲を払うべきであるとの意見がつよくでた。殊にI氏から。

総括として、総理から、日本の安全を完全に保障するにはどういう仕組の取極をすべきか、先方から求められれば、すぐ出せるような形にしたものを至急作成せよとの下命あり。次回の会合ではその案を討議してみたいと附言さる。

- (ニ) 対ソ関係 多数講和ができ日本は再武装するというふうになれば、ソ連は必ずこれを以てポ宣言違反又は対ソ攻撃的措置であると主張し、戦争状態が日ソ間に存続しておるのを利用し、日本に兵をいれようとするなどの情勢が起らないとも限らぬ。このような事態に日本はどうして対処するか。国民一般は不安がつている。（長官と条約局長から、ソ連がそうする法的根拠がないこと、仮りにソ連がそう動く場合には、安全保障の取極が発動するので、日本は安心してよいと答えておいたが）一政府はこの国民の不安を解くように努めねばならない。

5. 次に主な質問と意見を記録しておく。当方の答弁は略する。

B氏—濠州と比島の態度は緩和している。（タイムス紙カートレイの記事を説明）総理—接触したオーストラリア人には2種ある。善玉と悪玉と。

A氏—駐兵の目的を日本の防衛だけにあるように、ブルティンはいつているが、これは1月12日のA長官の声明のように日本と米国と太平洋（又は世界）のためでなければならぬ。

米国は再武装させたいのだろう。

条約案の構想は、ポ宣言と必しも一致しない。条約が成立すればポ宣言はどうなる。ソ連関係では存続するとみるか。

ポ宣言のうち、捕虜の送還のような先方の約束は、条約にもりこまれるようにしたい。

小氏—条約ができ日本が再武装するようになる場合のソ連との関係はどうなるか。

占領や管理を要求しまいか。国民の不安を安堵させねばならぬ。

ソ連の天皇戦犯裁判要求のごときも、つづけられよう。

単独不講和の約束と多数講和との関係はどう考えるか。

ソ連は参戦によつて中立条約を破ぶつたとどの程度公式にいつていいか。

A氏—対ソ関係に対する国民の不安は、是非とも、安心させてやらねばならぬ。安全保障を確立する必要は、そこにある。小氏のいうとおりだ。

小氏—国際法的にみて、無条件降伏した相手が自分の合意なくして、再武装すれ

ば、その相手をせめられるだろう。（これに対し無条件降伏した国は単独の意思で再武装するのではない。他の戦勝国が再武装させるのだ。問題は、まず、それら戦勝国との間にやりとりされる。一と答えておいた。）

総理―安全保障の完全な取極―ソ連関係を考えて国民も安心するような一を作らねばならぬ。

T氏―国連憲章の枠内で中ソも加えた集団保障はないものか。（それは、全面平和の場合だけに考えられる。今考えられている条約は、そんなものでない一と答えておいた。）

総理―米側から要望されたいつでも出せるように、日本からみて理想的な安全保障取極を作っておくようにせよ。（条約局長にたいし）。

ダレスは日本に再軍備させたいとの気持を言外に太いにおわしていた。

が、自分は、条約前は再軍備はいやだとの建前をとる。

実際は再軍備になろう。

（ここでA―4の安全保障の部分を説明した。）

I氏―再軍備しなければならぬ。日本だけ一切他人様のおかげで安全でいようというのは虫がよすぎる。自分勝手すぎる。

A氏―再軍備すべきでない。日本の財力ではできぬ。米国の目的は、日本とドイツから人力を要求しとるのである。

国連は、将来つねに朝鮮動乱におけるように動くと思つていてはならぬ。

日本の安全保障は、二重保障がいい。すなわち(イ)国連の下の取極で日本に国連軍をおいて貰う。この軍隊に日本人は志願によつて自由に入隊できる。(ロ)いまひとつは、米国との取極で、米軍に日本にいて貰う。このふたつを同時にするのである。取極は期間が短いといいとは限らぬ。よく考える必要がある。

総理―朝鮮の非武装を考えてはどうか。

ソ連の一部の非武装も併せて考えてはどうか。

I氏―平和条約で朝鮮についてはどう規定されるか。

T氏―地域的集団保障制を考えるべきである。

A氏―空軍と海軍が絶対優勢であれば安全保障は保でるとの考えはもうなりたたぬことを、朝鮮動乱で、米国は知つたろう。

（124）

軍事力による侵略は恐るるに足らぬ。日本の恐るべきは、赤化侵入であり、これに対する安全保障が必要である。

総理―ダレスは米対ソの軍事力の比率は5対1だが、ソ連の上昇率が仲々早い。日本はうつかりできんぞ。米国にたよらねばならんというようなことをいつていた。

T氏―北大西洋条約式のことを考えたい。

そうすると、再軍備について、財的援助も貰える。武器も貰えよう。

再軍備は、いやだが、やらねばならぬという気持だ。それから反ソ色彩をなるべくうすくしたいというのもわたしの気持だ。

A氏―集中排除は米にもない。どの国にもない。あんなものを継続させられては、たまらぬ。

総理―民主制度の改廃に対する制限の必要ないことを論証した作業を至急用意されたい。（条約局長へ）。各位の協力をお願いする。

小氏―朝鮮の非武装化のようなことができれば、東亜の平和のためによろしかろう。可能性はあるまい。

S氏―経済上の制限は、英国が主張しよう。英国は苦手だ。

総理―英国はおちぶれた。船舶問題のごときも日米共同して英国に当るということも考えられる。米船舶業者にそんな動きが、今までに、あつたこともある。

最後に、長官から新聞との関係で注意があり、総理の簡単な挨拶で、話をとじた。

以上

付録 6 安全保障に関する日米条約案

両国は、すべての国民及び政府とともに平和のうちに生きようとする願望を再確認し、これがため、国際の平和と安全とが国際連合憲章の目的及び原則に従つて国際連合によつて維持し増進されるよう衷心から希望する。

両国は、国際の平和及び安全の維持に必要な限り、国際連合が連合の加盟国でない国の安全についても憲章によつて責務を有することに留意する。

日本国憲法は、日本国民が平和愛好諸国の公正と信義に信頼してその安全と生存とを

（125）

保持しようとするものであることを明らかにし、また、正義と秩序とを基調とする国際平和を誠実に希求するため、戦争を放棄し軍備を保持しないことを定めた。合衆国は、かような国が安全に生存しうるような世界を招来することが国際連合の窮局の目標であることを確信し、また、かような国に対する侵略は、国際連合憲章の原則に従って、迅速且つ有効に阻止されなければならないとの確信を有する。

（国際連合の1950年第 期総会は、その 月 日の決議により、軍備を有しない日本国の安全を確保することは国際の平和と安全を維持することを最も重要な任務とする国際連合の責任であることを確認し、差当りこの責任を米国が国際連合のために負担するよう要請することを決議した。）

よつて両国政府は次の諸条を協定した。

第1条

アメリカ合衆国は、国際連合のために、軍備を有しない日本国の安全を確保する責に任ずる。

第2条

国際連合が、その決定を即時且つ有効に実施するための軍隊を有しないのにかんがみ、国際連合が日本国に対する侵略行為の存在を決定したときは、アメリカ合衆国は右の侵略を排除するため直ちに一切の措置をとるものとし、日本は、その憲法の許す一切の援助及び協力をなすものとする。

前項の規定は憲章第51条の適用を妨げるものではない。

第3条

前条の目的のために、アメリカ合衆国の兵力が日本国領域内に常駐することに、両国は同意する。

合衆国の兵力の駐屯地点及び数は第9条の委員会で定める。

第4条

両国は、締約国の領土の保全、政治的独立又は安全が脅かされていると認めるときはいつでも、協議する。（北大西洋条約第3条）

第5条

日本国に駐屯する合衆国の兵力は、第9条の委員会の決定するところに従い日本領域内において既存の施設を使用し、新に施設を建設することができる。

第6条

日本国に駐屯する合衆国の兵力のための経費は、合衆国の負担とする。但し第9条の委員会の決定に従い日本国政府が提供する既存の施設又は役務についての経費は、右の委員会の決定するところに従って両国政府が分担する。但し、アメリカ合衆国は、日本国経済の実状にかんがみ、日本国の分担額の決定にあたっては、日本国の一般民生と経済自立に支障を及ぼさないように好意的考慮を払うものとする。

第7条

日本国に常駐するアメリカ合衆国の兵力は、外国に駐屯する1国の兵力が、国際法上通常享有する特権及び免除を享有する。

前項の規定の適用について将来の紛争を回避するため、第9条の委員会は急速に特権及び免除について、具体的な準則を取り極めねばならない。

第8条

両国の友好関係を促進し且つ維持するために、アメリカ合衆国は同国の日本常駐の兵力又はこれに属する個人の行為により日本国民の身体財産に対して損害が発生した場合には、即時且つ公正な補償をなすことに同意する。（米比軍事基地条約第23条）

これがため、両国は、両国の代表よりなる共同の調査及び補償額の査定のための機関を設け、第9条の委員会の下に置く。

第9条

両国は、この条約の実施に関する事項を審議するため、両国の同数の代表をもつて構成する委員会を設立する。委員会は、いつでも迅速に会合しうるように組織するものとする。委員会は必要とする補助機関を設置することができる。（北大西洋条約第9条）

第10条

両国は、各自の憲法上の手続に従って、この条約を批准し、批准書は、できるだけすみやかに交換せらるべきものとする。

（第11条）

（この条約はすみやかに（できうる限り、条約の実施前に）国際連合総会に提出し、その承認を受けなければならない。）

第11条

この条約は批准書交換の日から実施され10年の期間引続き効力を有する。

両国のいずれかが前記10年の期間満了した時に、この条約を終了させるという意志を右の期間満了の1年前に他方に通告しないときは、更に10年有効とし、以下これにならうものとする。

いずれの場合においても、国際連合総会が、この条約を終了せしめることを決議したときは、両国はこれを受諾するものとする。

第12条

この条約は、日本文及び英文を正文とする。

右の証拠として下名の全権委員は、この条約に署名した。

195 年 において作成した。

(署名)

付録 7 安全保障に関する日米条約説明書

1. 基本原則

別添条約案の基本原則は、次の3点である。(A—3参照)

- (イ)平和条約と別個の条約とすべきこと。(ロ)駐兵の内容については合理的且つ明確たるべきこと。(ハ)国際連合との結び付きを、できるだけ密接且つ具体的にすること。
- (イ) 平和条約と別個の条約とすべきことは、特に必要である。直接平和条約に駐兵の原則が規定されると、それは強制的駐兵の色彩を強くする。わが方としては、対内関係では、強制されたものとするのが受諾しやすいかも知れないけれども、日米両国国交の大局上からすれば、それは決して適当なものではない。第1に永久的性質を有する平和条約に駐兵の規定をおくことは、たとえ駐兵の期間が限定されていても、精神的には半永久的のものとして受容されるであろうし、また、駐兵について、将来かれこれ交渉をする場合、神聖なるべき平和条約自体を問題にするものとして、連合国側がこれを好まないということも起り得よう。第2に、わが国民感情上も駐屯は戦勝国が戦敗国に強制して、自己の都合上、駐屯せしめるのであるとの言辭を誘発しやすく、これはまた、共產陣営の乗ずるところであろうし、反米感情をそその材料を供することになろう。

最近の情報を総合すると、米国は平和条約に駐屯について規定する考えのようであ

る。これは、上述のように日米双方にとって不利であるから、駐兵に関する取極は、日米間の別個の条約によることとしたい。

- (ロ) 平和条約によつて、日本は自主独立を回復し、すべてが一新し新しい気分をもつて、国家再建に向うことができないからではない。平和条約に駐軍の規定がおかれ、あるいは、日米間に別個の条約が締結され、その結果が現在の占領軍が形式上も、実体上も、そのまま、居据わるということでは、われわれの期待は失われ、国民の反感を激発するのみであろう。そこで、軍が駐屯するからには、地点、経費、特権や期間等について条約に明定して名実ともに占領軍の継続にあらざることを明確にしなければならない。
- (ハ) 国際連合との結び付きを明確にしておくことは絶対に必要である。日本が独立を回復した暁には国の安全は国際連合によつて確保されなければならないという一点において日本人は帰一している。日本自体が平和愛好の民主国として徹底することと国際の平和と安全の維持をその主要な責任とする国際連合がその使命を達成しようよう確立強化されることのふたつの上に日本の安全は必ず確保しうるし、いな、確保しなければならないと考える。もちろん、われわれは、実質的に、わが国の防衛を米国に依頼し、そのため、米国に対して一切の協力援助をなさねばならないということを理解している。しかし、米国と単刀直入的に防衛条約を締結するとすれば、これは第3国を目標にしたものであるということが余りにも露骨に現われる。実体はそうであろうとも、形式上は、何人からも指弾されない名分の立つ条約にしなければならない。そうして初めて、わが憲法第9条（戦争放棄と無軍備）に違反するか否かの憲法論も避けられるし、また、わが国民感情も納得するであろう。われわれが米国と駐兵について条約を取り結ぶゆえは、国際連合という世界的安全保障機関の決議に基いて、米国がこの機関の名において行動するが故であるということを条文に明示することによつてのみ、日本と米国の双方にとつて大義名分は全きをうると信ずるものである。

われわれは、国際連合が自ら日本の安全を保障してくれるのが最も望ましいと考える。しかし、現実の連合は、憲章第43条の特別協定が未実施であり、安全保障理事会が1常任理事国の非協力的な態度によつて半身不随におちいつているのであるから、自己の決定を自己の軍隊をもつて強制することはできない。われわれが、米国に依頼せんとするところのものは、この国際連合の欠陥の補填である。国際連合による

わが国の安全保障に対する補完的機能である。

しかし、これのみでは十分でない。朝鮮動乱で明白にされたように、国際連合がいかに迅速に行動するとしても、現実には武力攻撃が発生してから国際連合が対抗措置を決定するまでにはある時間が経過する。かような欠陥は、国際連合憲章自からも認めた。そして、個別的又は集団的自衛権発動に関する第51条を設けた。日米の間に締結すべき条約でも、これをそのまま認めんとするものである。実質上は、この規定が最も重要な役割を果たすであろう。しかし、それは憲章自体でもそうなのであつて、憲章に規定する世界の安全保障組織が有効に運営されるような仕組みが完全に整い、その結果世界のどの国ももはや侵略なるものをあえてしない時代が来ない限りやむを得ない現実なのである。

以上は条約案の基本原則である。われわれは本案をもつて、日米双方にとつて最も望ましい形体であり、しかも、米国の国際連合において有する影響力からみて実現可能なものであると信ずる。

2. 逐条説明

第1項は、両国の平和愛好を強調し国際の平和と安全とが国際連合によつて維持され増進されるべきであるという両国の願望を明らかにしたものである。これは北大西洋条約の前文の一部をとつた。

第2項において、わが国のような加盟国でない国についても国際連合がその安全維持の責務を有することを明らかにした。日本人に安心感を与えようとするものである。

第3項において、軍備を有しない日本について特にその安全を維持せらるべきことが、国際連合の責務であることを特に強調することとした。

第4項において米国が特に国際連合の決議によつて、日本の安全確保のための責任を負担したことを明らかにする。この項は、事前に国際連合総会がかような決議をなしたことを前提とするものである。この規定は括弧内に挿入された第11条の規定とオ尔特ァネティフをなすものであつて、事前に決議がなされることが最善であると考えが、それが、不可能である場合には、これを削除し、括弧内の第11条を生かし、事後承認でも差つかえないものとする趣旨である。

第1条

米国が、前文第4項の決議の具体化として、日本の安全を確保する一般的責任を有す

ることを述べたものである。

第2条

第1条において負担した米国の責任を実際に行う方法を述べたものである。米国が日本の安全を確保する責任を負担したからといって、直ちに、国際連合憲章を無視して一切の行動をとることができるというのではない。どこまでも国際連合をたてて、その欠陥を補うものである。その欠陥というのは、実際に、その決議を強制する軍隊を有しない点であり、この点について、米国が国際連合の決議に従つて実力を行使することを規定する。但し、これのみでは不十分である。すなわち自衛権の発動を必要とする場合であつて、この場合は、米国の兵力は、連合の決議の前に行動することが認められなければならない。第2項の憲章第51条の適用を妨げないとは、これを意味する。

第3条

米国は前条の目的を有効に達成するために、日本国にその兵力を常駐せしめることを認めたものである。ここで駐屯地点や数等を定めるのは余り煩雑にわたり、また、かような点は国際情勢に応じて、刻々変化すべきであると考えられるので、第9条の委員会で定めることとした。しかし少くとも地点や数等について、全く米国が勝手にきめるところではないという意味を明白にした。

第4条

両国の協議条項であり、米国が日本の防衛を引き受け、わが国がこれに協力する以上、重大事件について時々協議するのは当然である。

第5条、第6条

米国の兵力が常駐し活動するに当然必要な施設の使用と建設及びその経費について規定したものである。現在占領軍の存在によつて、わが国は莫大な終戦処理費を負担しておる。平和条約ができれば、その負担を免れるであろうとの強い期待が一般にある。他面、米国は、日本のため日本を防衛するのであるから、われわれがなんの経費も負担しないということは衡平を失する。しかし、日本の経済の現状をも考慮してもらわねばならない。

よつて、米国の日本駐兵の経費は原則として、米国の負担するところとする。しかし、日本政府が提供する既存の施設や役務に関する経費の一部は、わが方が負担しようというのである。いずれもその詳細は委員会の決定するところにゆだねた。

第7条

米国兵力の特権に関する規定である。これは国際法上当然のことである。しかし国際法は、その特権の内容について、しばしば明瞭な規定を欠くため、委員会をして、その準則を規定せしめることとした。

第8条

第7条により米国兵力は特権を有するから、その行為によつて、わが国民が損害を受けた場合、その賠償は米国の裁判所に持ち出す外はなく、これは事実上不可能なことであり、かくては泣き寝入りとなり、国民感情を刺戟する一端となるに違いない。よつて双方の代表者からなる機関を設けて早急且つ公正に解決させることとした。

第9条

条約実施のための委員会設立の規定である。この委員会は双方から同数の代表者を出すこととした。この委員会の任務は重大であり、わが方からは外務大臣、米国からは駐日大使を予想する。

第10条、第11条、第12条

いずれも技術的の規定である。期間の点は重要である。10年ごとに更新されるものとし、他面、何時でも、国際連合総会の決議があれば終了せしめ得るものとする。ただし、国際連合との結び付きを密接ならしめるためである。

付録 8 1950年10月24日目黒官邸における特別集会議事要録

第2回集会記事

場 所 目黒官邸

日 時 10月24日午前10時半ないし12時

参集者

川辺（虎二郎）元大将、下村元大将、辰見元中将、榎本元海軍教授

外に井口、井上、西村

議事要旨

条約局長より

(イ) 非公式会談の進捗振り

(132)

(ロ) 米国の対日講和7原則

(ハ) 日本の安全保障についての考案

1. 日米取極案

2. 非武装を中心とする理想案

の順序で、説明をした後、安全保障問題を中心に意見を交換した。開陳された意見の要領は、左の通りである。（敬称略）

下村、辰見

再軍備には時日を必要とする。

連合国による日本の非武装化ははなはだ成功しておる。ことに、精神的非武装化が徹底しておることを見のがしてはならぬ。従つて、平和条約が日本に再軍備の途を開き、そして、日本が再軍備に乗り出したからといつて、サッと米国軍が引き揚げてしまうようなことがあつては、大変である。米国の軍事的援助を日本にひきつけておくよう留意しなければならない。いいかえれば、米国が一方的に撤兵することがないように条約でしる必要がある。米国の国民性は、引くとなるとあつさり引く、また、欧州第1主義だから欧州の情勢が悪化するといつ極東兵力を欧州に移すことがないとも限らぬ。かようなことがあつては、日本の安全は心配である。

榎本

だから、条約上日本が米国に与える利益を大きくしておかねばならぬと考える。

辰見

再軍備はまず陸上兵力の再武装から行われ、次に、海上兵力となろう。空軍は、最後に許されると思う。近代軍備としては、空軍がなければ、意味をなさない。

榎本

朝鮮動乱に対する国連の介入は、実にうまくいった。しかし、将来どこで侵略が起つても、朝鮮動乱でのように、うまく取り運ばれるものと前提して、日本の安全保障を考えることは危険である。

辰見

同感である。

朝鮮動乱で国連軍があのように成功したのは、手近かの日本に米陸軍が駐屯していたからである。空軍と海軍とだけでは、侵略を阻止し得ない。やはり、陸軍が出なけ

(133)

ればならぬ。

北鮮軍に対してすら、国連軍は、あれだけ苦戦した。あれが、仮りに、ソ連軍であつたとしたら、容易なことではないであろう。

日本の非武装化はよくできすぎている。軍人として弱音をはくようだが、米軍の撤退が一方的に行われることのないように留意してもらいたいと繰り返えしたい。

川辺

日本の再軍備は、非常に困難である。日本は平和に生くという新しい行き方に徹底し、あるいは、交渉上のかけひきとしてでも、第1に、非武装を生かして行くことを考ゆべきだと思う。従つて、現実性は別問題として、中立地帯案のようなもので行く。それがうまく行かないときに、戦争を前提とした、米軍の駐屯を認める条約を承認すべきものと思う。

下村

非武装地帯案は、日本の理想を示すもの、または、会議のかけひき上使うのなら、賛成する。

しかし、日本の安全保障を、それに求めることには、反対である。

軍事的に見て非武装地帯は実効がない。有効たらしめるには、地帯を非常に広いものとし、且つ、監視しなければならぬ。いずれも実行不能に近い。そして、非武装地帯設定は、實際上、戦勝国が一方的に義務を負う結果となる。これまた、実行上不能に近い。非武装地帯案は現代の戦争の性質からして、成り立ち得ないと思う。現代の戦争は空軍を中心とする。太平洋戦争の間B29が重慶に駐屯したがために、日本はあれほど苦しまされた。さて、非武装地帯案をとるとして重慶までも包含するような地帯を提案する訳には行くまい。

榎本

非武装地帯には監視が必要である。監視方式について、関係国は恐らく合意したい。

下村

監視は事実上できぬことである。自分は、ヴェルサイユ平和条約の実施委員としてドイツの非武装の監視に当つた体験から、できぬと断言する。(詳細ドイツの巧妙な脱法行為について話があつた)。自分は、自分の体験から非武装地帯案に賛成いたし

かねる。戦勝国に非武装地帯を設けさせようとするところにも困難性がある。

榎本

非武装地帯案では、実施上絶えず問題が起つて、かえつて、条約国間の国交を阻害する恐れがある。

われわれは、これを華府条約の太平洋の防備の現状維持の約束の実施に関連して、体験してきている。大砲の仰角をあげるだけでも問題になつた。香港に野砲を持つてきたといつて、すぐ、問題となつた等々である。

辰見

かけひきとしても疑問がある。米国は日本を再軍備さして対ソ防衛を固めようとしておる。そういうところへ、かけひきとしてでも、非武装地帯案を持ち出すのは、どんなものだろうか。

川辺

日米間に駐兵協定があつても、安心はできない。ヨーロッパに問題が起れば、米国軍はヨーロッパに行つてしまう。日本の安全は、必ずしも安心されぬ。やはり、世界から戦争をなくす方向に考え方を向けねばならない。

川辺

日本に駐屯するのはは、米軍だけであらうか。他国の軍隊もはいるだろうか。(条約局長から、米国の7原則には、他国の軍隊をはいる余地を残してある旨を説明)

辰見

国連軍として日本に駐屯するということになれば、米国軍だけとはなるまい。日本としては、強いて米軍だけにしてもらいたいという必要はないと考える。

下村

日本が再軍備をする場合に、日本軍とするか、国連軍とするか。面子にとらわれないうで、実質的に「日本が軍隊を持つ」ということが達成されればいいと思う。

川辺

日本は、国連のための橋頭堡として軍隊を持つことになる。だから、日本の持つ軍隊が国連の指揮をうけることは、やむを得ないことである。

榎本

海軍がないと通商の保護もできぬ。密輸、海賊の取締もできぬ。日本は、海軍を持

たねばならぬ。

下村

当初から、陸軍と海軍とは、1本として考えねばならぬ。陸軍と海軍とができてから、一緒にすることは到底できぬことである。問題のスタートから1本として考えて行きたい。

川辺

空軍のない軍というものは、考えられない。せめて、偵察と連絡のための空軍、それに戦闘機は、持ちたいものである。

下村

警察予備隊の性質であるが、寿府軍縮会議では、警察予備隊は、軍隊的組織団体の部類に入れられ取締の対象とされていた。

榎本

日本の再軍備の芽は、もう、警察予備隊というもので、生えておる。

川辺

濠州、比等の懸念を安んずる意味で、日本が軍隊を持つ場合、どの程度のものを持つべきであるかということを考えておく必要がある。私見では、国土防衛を目的とし、スイスの軍隊を手本にして考えれば、関係国と妥協できる案が生れはしまいかと思う。

スイスの軍制、軍備の程度など調査してみる必要があろう。

以上が開陳された意見のメモである。要するに、

(イ) 日本の非武装化は非常に成功しておる。ことに精神的非武装化においてしかりである。日本の再軍備は必要である。しかし、きわめて困難な事業である。

陸、海、空3軍を持ちたいけれども、陸軍がまず実現し、それから、海軍、最後に空軍というようになろう。

日本の持つ軍隊が日本の「国軍」であるか「国連軍」であるかは、問題にする必要がない。

軍隊の規模や制度などについてスイスを手本にすればよからう。

(ロ) 米軍の日本駐屯によつて安全を保障する考案は、日本に軍備がないということが、

こういう取極をする理由になつている。だから、日本の再軍備が発足する場合、米国はあつさり撤兵しないと限らぬ。米国の国民性及び欧州第一主義から見て、その可能性はある。軍事専門家として、日本は再軍備したところで、国の安全を保障しうるものでない。どうしても米国の軍事的援助が必要である。従つて、あつさり米国が撤兵しないよう条約でしばつておく必要がある。

(ハ) 非武装地帯案は、軍事的に成立しない。政治的にも実現性はない。国の安全保障の途としても、有効でない。しかし、世界から戦争をなくしたいとの日本の理想を生かすため、又は、会議のかけひき上、この案をまず、持ち出し、うまく行かないときは、米国の考えている駐軍案を受けるといふのであれば賛成する。

もつとも、川辺大将のみは、非武装地帯案に、理想案としての価値を認め、日本は、世界から戦争をなくすという考案で進むべきであるとの考えであつた。

総理帰邸されて昼食となる。

食卓で、冒頭総理から軍人追放の一部解除を披露され列席者大いに感銘の体なり。次いで総理の求めに応じて条約局長から、午前中に開陳された意見の要領を述ぶ。

次に下村大将から、持参された書き物を読み上げられた(別添参照)。

総理から、日本の再武装については、平和条約ができるまでは再武装は御免こうむるという建前をとりたい。それがためには、では日本の安全はどうするつもりかと聞かれるにきまつているので、その際、非武装地帯とか艦船の出入禁止とかいうような考案を盛り込んだ理想案を出したいのである。この理想案の作成に力をかけて貰いたい。(この間に、ダレス顧問との会談の内容を詳しく話があり、日本の安全保障(基地)に関するマ元帥の意見も話された。マ元帥の意見に関連して、下村大将から日本の安全のためには、日本内地における米軍の駐屯が絶対に必要であることを軍事的に強く、繰り返えし主張された。)日本の再軍備というても一朝一夕でできる仕事ではない。立派なものを作るためには、事前からよく研究し準備しておかねばならぬ。それについても御力添えをお願いする。という趣旨の話があつた。

最後に、これから、海軍関係者として堀悌吉元中將を加えることにきめられた。

雑談一散会。

以上

付録 9 講和に伴う軍事諸問題研究のための基本的私見

(昭和 25. 10. 23 稿)

講和に伴ふ軍事諸問題に於て最も重要なる点は我が国の安全保障、更に之を煎じつめれば軍備を如何にすべきかの点に帰着するのではないかと思ふ。以下の諸項はこの主旨の下に起草したものである。

1. 現在及近き将来に於ける内外の諸情勢を考察すれば我が国が講和により独立自主権を回復したる時に於て適時軍備を再建する必要があることを痛感する。但しその時機、方法及軍の性格内容等に就ては慎重なる考慮を必要とするであろう。
2. 講和条約中に我が国の再軍備を全く禁止する条項が生ることは何とかして之を防止しなければならぬ。然しながら列国が右条約に於て我が国を軍備に関し無拘束の状態に置くことは望み難いであろうから此の辺の対策と懸引とは十分に練つて置く必要があると信ずる。
3. 軍備再建が認めらるる場合に於ても国連（己むを得ざるも特定の国）による安全保障の手段は之を最大限度に確保して置かなければならぬ。何となれば我が国は其の地理的及国際情勢の環境並に国力の関係上、戦前の如く自力のみを以て国防の安全を期することが、近き将来に於ては、仮令軍備再建著手後と雖、不可能と信ぜらるるからである。

講和条約若くは之に伴ふ国際協約に於て是非共如上の主旨を確定して置く必要があらう。

4. 安全保障の一手段として我が国の周辺外地に中立非武装地帯を設けんとする考案は純理論としては一応首肯出来るかも知れないが、連合国側からすれば片務的制約と言へるから成立の可能性乏しく、我方から見てもその軍事的価値は現代航空その他兵器の進歩に照し必ずしも重大ではない、又若し此の種協約が成立したとしてもその履行監督は甚だ困難と思はねばならない。
5. 軍備再建は講和の成立により前諸項の如き事が具体的にきまつて後でなければ実行し得ない問題ではあるが、その著手から充実までには相当の年月を要すること並にその著手前に於ても広汎多岐に亘り而も穩密裡に諸般の予備的施策を執るを必要とする

(138)

ことから考へると、右の施策、新軍の構想及実質等に関して今から直ちに具体的な研究にかかることが肝要なりと信ずる。

6. 前項にいふ事前の予備的諸施策の大部は政治的範囲に属するから、筆者如きの能く論究し得るところではないが、之なくしては折角軍を建設してもその実力を充実し且一般国民の協力支持を得難いと思ふので次に 1、2 之を列举して見る。
 1. 国際情勢及列国の日本に対する意向の動きと睨み合せて国民一般が国家自衛に関して正しき認識を持つ如く指導し、妥当なる与論を助成すること。
 2. 前号のため的一方途として追放の緩解及戦争犠牲者、戦没者遺族、傷痍軍人等に対する扶助の徹底に関して対外及対内両面における施策を促進すること。
 3. 新なる軍の構成、兵力量、装備及要員の採用徴集等に関し政治、経済、軍事その他各般の見地より準備研究を遂げ、軍建設のための基本的企画を用意すること。

新なる軍の性格使命を明確に決定し、その建設及運用の面に於て警察特に警察予備隊との関係を明かにすること。

第 6 項中の内軍事的部面に関する私見は別稿として起草する予定。

席上にて口述（希望事項）

1 研究及議事進行の要領に就て

- (1) 某問題の具体的研究に入るに先ちその問題を考へる為の前提又は基礎となるべき要領を審議決定せられ度きこと。

例

- (2) 専門事項と雖即席では意見を述べ兼ねることあるべきに付諮問に対する研究の為なるべく会は以前に題目を示し相当の時間を与へられ度きこと。

2 研究会の構成に就て

- (1) 海軍又は陸軍関係事項を別々に研究する場合には相互に連絡者を参加せしむることとせられ度。
- (2) 研究会に参加する旧軍人はなるべく少数に局限せられ度。

（本日（初回）召集せられたる「メンバー」は之を決定的のものとしことなく当面の研究終らば一応解任し、爾後の為には更めて人選を考慮せられ度。）

3 吾々（旧軍人）としての心構へに就て

- (1) 諮問事項に対して専門的に研究し且必要と認むる場合には自発的に研究の題材若

(139)

くは具体的意見を提出すべきも一般的審議及結論に対しては専門員の立場を超えざる事。

(2) 部外に対し会の構成、研究事項其他一切に関して秘密を厳守すること。

(旧軍人の言動に対する一般の注目最近特に顕著なり。政府職員、占領軍との接近、軍備問題に対する言動に就て殊に然り。)

付録 10 米国の対日講和7原則 (昭和 25.10.25)

対日講和7原則について

ダレス米国务長官顧問は、10月14日の記者会見で、「米国は来週はじめ、ソ連を除く全極東委員会構成国に対し、7項目からなる米国の対日講和条約草案について交渉を開始するだろう」と言明して(レイク・サクセス10月14日AFP)、いわゆる対日講和7原則の存在を認めた。

この7原則については、これより先10月6日レイク・サクセス発UP電により、権威筋の情報として報道されたものを初めとして、13日のニューヨーク・ヘラルド・トリビューン社説、15日のレイク・サクセス発INS電、22日レイク・サクセス発AFP電も同趣旨のものを報じている。この7原則の内容は、9月15日国務省担当官が対日講和の構想を明らかにして以来の諸般の報道と符合しており、信憑性があるとみられる。細部のところは不明確な点も少くないが、一応この7原則について検討を加えてみる。

対日講和7原則

(10月6日UP電が比較的正確且つ詳細であるから、原則としてこれにより、必要に応じて、ヘラルド・トリビューン、INS、APのものを参照する)

手 続

対日戦に参加した国は講和交渉手続の一般規則に従うことに同意すればいずれも講和会

現在米国は極東委員会構成国との間に非公式の個別交渉を進めている。これを終えた後の講和予

解 説 批 判

特に意見はない。

(140)

議に参加できる。右の規則においては拒否権は認められないこととなろう。

備会議は、極東委員会構成国だけで開かれるのか、日本と戦争関係にあったすべての国が参加して開かれるのか、不明である。「対日戦に参加した国」というのは、「実際の戦闘に参加した国」の意味に解すべきものとすれば、実質的に極東委員会構成国というのと同じことになる。

表決手続については、3分の2の多数決ということがとくにいわれていないが、これは当然のこととされているのであろう。

なお対伊平和条約では、英、米、ソ、支等20箇国が会議に参加署名し、これらの国以外で伊と交戦状態にあった国は、この条約に加入することが認められるということになっている。

国連加入

講和条約が署名されるときにも日本は直ちに国際連合への参加を認められる。

国連に加盟することを支持する(N. Y. H. T., INS, AP)

イタリア条約の前文にも、イタリアが「国際連合の加盟国となるため及び国際連合の主宰の下に締結されたいかなる条約にも加入するためのイタリア国の申請を支持する」旨の規定がある。日本の加入について、安全保障理事会で日本と講和しない国の拒否権が行使され

伊と同じ規定がおかれるであろう。しかし、現状のように、加入に安保理事会の勧告が必要とされる限り、加入の実現性は少ないとみなければならぬ。

(141)

る限り加入が不可能となるから、たとえかかる規定が設けられても実効はないことになる。このことは既にイタリア国についても現にそうである。

領土の帰属

日本は朝鮮の独立を承認し、琉球及び小笠原諸島に対する米国の信託統治に同意しなければならない。台湾、澎湖島、南樺太及び千島の将来は英、米、ソ連、中国の四箇国が決定する。講和条約が署名されてから1年以内に右4箇国の間に意見の一致を見ない時は国連総会にその決定をゆだねる。

(なお台湾その他問題になつてゐる地域の将来を決定する方式にはイタリアの旧植民地の帰属を決定する際に用いられたのとはほぼ同様の方式が採用されるものと見られる。)

日本の安全保障

講和条約締結後の日本の安全保障については、少なくとも日本が自己の軍隊を持つにいたるまでは「日本地域における国際平和と安全維持のため、日本と米国及びおそらくその他

「琉球列島」「小笠原諸島」及び「千島列島」の地域的範囲が問題である。硫黄島を挙げているが、小笠原諸島が入っている以上、当然これに入るものと考えられる。台湾その他の処分について、ここに掲げてある方式は、イタリア植民地の場合と全く同じである。台湾その他については、カイロ宣言及びヤルタ協定で処分方法が一応決つてゐるわけであるから、今回の原則は相当思い切つた提案であるといわなければならない。

この趣旨のことが平和条約でうたわれ、それに基づいて日米間に所要の駐兵取極をする心算であろう。日本の再武装が予定されている。

他に United Nations forces という表現を使

(142)

朝鮮、台湾及び澎湖島について一切の権利を放棄することはやむを得まい。

小笠原、琉球の諸島が分離されることは、国民感情としてたえがたいところがある。信託統治となる地域を最小限度に限定するよう努むべきであろう。

本来わが国の領土であつた千島列島の分離もまた、国民感情としてたえ難いところである。

東亜の平和確立の裡に日本の安全保障の途を求めようとする日本は、治安維持のための警察の拡充を欲するが、再軍備は望むところではない。この立場からみるとこの原則を批評するには、この原則の具体的内容

の諸国との間で引続き共同責任をとる」との基礎による。

日本の安全保障は国連がこれを保障しうるまでは、米軍がこれを行いうるよう日本は米国に対し一定の便宜を与えるものとする(NYHT)

日本は侵略から自国を保護できるようになるまでは、その安全保障についてアメリカと協力する(INS)

日本が自衛できるまで、日本は、日本の安全を保障するため、合衆国軍隊に基地を提供しなければならない(AP)

国際条約加入

日本は麻薬、漁業などの国際条約に加入することに同意する。日本はまたあらゆる多角的通商交渉に参加する権利が与えられるが、さしあたつては各国の関税についての最惠国約款の利益を受けるこ

つた報道もあつた。

7項目を報じたものでは国際連合との関係が明らかになつていない。

「日本地域における」平和のためといい、あるいは日本が便宜を供与するという表現は、日本地域を客体として考へているよう、日本からの侵略に対する措置をも含ませる余地を存しておるのではないかと考えられる。

と連合国間の交渉の落付くところを、もう少し見きわめねばならぬ。

日本の安全は国連が保障するという原則については異論はあるまい。但しそれまでの間、日本に米軍が駐屯するというような方式が採用される場合には、次の事項に細心の注意を払う必要がある。

- (イ) 駐屯に関する条約が平和条約と別個のものたるべきこと。
- (ロ) 日本の防衛が世界の安全保障組織(すなわち国際連合)の一機能として取扱われることとして大義名分を明らかにする。したがつて、国際連合との関係を積極的につけておくこと。
- (ハ) 駐屯地点、期間、特権、経費等についてあらかじめ明確に規定されるべきこと。

特に麻薬と漁業の二つをとり上げているのは、日本が戦前においてこの2条約の違反が多かつたため、その条約の履行が強調されたものと解される。漁業に関する条約は、特にどれを指すか明らかでないが、いずれに

単に麻薬・漁業のみならず国際の福祉と繁栄の増進を目的とする一切の国際条約に積極的に協力する意図をもつ。

(143)

とができる。

日本は国際条約を遵守する（INS）

日本は漁業及び麻薬のコントロールのごとき事項に関する現存の条約及び取極を受諾しなければならぬ（AP）

せよ、いわゆるマッカーサー・ラインの撤廃という前提に立っていることは明らかである。但し、多数講和の場合、北及び西の方のラインは、平和条約の規定のいかんにかかわらず、少くとも実際問題としては、残ることになる。

「多角的 通商 交渉」への参加は、ITO、ブレトンウッズ等への加入のことを意味するものと解される。

最恵国約款に言及しているのは、平和条約成立後、各国との通商航海条約ができるまでの間のつなぎのための規定が設けられることを意味する。

イタリア平和条約にも同趣旨の規定がある。

賠償

1945年9月以前に発生した日本に対するあらゆる賠償請求権（claims）は放棄する。但し各国がその領土内で戦争中押収（im-pound）した日本の資産はこれを保持（hold）することができる。

施設及び生産物による賠償を要求しないことを意味する。すなわち賠償請求権を、各国がその領土内で戦争中押収した日本資産のみに限定する趣旨であつて、それを趣える請求権は一切放棄するという原則を掲げたものと解される。

中立国にある日本財産は、日本に返される趣旨であると一応は解されるが、そこまで期待できるかは、なお問題である。

（144）

またこの措置によつて損害をこおむる日本国民に対する日本政府の補償義務には言及していないが、イタリア平和条約にはこれに関する規定が設けられている。

請求に関する紛争処理

請求（claims）に関するあらゆる紛争は「国際司法裁判所長によつて任命される中立法廷」によつて解決される。

賠償要求に対しての一切の紛争は国際司法裁判所で解決し、その他の日本資産に関する紛争は外交交渉で解決するものとする（NYHT）

これはイタリア平和条約の場合とは異つた方式である。イタリア平和条約では双方より委員を出した調停委員会的方式によつて、これは裁判の方式をとる。

「請求に関する紛争」の意味が明白でないけれども、かような規定がおかれることは望ましい。但し委員会による方式と裁判によるとするこの方式といずれが望ましいか慎重考慮を要する。

付録 11 安全保障研究 北太平洋 6 国条約案

北太平洋 6 国条約

この条約の締約国は、相互に且つすべての国民及び政府とともに、平和のうちに生きようとする願望を再確認し、これがため、国際の平和と安全とが、国際連合憲章の目的及び原則に従つて国際連合によつて維持し増進されるよう衷心から希望する。

また、締約国は、世界の繁栄と福祉の増進が、北太平洋地域の安全と平和の維持にかかることの大なるを認め、この地域の安全と平和を維持し助長するため、そのすべての努力を結集し誠意をもつて相互に協力する深い決意を有する。

よつて締約国政府は次の諸条を協定した。

第1条 日本の非武装

日本国は、陸海空軍のすべての戦力を保持しないことを約する。また、日本国は、別

（145）

国に対して、その軍事上の用途に供する目的をもつて、自国の領域の一部を提供、貸与又は割譲しないことを約する。

第2条 韓国の非武装

大韓民国は、陸海空軍のすべての戦力を保持しないことを約する。また、大韓民国は、別国に対して、その軍事上の用途に供する目的をもつて、自国の領域の一部を提供、貸与又は割譲しないことを約する。

第3条 軍備制限地帯の設定

米国、中華民国、英国及びソ連邦は、東は東経140度、西は西経110度、南は北緯20度、北は北極の線によつて囲まれる地域（以下軍備制限地帯という）内における大陸たると島しよたるとを問わず各自の領域において保有するその陸海空軍の戦力について、第4条ないし第8条に定める制限に従うことを約する。

第4条 非武装地帯の設定

- (1) 中華民国及びソ連邦は、各々、大韓民国との国境線に沿い、この国境線から100キロメートルの範囲の自国領域を完全に非軍事化し且つ非軍事化したままにして置かなければならない。
- (2) (ソ連邦は)、南千島を完全に非軍事化し且つ非軍事化したままにして置かなければならない。
- (3) 前2項の非武装地帯における防備施設及び軍用施設並びにその施設の武装は、破壊し又は撤去しなければならない。

これらの防備施設及び軍用施設は、重要性及び実際の保全状態又は構造状態のいかんを問わず、金属製、石造若しくはコンクリート製又は岩石内にうがたれた、砲兵及び歩兵の、群を成しているか又は分散している防備施設、あらゆる型式のトーチカ、兵員、需品及び弾薬のための防備を施された設備、観測所並びに軍用ケーブル路のみを含むものとする。

第5条 陸軍条項

- (1) 米国、中華民国、英国及びソ連邦は、軍備制限地域内における各自の領域においてその保有している陸軍兵力のためにする防備施設及び軍用施設並びにその施設の武装が、条約署名の時ににおける現状を維持すべきことを約する。
- (2) 米国、中華民国、英国及びソ連邦は、軍備制限地域内における各自の領域において

その保有する陸軍兵力を各自の領域の防禦に必要な限度に止めておかなければならない。

第6条 海軍条項

- (1) 米国、中華民国、英国及びソ連邦は、軍備制限地域内における各自の領域においてその保有している海軍兵力のためにする防備施設及び軍用施設並びにその施設の武装が条約署名の時ににおける現状を維持すべきことを約する。
- (2) 米国、中華民国、英国及びソ連邦は、軍備制限地域内における太平洋において各自の保有する海軍兵力が左の限度をこえざるべきことを約する。

米 国

中 華 民 国

英 国

ソ 連 邦

第7条 空軍条項

- (1) 米国、中華民国、英国及びソ連邦は、軍備制限地域内における各自の領域においてその保有している空軍兵力のためにする防備施設及び軍用施設並びにその施設の武装が条約署名の時ににおける現状を維持すべきことを約する。

もつともいかなる場合にも航空機の滑走路の長さはメートルを超過してはならない。現存の滑走路であつてこの制限を超過するものは、超過する部分を撤去又は破壊しなければならない。

- (2) 米国、中華民国、英国及びソ連邦は、軍備制限地域内における各自の領域において一切の爆撃機を常時駐屯せしめてはならない。

第8条 撤去又は破壊の期間

締約国は、条約の規定によつて必要となる兵力の撤退又は施設の撤去若しくは破壊は、条約の実施の時から1年以内に完了しなければならない。

第9条 国際連合への委託

締約国は、条約の実施を確保し且つ常時監視する責務を国際連合に委託する。

締約国は、この目的のため、国際連合がその決定、又は勧告によつてとる措置を受諾し、且つ、誠実に履行することを約する。

締約国は、締約国の一が条約の条項に違反しているという疑があるときは、共同して

又は 個別的に 国際連合の注意を喚起し、その即時且つ適切な措置を求めることができる。

第 10 条 連合憲章の優越性の保護

締約国は、本条約が国際連合憲章の規定に基く義務の履行を妨げるものでないことを声明する。

第 11 条 批准と期間

締約国は、各自の憲法上の手続に従つて、この条約を批准し、批准書は、なるべくすみやかに米国政府に寄託しなければならない。

この条約はすべての署名国の批准が寄託されると同時に発効し 20 年間効力を有するものとする。

付録 12 北太平洋 6 国条約案にたいする修正意見—下村元大将—

1. 非武装国、非武装地帯と軍備制限地帯に関する規定は別々にまとめる。
2. 原案第 2 条の後に、台湾及び澎湖島並びに平和条約により日本より分離せられる地域であつてソ連領に編入せられるものの非軍事化に関する規定を入れる。（従つて、原案第 4 条第 2 項は削除）
（琉球・小笠原は日本領に残るものと前提する）
3. これに続いて、非武装国領域ないし非武装地帯内に別国の兵力が入ることを領有国が許諾する場合及び非武装地帯の領有国が治安維持の必要上臨時に非武装地帯内に自己の兵力を入れる場合に関する制限的規定を入れる。
4. 次に、軍備制限地帯の規定（原案第 3 条）。東経、西経は逆。

付録 13 北太平洋地域の平和及び安全の強化のための提案

(1950. 11. 7)

相互に且つすべての国民及び政府とともに平和のうちに生きようとする願望ほど、今日、世界に普遍なものはない。この願望が実現するためには、国際の平和と安全とが、国際連合の憲章の目的と原則に従つて、国際連合によつて維持し増進されることが必要である。

(148)

世界の平和と繁栄の増進は、北太平洋地域の平和と安全の維持にかかることが大である。対日平和条約に関連して、連合国において、北太平洋地域の安全保障が問題とされおることは、けだし、当然のことである。この地域の中心に位置する日本が、この問題について、とくに深甚な関心をもつものであることは、連合国において、容易にりようとせられるであらうと信ずる。

この問題に関する日本国政府の所信を、ここに、あえて開陳するについては、連合国においても日本国の願望がひたすら世界の平和と安全にあることを思い、虚心坦懐に考慮を加えられるよう懇請したい。

根 本 方 針

北太平洋地域における平和と安全を増進するためには、この地域における侵略に対する武力制裁を組織化すること（これは、国際連合憲章によつて既に組織されており、且つ、最近国際連合総会が侵略阻止のためその権限を強化されたことによつて補完されておるので、国際連合に信頼していいであらう）もさることながら、むしろこの地域において主たる連合国（合衆国、英国、ソ連邦、中国）が保有する軍備を防衛的のものに限定することによつて相互の安全感を強めることによつて、地域全般の平和と安全とを増進することの意義あるを感ずる。

換言すれば、北太平洋地域における平和と安全は、日本及び日本から離れて独立を回復する大韓民国が、世界の平和と安全のために戦争を放棄し軍備を保有しないと同時に平和条約によつて日本から分離せられるであらうその他の地域をすべて非武装とし、加うるにこれら非武装の地帯の周辺一定の地域において主たる連合国が保有する軍備を原則としてこの地域における自国の防衛に必要とする程度に限定し、いわゆる攻撃的性質を有する軍備を保有することを差し控えることによつて、相互の信頼を固くし且つ安全感を高めようとするものである。

具体的措置要領

1 非 武 装

- イ 北太平洋地域の平和と安全の増進のため、日本は、その憲法の規定し且つ既に実行しておる非武装を維持する。
- ロ 日本から分離して独立を回復する大韓民国も、同様の目的のために、日本と同じく非武装とする。

(149)

ハ 平和条約によつて日本から分離されるであろう地域又は島しょは、そのステータスがいかに決定されるかを問わず、同様に非武装とする。

ニ 非武装とは、当該地域において陸海空3軍のいずれの兵力も駐在させないと同時に、この地域においては防備施設及び軍用施設の体系並びにこれらの施設の武装を破壊又は撤去することを意味する。

2 軍 備 の 制 限

主たる連合国（合衆国、英国、ソ連邦、中国）は、左記の軍備の制限措置を採ることによつて、北太平洋地域の平和と安全を確固たる基礎の上におくように協力する。

（第1案）

外交的にみて、無理が少く、連合国の感触を害する懸念も少からうと思われるもの。

イ 非武装国及び非武装地帯
（前述のとおり）

ロ 防備の現状維持

東経 110 度以東、北緯 20 度以北、東経 170 度以西の北太平洋地域における大陸、島しょ及び海面において、4 国が保有する陸、海、空 3 軍の防備施設及び軍用施設並びにこれらの施設の武装は、現状維持とする。

ハ 陸軍の制限

4 国は、各自が右の地域内に常駐させる陸軍兵力を右の地域内にある

（第2案）

軍事的見地からの意見によつてまとめたもの。

イ 非武装国及び非武装地帯
上記の外、朝鮮の国境に沿い中国及びソ連邦の領内に 4 国が協定すべき 200 ないし 600 キロメートルの範囲の非武装地帯を設定する。

非武装地帯においては、陸、海、空 3 軍のすべての軍隊及び軍隊に類する武装団体並びにすべての防備施設及び軍用施設の存在を禁止する。

ロ 防備の現状維持

これは、規定しない。

ハ 陸軍の制限

これは、規定しない（陸軍については非武装地帯があるのみであ

（150）

自国領域の防備のため必要なる兵力にとどめる。

ニ 海軍の制限

4 国は、右の地域内の海面に主力艦、航空母艦及び潜水艦を常置させない。

ホ 空軍の制限

4 国は、右の地域内に爆撃機を常置させない。

る。）

ニ 海軍の制限

4 国は、オホーツク海、日本海、黄海、東支那海、北緯 20 度以北の南支那海及び北緯 20 度以北、東経 170 度以西の北太平洋において、主力艦、航空母艦及び潜水艦を常置させない。

ホ 空軍の制限

4 国は、東経 110 度以東、北緯 20 度以北、東経 170 度以西の北太平洋地域において機種のかんを問わず軍用機を駐在させない。軍用施設は破壊又は撤退しなければならない。

警察用、関税用、気象観測用、測量用、漁業観測用の航空機並びに民間航空用の航空機及び航空施設は、禁止の外にある。

3 監 督

非武装又は軍備の制限が国際的に約束される場合、これらの約束の履行をいかにして確保するかの問題がある。条約の実施の監視は、あげて国際連合に委託することによつて解決されるよう提案したい。こうすれば、最も公正な実行可能な監督を実現することとなろう。とくに 1950 年 11 月 3 日連合総会によつて採択された「平和のための統一行動」決議によつて、総会はいかなる役割を引き受けるに必要な権限と機関とを有するにいたつたとみてよいのである。

4 国際連合憲章との関係

国際連合憲章第 103 条は、連合加盟国にとり憲章に基く義務が他の国際協定に基く義務に優先することを明定している。上述したところの軍事上の制限もこの憲章第 103 条に服従するのであつて、連合加盟国が、憲章の条項に基いて採ることのある軍事上の措置は、上述の制限によつて、阻害されることはないのである。この趣旨は、関係連合国の間に明らかに了解されておく必要があると思われる。

（151）

付録 14 民主化のための諸改革についての研究資料 (1950.11)

1 独禁法と事業者団体法

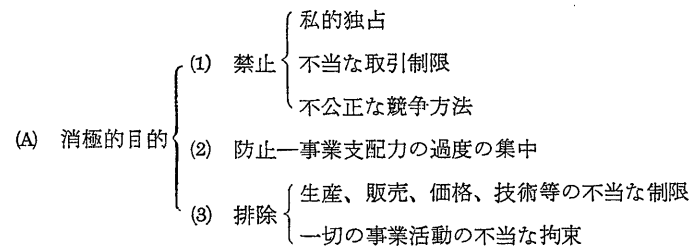
公正取引委員会所管の法律は独占禁止法及び事業者団体法である。

1. 独 禁 法

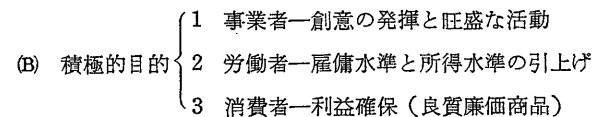
- (1) ポツダム宣言において日本が将来再び軍国主義のもとに侵略に出ることを防止する態度が明かにされ、更に「降伏後における米国の初期の対日方針」中において「日本ノ大部分ヲ支配シ来リタル産業上及び金融上ノ大「コンピネーション」ノ解体」が指示された。その後制限会社令（20年11月）、特殊会社整理委員会令（21年4月）証券保有等制限令（21年1月）その他の勅令が公布施行され、22年12月には過度経済力集中排除法の制定を見て、財閥的結合体の解体は一応完成した。

独禁法は以上述べた諸措置によつて巨大財閥や持株会社等の消滅した後の経済界を支配して、将来、同様の経済機構が出現することを防止する意味で恒久法として制定されたものである。

- (2) 本法の目的は次の如く図式化することができる。



（公正且つ自由な競争の促進）



（国民経済の民主的で健全な発達）

本法がアメリカの反トラスト諸立法の系列に沿つて、資本主義の進展に必然的に伴う弊害を除去することを目的として導入されたものであることは周知のことであ

るが、戦争準備、戦災軍需工業の抹消と云う一連の経済外的要因のために打ちひしがれ、その復興を急ぐ日本経済にとつては、本法の目的とするところが時期尚早であり、却つて復興と発展とを阻害する面に働くことも必ずしもなしとしない。（外資導入を目的とする国際契約の締結の場合等）

しかしながら資本主義経済を無制限に押し進める限り、資本と企業の集中の結果、少数支配者の利益のみを増大するに至ることは明かである。従つて本法の目的とするところは、日本経済の長期的発展と云う観点に立つ限り、無用又は害悪視することはできない。更に講和の当面の問題としても、これを廃止する方面に動くことは、諸外国により財閥の再現ないしかつての海外市場におけるダンピング政策の再開の意味に解される恐れがあり却つて日本に対する国際的信用を喪失する結果となることは想像に難くない。

- (3) ここに問題となるのは、公取委に対する関係司令部当局の監督の行過である。占領行政の他の部面にも見られる如く、日本の場合を一つのテストケースとして、アメリカにおけるよりも一層厳格な反トラスト政策を実施せしめようとする傾向があり、反トラスト政策こそ日本経済民主化の根本をなすものとする思想と相俟つて、公取委に対する監督と内面指導とは最も峻厳な形となつて現われている。

但し独禁法に使用されている文言は抽象的であつて解釈の余地が広く、例えば「不当」「不公正」「実質的」等の要件を備えて初めて違反行為となるのであるから、司令部のコントロールが終熄し、公取委が自主的に解釈することになれば、日本経済の実態に則した運用が可能となるものと思われる。

- (4) しかし一方において、本法成立の際の特殊事情から、生硬ないし厳格に過ぎる表現もあり、一層公取委の自由才量の余地を残すように修正することが望ましいものもある。例えば共同行為（第4条）、国際契約（第6条）、株式保有、役員兼任（第10条、11条、12条等）に関する規定である。

2. 事業者団体法（以下「団体法」と略称する）。

- (1) 本法は第1に将来私的統制団体が出現することを防ぎ、第2に各種の産業団体がカルテル的行為を行うことを防ぐ目的として事業者の団体をすべて公正取引委員会の管理下に置くものである。（後述の適用除外団体も公正取引委員会に対する届出義務を課せられている）

団体法は全部で19条からなり、極めて広汎な定義による事業者団体（第2条）に公正取引委員会に対する届出義務を課し（第3条）、これに対する19項目の許容活動（第4条）と18項目の禁止行為（第5条）とを規定している。この両規定に対する違反に対しては、独禁法の規定を準用して排除措置を行いその他独禁法における同様の諸措置や罰則が定められている（第8条ないし第17条）。但し特別法にもとづくかなり広汎な団体が適用除外団体とされており（第6条）、又ある種の事業者団体の特定法令にもとづく行為は同じく適用除外とされている（第7条）。

(2) これに対して各方面から、日本経済の実情を無視した苛酷の悪法であるとの強い批判がなされており、第7国会では衆議院経済安定委員会内に小委員会を設けて、同法改正案を提出した。この改正案は関係方面の強い反対に遭って成立しなかったが、その後も団体法反対の意見は益々強さを加えているのであつて他日同法が日本政府によつて自主的に運用されるようになった場合、これを現在のままに存置することは到底不可能と思われる。

しからば団体法に対する批判は具体的には如何なる内容を有するか。同法の成立する前に大体次の様な反対意見が強く主張されていた。

- (イ) 経済民主化に伴つて、事業者の団体の行動に変動を生ずることは当然であるが、かくの如く一挙に旧習を改めることは混乱を惹起し、却つて目的達成を遅延せしめる。
- (ロ) 同法では自然科学研究の施設共有をも禁ずる結果規格が乱立し、却つて資材の浪費をきたす惧れがある。
- (ハ) 外国からの技術導入に支障をきたす。
- (ニ) 団体が株式、社債を所有することの禁止は不必要である。
- (ホ) 団体による商事仲裁などは禁止する必要がある。
- (ヘ) 反独占的目的はカルテル化の危険性のある産業団体を対象とすれば十分であつて商工会議所の如きまで含めることは無意味である。

これらの諸点は現在もなお批判の中心となつているものであつて、殊に外国事業者と技術援助契約を締結する場合に団体法が重大な支障となつていることは一般に熟知されているところである。

又過般衆議院経済安定委員多田勇氏等が関西方面で団体法改正に関する懇談会を

催した際開陳された業界の意見においては次の諸点が主となつている。

- (イ) 商工会議所を事業者団体から除外すること
- (ロ) 輸出に関しては製品検査、価格維持等若干の統制を行う自由を認めること
- (ハ) 中小企業に対しては若干の結合を認めること
- (ニ) 独占的公共企業団に対抗するための若干の団結は認めること
- (ホ) 第4条（許容活動）は全面的に削除すること
- (ヘ) 禁止行為は最少限度にとどめること
- (ロ) 不公正競争を惹起する危険のある方面に関してはある程度の自主的統制を認めること
- (ケ) 当該物資の主務官庁が許した行為（例えば原料の一括購入の如き）は認めること

即ち、団体法に規定する事業者団体の範囲があまりに広汎且つ形式的に墮しているために資本的基礎の弱い中小企業が非常な経営困難に直面し、そのために却つて品質引下げやダンピングの如き悪結果を招来している一方、外国技術の導入のみならず、枢要物資の需給その他やむを得ざる団体的規制も困難であるために経済復興及び発展が著しく阻害されているというのが本法に対する総合的な批判であろう。

かくの如く表明された批判は、自己の利益増進を望む業界の底意を考慮に入れても、なおかなりの程度妥当性を有することは認めざるを得ない。畢竟するに産業団体に対する行動規制の思想はアメリカの判例にはあらわれているが、未だ立法例の存在しないところであつて、かかる理論を現在の日本の如き特殊の事情にある経済において立法化したことに無理があつたものといえよう。

(3) しからば団体法は全く無用の長物であるか。必ずしもそうではない。独禁法中に事業者の共同行為に関する規定はあるが、事業者団体の行動に関しては、配給統制などの禁止を規定した第5条があるのみである。従つて現在の独禁法のみをもつてしては、事業者団体のある種の行為に対しては直接規制の途のない場合が生じうる。従つて反独占的法体系を完成するためには、この種の立法も当然必要である。ただ現行団体法の如き煩瑣な規定は却つて法適用の柔軟性を欠くことになり、不測の支障が生ずるのである。

(4) 従つて将来に対しては次の如き二つの案が考えられる。

(イ) 現在の団体法を前記の批判を参考として大幅に改正し、独禁法とは別個の法律として残す案

(ロ) 事業者団体に関する規定を独禁法中に設けて現在の団体法は廃止する案

第2案をとる場合には、公正取引委員会の判断に拠るべき事項を多くして禁止行為などを詳細に列挙しないことが望ましい。かくすれば、経済事情の変化に応じて時宜に適した処置をとりうることになり、経済民主化と、経済復興とが矛盾なく進められうるであろう。

2. 地 方 制 度

憲法が新しく「地方自治」と題する1章を設けたことは政治の民主化の一環として、民主政治の基盤を培いその健全な発達を期するため地方自治を憲法上の制度として保障し、そのあり方の基本原則を明示したものに他ならない。

政府は終戦後いち早くこの地方制度改革の問題をとり上げ、知事公選の実施を公表し、地方自治法を制定して憲法と同時に施行し、更に地方財政法を制定し、他方警察、教育等に関する行政の地方分権によつてこれを推進し、内務省を解体するなど逐次その体制を整え、昨年5月来朝したシャープ使節団は地方財政確立のために、地方自治体に課せられている国の事務と地方団体固有の事務との配分を明瞭にして地方に独自の財源を与えることを勧告し、この勧告にもとづいて地方自治制度の勧告機関として地方行政調査委員会が昨年末発足し、地方自治の強化充実と国政の民主化のため市町村、都道府県及び国相互間の事務の配分調整の計画立案にあたっている。この地方行政調査委員会が最近その成案を得て近く勧告を行う段階に達した模様である。

一概にいつて、地方制度改革の方向はわが国の民主化の方向として漸進的ながら成功をおさめつつあり、ただ地方財政の基礎の薄弱がその障害となつていのである。

このように制度的にでき上りつつある地方自治を確立させる上に次のような考慮が必要であろう。

1. 国の事務と地方事務の再配分について

(イ) 現在国の事務になつているものを極力整理して国家的統一を要するものに限り、他はすべて地方自治体の固有事務とする。

(ロ) 地方自治体に配分された事務は地方団体が自立的に処理し、国の監督を受ける場合を極力制限する。たとえば、国の監督を物資、物価の統制、食糧生活必需品の供出、

国土計画、伝染病予防、農地調整、労働基準などにとどめる。

(ハ) 市町村を基礎的地方団体として、地方事務は原則として市町村に配分し、府県にとどめる事務は技術的な企画を必要とするものやその他市町村で有効に処理できない特殊なものにとどめる。

(ニ) 国の事務は府県や知事に委任せず、原則として国の出先機関に直接行わせる。国の出先機関は極力統合し、少数の出先機関が少数の国家事務を能率的に行うようにする。

2. 国庫補助については、全額補助を廃止し、一部補助も国策的色彩の強いものに限る。他方地方的財源をふやして財政的に地方団体の独立を強化する。従来のような各地方団体による中央財政への依存はそのための運動費として地方団体の冗費を非常に多くしている。

3. 地方自治体の適正規模

原則として人口5千以下の町村は合併して経済力の充実をはかり、現在、約1万2百を数える町村数を整理する。これによつて町村数は現在の半分、約6千程度となる。

4. 地方公共団体の地域的再編成が必要となるのは實際上財源配分の面からが多いであろうが、このような地方団体の境界変更、配置分合は根強い郷土的反撥と伝統があり、この地域的一体性も充分考慮しなければならない。このような場合、イギリスで見られるような地方団体相互間のコーオペレーションの態勢を整え、地方団体の組合自治体的なものを押しすすめ、単一の地方団体で処理できないような事務は組合自治体で処理するような方法が有効であろう。とくに警察、消防、教育のような事務はその性質からいつても財政面からみてもその必要が痛感される。

5. 一口に市町村といつても大都市と町村ではその成生発展の様式や性格が非常に異なるから、市と町村との間には行政事務の配分について財政力その他を考え、相当区別して考える必要がある。

6. 府県は市町村に比して、団体自治の面においては非常に欠けるものがあり、特に資本主義的な生産様式の発達した地域において、府県民一体の意識は甚だ弱い。従来府県自治の実際の運営をみても頗る官治主義的に運営されている。府県の廃改分合によるいわゆる道州制が考えられるゆえんであるが、いずれにしても府県は市町村と違った広域行政団体といったような方向に地方公共団体としての性格を見出してゆくべきであろう。

3. 警察制度

警察法による新しい警察制度は、昭和22年9月16日付マックアーサー元帥の書簡に示されている。その主旨は、中央集権的な強力にして広汎な権限をもつ警察が全体主義的独裁制の顕著な特徴であり、この国家権力による警察力濫用の根本的是正は、憲法にもられた地方自治の本旨による地方分権化と、官僚的分子を排除する公安委員会による警察の運営とによつて、民主化を実現することによつてなしうらというにある。問題は警察の地方分権化による統制の弱化と警察機能の保持（治安維持能力）との調整であり、その妥協として国家地方警察と自治体警察の2本建を採用したわけであるが、警察法実施以来2年半を経た今日新しい警察は必ずしも治安維持の点で十分であつたとはいえない。本年7月8日付マ元帥書簡による警察予備隊の新設許可はこの点において従来の不安を大いにカバーしうすることは疑ないが、なお次のような点を考慮する必要がある。

1. 警察予備隊と警察法による警察との関係

警察法による国警、自治警の間においてもその相互協力の場合運営上円滑をかく点が多くなくなつたが、更にこれに指揮系統の異なる内閣総理大臣直轄の警察予備隊が加わる場合、その運営上種々の問題が生ずることが予想される。「警察予備隊令」は単に「わが国の平和と秩序を維持し、公共の福祉を保障するのに必要な限度内で国警及び自治警の警察力を補う」と規定するにとどまるが、予備隊の実動するまでに相互協力の規定を早く法制化しておく必要がある。更に予備隊の出動は相当程度の治安かく乱事件の場合と予想されるから、警察法による国家非常事態に処する措置に準じた場合を考慮して、予備隊、国警、自警の共同出動の場合には臨時的に指揮統率の一本化をはからなければ却つて事態を紛糾させることもありうる。この点国内治安の最高責任者たる政府にその統率権を求めるべきであらう。

2. 現行警察法における問題

- (イ) 警察法によれば、自治体警察は市及び人口5千以上の市街町村におくことになっているが現実において小さい町村は財政上警察費を賄いきれず、自治警返上論は警察法施行以来全国各地から起つている（警察費は町予算の平均30%といわれている）。財政難の警察はその維持に寄付や情実を必要とし、ひいては町のいわゆるボスに牛耳られるという警察法の精神に逆行した現象さえ生む危険がある。その点か

(158)

ら自治体警察を設ける単位を現在より引上げる必要がある。

その方法として考えられるものは次の通り。

- (1) 人口5万ないし10万以上とする。
 - (2) その町の住民投票により選択させる。
 - (3) 小さい町村は連合して一つの自治警をもつ。
 - (4) 大都市と府県単位にする。
- (ロ) 国家地方警察と自治体警察との相互協力規定を強化して、援助要求に即応しうる適当な措置を講ずる必要がある。
- (1) 現行法には右の両者の協力義務の規定はあるが、自治体相互の協力義務の規定がないからこれを設ける。
 - (2) 国警は市町村公安委員会の要求があつた場合のみ自治警の応援ができるにすぎないが（経費はこの場合両者の協定によつて定められるのであるが原則として市町村負担のため財政の点からこの援助要求を自治警が嫌う傾向がある）、これを一定の犯罪（たとえば内乱罪、騒じよう罪、国際関係を害する罪、通貨及び有価証券偽造罪、公務員の汚職罪など）を限つて国警は自治警の管轄区域に職権を行えるようにし、その費用は国費とする。〔米国における連邦調査局（FBI）の例にならうのも一方法〕
 - (3) 国警、自治警間の人事交流を認める。

(ハ) 国 警 の 強 化

- (1) 国警本部及び国警管区本部に直接事件を指揮するいわゆる運営管理権をある程度与える。（現行法は行政管理権のみで運営管理権は都道府県公安委員会が持っている）
- (2) 警視庁を国警とする案

(ニ) 警察に対する政府の監督権の強化

現行法では自治警は政府と関係なく、国警も法文上は内閣総理大臣の所轄する国家公安委員会の下にあるが、国家公安委員会の内閣総理大臣に対する独立性が強い。ため実際上は政府とのつながりは殆んどない。しかし治安行政の最終責任は政府にあるのであるから、この見地からもう少し政府の監督権を強化する必要がある。

(159)

3. 警察力の増強

(イ) 警察装備の強化改善

- (1) 機動力の強化
- (2) 通信施設の強化
- (3) 科学的捜査機能の充実
- (4) 軽火器の保持
- (5) 情報機関の設置

(ロ) 警察人員の強化

現行は国警 3 万、自治 9 万 5 千、予備隊 7 万 5 千の合計 20 万の警察力である。

独立国としての警察力として、占領軍なきあとある程度の増員が望まれる。

4 労働条件の問題

終戦後わが国においては、新憲法によつて労働者の団結権、団体交渉権、罷業権が基本的な人権として確認されるとともに、一方労働基準法、労働組合法、労働関係調整法の 3 大立法のほか多くの労働関係法規が制定されるに至った。これら一連の労働立法は、いずれもそのなかに労働保護と基本的人権の尊重の思想が強く織り込まれており、この点においては欧米諸国の労働立法に比してなんら遜色なきものといえるだろう。従つて、将来わが国が国際労働機関（ILO）に参加した際にも、わが国の労働立法の不備なことについて勧告を受けるという懸念はあまりない。なぜならば、現在各国が批准している国際労働条約に盛り込まれている条項は、すでに現行のわが国の労働立法のなかに大部分とり入れられているからである。

かようにたんに労働立法の上からみれば、すでにわが国においては ILO の精神を生かし得る地盤が形成されているといえることができるが、実際には、これらの新しく制定された労働立法はいまだ日常の社会生活のなかに血となり肉となつて十分に消化されるに至っていないばかりでなく、果してわが国経済の実情に即したものであるかどうかについてもお少からず批判の余地がある。

その最も大きな批判の対象となつているのは、現行の労働基準法で、現在のように同法を各企業に一律に適用されたのでは、中小の企業は到底立ち行かないだろうという意見が支配的である。

ことに中小企業が圧倒的な割合を占めている機械工業の如きは 3 分の 1 ぐらい潰れて

しまうだろうといわれているが、大企業でも石炭業の如きは、基準法の除外例を設けて貰わなくては、現在以上に生産を増加させることが困難であろうとみられている。尤も一般に財界方面では、占領下の現在この問題をあまり表面化しない方がいいという態度をとっているが、これは一面からいえば講和条約成立後はわが国が或る程度まで自由に労働法規の改正ができるようになることを期待しているからだといえよう。一方労働者側はこうした問題に概して無関心で、残業手当さえ出れば労働基準法などは自ら無視して深夜業でも何でもやるという者が多い。この傾向は、最近のように失業者が増大し、就業者も他に転業の機会を見出すことが困難になるに伴つて、次第に顕著になつてきている。

従つて、講和条約成立後わが国の労働条件にたいして連合国からなんらの監視或いは勧告を受けない場合には、労働基準法が改正される可能性は多分にあるが、果して連合国が日本にこうしたことを勝手にやらせるかどうか。わが国のソシャル・ダンピングにたいする警戒の念がいまなお緩められていない情勢からしても講和条約のなかに、連合国がわが国の平和産業にたいする原料の供給をなんら制限しないかわりに、わが国も今後国際的な労働基準を遵守し、ダンピングによつて他国の産業の平和と雇用の安定をおびやかさないようにするというような条項が挿入されないとも限らない。尤もこうした条項が設けられたとしても、実際にわが国の国際労働条約の不履行や低賃銀が問題になつた場合、これを取締ることはなかなか容易でない。現在の ILO の機構の下では、せいぜいわが国に詳細な実情報告をさせ、総会の席上で厳重な詰問をするという程度に止まるであろう。そうした場合、わが国としてはかつてヴェルサイユ条約締結当時主張したようにわが国の社会経済機構の特殊性にかんがみ国際労働条約の履行にたいして或る程度の特例を認めて貰いたいというようなことを要請するの止むなきに至るかも知れない。或いはまた昭和 8、9 年頃わが国のソシャル・ダンピングが問題になつた際に行つたような弁解を再び繰り返すようになるかも知れない。すなわちわが国のように資源に恵まれず資本の蓄積もなく、しかも過剰人口の捌け口を海外に見出すことができない状態におかれているならば、どうしてもハンド・レーバーに多く依存せざるを得なくなり、その結果チープ・レーバーになるのは止むを得ないという主張である。

しかしこういう主張が、日本人に受け入れられると同じ程度に欧米人にも受け入れられるかどうかは疑問である。なぜならば、第 1 に、日本では労働者が額に汗を流して

働き困苦欠乏に耐えることが一つの美德とされているが、人権尊重と労働保護の観念が発達している欧米ではそうしたことは必ずしも美德とされない。むしろ労働力の酷使ということは一つの罪惡とされている。第2に、日本では経済の自立化と再建のために国民が当分の間耐乏生活をする必要があるとされているが、欧米では完全雇用を維持するとともに、労働者の労働条件と生活水準の向上をはかることが政府にとつても組合にとつても最も緊急な問題となつてゐる。第3に、戦前わが国でソシヤル・ダンピングが問題になつた頃にはまだ欧米諸国で各企業者間のないしは企業主と労働者の間の足並がなかなか揃わなかつたために、日本商品の進出にたいして効果的な防遏策を講ずることができなかつた。しかし、当時と比べると今日各国の労働組合の勢力は著しく増大しており、労働条件の向上と雇用の安定のために各国の労働組合が連繫しなければならぬという考が深まつてきている。従つて今後チープ・レーバーというようなことが問題になつた場合、各国の労働組合が結束してわが国にたいして非難を加えるとかもしくは制裁手段を講ずるというようなおそれも充分あり得るわけである。

以上のように講和条約成立後のわが国の労働体制はこれまでのように国内的な見地からのみ解決し得ない多くの問題が生じてくるものと思われるし、またわが国の特殊な立場を国際的な環境の中にいかにして調整させて行くかという点が最も重要な問題となるであろう。しかし、今日わが国の財界や組合の指導者の間ではこうした見地から今後の労働体制の在り方を考えている人は殆ど見当らない。企業の合理化とか組合からの赤色分子の追放というような当面の問題に追われているのが、その実情である。

5 財閥の解体、過度の経済力集中排除及び独占禁止

日本経済民主化の一環としてとりあげられた財閥の解体、過度の経済力集中排除及び独占の禁止という一連の政策も、財閥解体については持株会社整理委員会を中心とする財閥持株会社、財閥家族員に対する措置、制限会社、従属会社、関係会社に対する措置など、経済力集中排除については過度経済力集中排除法による指定会社に対する措置によつて現在問題となつてゐる日本発送電を残して大体その目的を達した。そして今後おこり得べき独占の禁止については独占禁止法、事業者団体が制定施行された。

そこで問題となるのは、すでに民主化された企業が再び独占化することを防ごうとする独占禁止法と事業者団体の行き過ぎが、日本の経済発展を阻害するおそれがあるという点である。この問題については昨年6月独禁法は民間外資導入を阻害し、現下の増

産計画と抵触する点があるとして、総司令部の了解のもとに改正されたのであるが、なお次のような問題点を残している。

(イ) 生産、価格協定の問題

この問題はわが国企業の弱小性という宿命的なものから起る問題であつて、この弱小性を補強するための企業者間の協定が独禁法、事業者団体法によつて禁止されているのである。例えばその一つは輸出の面である。外国の輸入業者が日本商品を輸入する場合、輸入業者相互間で購入価格を協議していることが多いのであるが、わが国の輸出業者は独禁法と事業者団体法によつて価格その他販売条件について協定することを禁じられているので、それに対して自衛手段を講ずることができず、結局は同業者間の競争が不合理な廉売をもたらすことになつてかえつて不評を招く結果となる。又、プラント輸出についても、その商品の規模が大きく且つ生産工程が複雑なためいくつかの製造業者間の協定によらなければ無理が伴う場合があり、そうでない場合でもコストの点などで不利益なことが多いのである。第2に一般の産業においても、売行き不振、滞貨増大などの重圧を排除して不況を乗り切るためには協同による滞貨の棚上げや操業短縮などを行うことが望まれるのであるが、それも独禁法、事業者団体法などの制約によつてなし得ず、滞貨をかかえながら各企業とも操業度の向上によるコストの切り下げによつて切抜けようとして、益々滞貨の重圧に苦しむこととなる。

このようなわが国企業の弱小性という特色からくる弊害を救うためには貿易組合とか同業者組合とかの結成を認めるように独禁法、事業者団体法の緩和をはかる必要がある。

(ロ) 外資導入の問題

昨年の独禁法改正によつて、外資導入を阻害している諸点が除かれたのであるが、なお外貨の導入を不円滑化する規定が残されている。たとえば特許権導入に当つて他の条件を付してはいけないとか長期にわたる国際契約の届出とか株式所有についての制限である。これについては日本経済の植民地化を防止するため必要であるとする論者もあるが、日本経済発展のため出来るだけ外資の導入を容易にするようにすべきではなからうか。

(ハ) 事業者団体の規定は一般に余りにも細部にわたりすぎ、経済活動をなすに極めて不便である。さらに簡素化する必要がある。

大体以上のような点が現在問題となつているのであるが、こうした問題は講和条約においては出来るだけふれることなく、講和後において国内的に処理したい問題である。

6 社会保障制度

社会保障審議会の勧告書は目下総司令部で検討中であり、まだ発表になつていないが、さきに同審議会の公聴会に提出された試案要綱によつてその概ぼうを窺うことができる。

従来日本の社会保障的な制度は区々まちまちでしかも不完全なものであつたが、戦後は日本国民の貧困が著しく、また従来一種の社会保障的役割を果していた家族制度が廃止されて、ここに徹底した社会制度の確立が望まれた結果この勧告案が出る運びとなつたものである。これが実現されれば社会保障制度の一元化、各種給付金の増額等の点において従来のものに比し画期的な改善をもたらすことになるう、それにもかかわらず、なおこれをもつて完全な社会保障制度であるとは称しがたい。その欠点を言えば、(イ)国家予算の不十分を慮つて従来の国家負担金350億円に約400億の増額しか予定されなかつた結果、各種給付金の額においても、支給期間においても、十全を期し得なかつたこと、(ロ)家族制度が廃止せられたとはいえ、それはなお解体の過渡期にあり、社会保障に個人中心主義を貫き得ず、家族主義と妥協した中間的な部分も出来たこと、(ハ)社会保障制度は最低賃金制度の確立や完全雇傭と相まつてはじめてその効果を発揮し得るのであるのかかわらず、それが同時に連繫して実施される運びとなつていないこと等があり、これらの点は将来徐々に改善する必要がある。

7 労働問題

基 本 的 事 項

1. 民主化の意義。日本がポツダム宣言を受諾した結果、連合国の占領目的の一は日本の民主化であるが、民主化の意義が明確でない。日本の労働行政、労働運動が民主化されつつあることは事実であるが、占領軍係官は民主化とアメリカ化とを混同しているのではないと思われる節がある。占領軍係官が日本政府に対して教える所は、常にアメリカの例である。民主主義の高度に発達したアメリカの例を示すことは、即ち民主主義の模範を示すことなので、民主化とアメリカ化とは究極において同義であるかも知れない。従つて、以下において、民主化とはアメリカ化と混然としたその間に明白な限界のない意味において御了解願いたい。

(164)

2. 労働行政の部門。労働行政は大別して3部門に分れる。

- (1) 労働関係。(労働教育を含む)
- (2) 労働基準及び賃金。
- (3) 職業安定行政。(即ち職業紹介行政)

以下、これらの3部門について、各別に、どんな民主化が行われたか、又行われつつあるか、及びどんな欠陥を包蔵しているかについて観察して見たい。

3. 機構問題。近代的高度の民主主義の発達した諸国において、労働省が一省として存在することは、国の体裁から言つても当然のことである。しかし、日本の場合は、他の欧米諸国とは異り、占領軍によつて無理矢理に設置を余儀なくされた格恰である。従つてその機構も、アメリカ合衆国の制度を真似たものが多く、特に、婦人少年局、統計調査部はその典型的なものである。従つて、講和会議以後においても、これらの機関を存続せしめることは疑問といわなければならない。又最近報道されている社会保障の新設により、労働省の持つていた失業保険と労働者災害補償保険との二つが社会保障省に統合せられるようになるならば、少くとも労働本省の機構は極めて小さいものとなるであろう。(尤も社会保障が出現しても出先機関は現行の機構をそのまま利用するものと思われる。)従つて、労働省が一省として存置せられるに足るかどうかは頗る疑問といわねばならない。

労働省設置以来、婦人少年局の如きが何をしてきたかを見るならば、その必要性は自らはつきりするであろう。即ちパンフレット、リーフレット、宣伝用印刷物を沢山作つてきたのであるが、これ又分り切つたことを印刷物にしたもので読む価値のあるものは殆どないのである。1951—52年会計年度の予算編成に当つて、大蔵省がこれらの印刷製本費に大削減を加えたのは当然といわなければならない。

次に統計調査部も無用長物といわなければならない。労働省が設置せられた当時、統計調査局であつたのが、1949年の行政整理に伴う機構縮少の結果、局から官房統計調査部に格下げされたのである。これに対し司令部側から、非常なる反対の批評を受けた如く、司令部が統計調査に重点を置いていることは極めて明白であり、局から部への格下げの如きも、司令部側としては了解し得べからざることであつた。

文明国として、民主国として統計調査が政策決定に当り重要な役割を占めることは当然であるが、日本のような統計の曖昧な現状において、労働省が今後もこの事業を

(165)

継続せねばならぬかどうかは、又疑問といわねばならない。現に労働力調査は、総理庁において行われているところであり、この事業は総理庁へ吸収せられて然るべきものと思われる。

機構問題に関連するのであるが、アメリカには Labor Attaché の制度がある。ヨーロッパ、南米その他労働問題の多い国に大公使館附レーパーアッタッシェとして任命している。これは主として、駐在国の労働情報を蒐集、分析するのが任務であるが、今後日本としても、この方面に関心を持つ必要がある。又国連の一機構として、ILO（国際労働機関）が、相当な活動をしていることは御承知の通りであるが、今後この分野における活動は益々活潑になるものと思われる。外務省が通商貿易に重点を置くべきことは勿論であるが、従来等閑視せられていた労働の問題を研究する必要があると思われる。ILOの問題、Labor Attaché の問題については更に一層関心を払われることを希望する。

4. ILOへ復帰の問題。日本は米国国務省を通じてのILOの招請に基き、1949年及び1950年の両回に亘り、講和締結以前において、すでにオブザーバー代表を派遣している。この代表は政府、労働者及び使用者の代表から成る3者構成のものであるがこれは後述の如く日本が多年懸案であつた労働組合法を成立せしめたことにより、ILOが日本の労働に関する民主化の成果を認めたことによることは勿論である。日本のILO復帰は講和以前においても、又国連加入以前（ILOは国連の一機関ではあるが）においても可能である。問題は、ILO総会において、加盟国3分の2以上の同意を得れば足りるのである。尤も右動議を提出するのは、米国国務省のイニシャチーブによるものである。右動議提出前に、米国が極東委員会の同意を求めることは当然の措置と考えられ、又3分の2以上の同意を得る可能性の見透しが出来ない限り、米国国務省が右措置に出ずることは考えられないところである。

右の如く、この分野における、日本の国際社会への復帰は、事実の進展と共に、急速に発展するものと思われるのであり、要は日本が国内法的に見て近代的民主国家の体裁を整えたかどうかを世界各国が承認するか否かにかかっている。

右に対処して、日本外務省においても、労働省のみに委せず積極的に米国その他関係各国に対し、働きかけが必要があるものと思われる。

労働問題説明

1. 明治維新以来の労働政策

明治政府は「富国強兵」をもつてその国是としたのである。政府の行うあらゆる施策の方向はすべてこの標語に従つたのである。

明治以来、今次敗戦にいたるまでの政府の労働政策を帰納するならば

- (1) 一般に労働時間が極めて長かつたこと（平均実働9時間をこえていた）。
- (2) 年少労働者や女工の数が多かつた。
- (3) 工場施設が悪かつた。
- (4) 基準賃金が低く、しかも不当に低かつたため、その不足額を残業によつて補わねばならなかつた。

右の如き事情は、即ち日本経済が常に低廉労働の上に築かれていたのであり、又政府及び使用者側も当然のこととしておつたのである。

1931年満州事変の勃発以後は、徐々に戦争目的のために、労働を統制する方向に進んだのである。又当時の経済情勢は、慢性的不況のため、日本経済自体に先進資本主義諸国に匹敵するに足る労働立法を許容する余力を持たなかつたのである。右と並び当時の使用者側は、封建的な労働関係と、低廉労働とを維持することが、日本経済発展のため欠くべからざる条件であることを信じておつたのである。

戦争の進展と共に、労働統制は強化せられたのであるが、要するに、明治以来終戦に至るまでの労働政策は、労働者を最悪の状態において、日本経済を進展させ、国家政策を遂行してきたのである。即ち、最大の犠牲者は労働者であつたのである。

2. 労働問題の発生

右の如き、労働者の犠牲の上に立つ日本の資本主義は多くの矛盾と社会悪とを内包するものであつた。極端な低賃金、不当に長い労働時間、年少労働者及び女工の増加、安全衛生施設の不備に原因する職業災害、封建的労働関係に附随する強制労働、酷使などの弊害が発生したのである。

戦前ILOの常任理事国であつたが、日本政府代表がその立場を守るために常に用いた言葉は、日本は「特殊国」であるというのであつた。日本の資本主義は、戦争毎に発展したのであるが、その基礎は、薄弱であり、低廉労働の上に築かれた繁栄にす

ぎなかつたのである。若し、日本が国際水準に達する労働基準を設定し、労働関係を維持するならば、日本経済の基礎に動揺を与えるかも知れないという危惧の念を抱いていたのである。従つて、政府は極力「特殊国」であることを理由として、多くの条約案に調印することを拒否し、又は例外的取極を求めたり、調印した条約に対しても批准を延引したのは周知の通りである。

戦前の労働立法の性格

日本の労働立法は、戦前においても一応先進資本主義諸国と大体同様な体裁を整えておつた。しかしながら、日本の政治的、経済的、文化的特質に合致して、特殊な発達を遂げておつたのである。そのため、他国とは頗る異色のある性格を持つておつた。

当時の立法の根本的性格は、労働者が自主的に団結して、使用者側と対等の立場で労働関係を協定し得るための法律的根拠は認められておらなかつた。むしろ、逆に労働者を常に使用者の従属的立場に置き、使用者側から労働者側に対して恩恵を与えたり、救済的措置を執ることをもつて労働立法の根本精神としておつたのである。

- (1) 労働関係の立法では、労働組合の発達を保護助長する如き目的の法令は全くなく、その活動を制御する規定があつただけである。
- (2) 労働基準関係。基準が一般的に言つて国際水準以下であつた。そこから発生する実際上の不都合は、社会保障によつて、補正し、緩和しようとするのが政府の意図であつた。

労働基準が、国際水準より低かつた実例としては、8時間労働制が全く採用されておらず、8時間制のみならず労働時間を制限する規定は全くなかつたのである。但し、成年の男子労働者については、鉱夫の坑内労働者に関して10時間制が規定せられていたのみであつた。

又労働保護の程度が、労働者の種類により著しく異つており、工業労働者が最も厚い保護を受け、工場の職工及び鉱山の坑夫が最も高い保護を受けていた。船員に対しては船員法、商業使用人に対しては商店法があつた。しかし、農業、林業及び漁業の従業者に対しては殆ど何等の保護法規がなかつたのである。

戦前に存在しておつた工場法の概略を説明すれば、この法律による適用工場はその範囲が狭く、實際上最も問題を惹起する多数の小工場はその適用から除外されておつた。又15才未満の少年工及び女工については、労働時間を12時間に制限し、最低

年令を12才と規定しながら、法律施行当時すでに職工であつた10才以上の年少労働者にはその後も引続き労働することを許した程の低いものであつた。要するにこの法律は、労働立法として極めて程度の低いものであつた。

- (3) 職業紹介関係。ILOの条約や勧告に従つて、一応国際標準に達するよう努めたのであるが、実際には、わが国特有の封建主義の残滓のため労働ボス制度、労働者募集方法等において文明国以下のものが多々あつたのである。しかし、失業問題に関する法規は存在しなかつた。即ち失業保護法及び緊急失業対策法を持つておらなかつたのである。

戦後の労働立法

日本の労働立法は、戦後4年の間に驚異的な発展を遂げたのである。その発展は、量的であると共に質的である。その外形においては、欧米の先進国に較べて殆ど遜色のない程度にまで達したのである。これらの立法はポツダム宣言の受諾に基いて主としてGHQの指導の下になされたものである。戦前の労働立法に比較するとき隔世の感がある。

これらの新しい労働法規が、労働組合運動の発達、労働関係の調整、労働条件の改善等に大いに役立つことは勿論である。しかし、これらの多くが日本人の意思に基いてできたというよりは、むしろ総司令部の指示、勧告によるものであるから、将来これらの法規が日本に根を下ろし真に日本人のものとなるまでには相当の時日を要するであろうし、又相当改変せねばならないところも多いものと思われる。

戦後労働組合の発達

戦前労働組合が発達し始めると、使用者側及び官憲の側から非常な圧迫を蒙つたのである。労働者側は右圧迫と戦つて非常な努力を払い苦い経験を嘗めたのである。しかるに、戦争が勃発するや折角発達し始めた組合運動は、根絶せられて終戦を迎えたのである。

戦後澎湃として起きてきた民主主義は、ポツダム宣言の受諾によるものであるが、組合運動は一挙にして活潑となり、総司令部の指示、勧告、指令等と相俟つて大規模な運動が展開せられたのである。その結果として僅か4年の間に世界の労働史上未だかつて見ない発達を遂げたのである。即ち組合員数は30万人から670万人に激増した。これは、労働者総数の約50%余が組織されたことを示すものである。

右の如く戦後に発展した労働組合は、初めから種々の法律によつて保護されており、

- (1)本当にその必要性を身をもって自ら体験し自分の力で戦い取った欧米の組合とは異なり、総司令部側からの圧力によつてできたものであること、(2)戦争中の空隙があつて戦後の民主化の波に乗つて一挙にでき上つたためその基礎が極めて薄弱であること、(3)組合員大衆の組合に対する自覚と認識がないこと。(組合員が何の目的でストをやっているか、何を要求するために団体交渉をやっているのかを知らないのもその一例である)。(4)アメリカの労働組合の翻訳である等の欠点を挙げるができる。

成程、労働組合は組合数において又組合員数において非常なる量的発展を見たのであり、労働者と使用者との間には立派な労働協約ができて、詳細且つ具体的な規定を設けるようになったことは大きな進歩といわなければならない、しかし長い間軍国主義と封建主義が支配していた日本においては、国民は権力に服従することにのみ慣らされてきた。上から言われることには、何事にも服従する習慣がついている。組合運営の実際を見ると、組合は組合幹部あるいは一部ボスの牛耳る所となつて、いわゆる組合のボス化をきたしている。

長い間、日本の社会全体を支配してきた封建的な心情や習慣は、直ちに除去し得るものではない。労働組合ができたゆえんのは労働者個人は弱者であり、個人としての労働者は到底使用者と対等の立場で対抗し得るものではない。そこで個々の労働者では如何ともすることができないので、労働者が団体を作ることによつて、使用者と対等の立場で交渉し、話し合いをするというのが労働組合のできた基本的理由である。しかし、日本においては長い間労働者と使用者との関係は封建的な主従の関係であり、労働者は使用者に対して隷属的な関係に立つておつたのである。そこで、労働組合がただ単にできたという理由では、使用者と労働者との関係が直ちに民主化され得ないのである。しかし、労働組合ができたことによつて、使用者と労働者との間の勢力関係に変化をきたしたことは確かである。

最近においては、労働者が団結の力によつて使用者に対し強圧を加えるような傾向は一応なくなつたのであるが、これとは逆に使用者側は国際情勢、国内の政治的動向、総司令部の方針を利用して失われた自己の地位を回復しようとしている様子が見えるのである。

ポツダム宣言が明白にしている日本の民主化は外形においてはその目的を達したようにみえるのであるが、実は日本在来の伝統的社会的心理状態を一挙に改めることは困難

であり、今後長日月を要することであろう。

戦前、日本の労働組合に対する政党の影響力は余りにも大きかつたのである。そのため組合が組合として健全な発達を遂げ得なかつた憾みがあつた。当時の組合指導者達は組合を組合として発達させるよりは、労働組合を政治勢力の下におこうとしたのである。

戦後の組合運動は戦前にくらべるとはるかに大衆的であり、政治的色彩を失つてゐる。終戦直後の労働大衆は、当面の生活難と失業の脅威との前に本能的に集結したのにすぎなかつた。

しかし、戦後の組合指導者も又戦前の指導者と同様政治に興味を持つてゐる。これらの組合指導者達は、組合を組合そのものとして育成しようとするよりは、組織の力を借りて労働者を政治的に動員するか又は政党の力を借りて組合目的を達成しようとする傾向が今なお濃厚である。

最近、組合大衆の中にはこの組合と政治関係とが緊密化することを嫌う者が増えており、政党との関係を全く離れて自由な組合組織を作ろうとする傾向が現われつつある。この傾向は、日本の労働大衆が社会主義や共産主義に対して反対する傾向にあることを示すものではなくして、組合を組合として独自に発展させて行こうとするものである。それ程窮乏している日本の労働大衆は、日本の資本主義の将来に対して大いなる不安を感じてゐるのである。

戦後の労働基準に関する問題

労働基準法は労働者に「人たるに値する生活を営むための必要」を充すべき労働条件を保障することを目的とすると規定しているが、実質的にはこの法律に定めた基準は最低基準法である。これらの基準は、原則としてILOの国際水準に従っているが、戦後未だ十分に回復していない日本の産業にとつて相当の負担である。従つて労働組合の発達している一部の産業においては労働協約によつて法定以上の基準が行われているけれども、一般的にはどうか法定基準を守り得るにすぎないのが現状である。しかしその実施状態は戦前の工場法の場合に比べるとはるかに良好であるといえる。なお戦前と違つて労働組合の監視がきびしいことも法律の厳格な実施を確保することに役立つているが、同時に労働組合の結成を見ていない小工場等においてどれ程まで法律が正確に行われているかについては疑を容れる余地がある。その理由は、この法律は余りにもその適用範

囲が広く、それに較べて労働基準監督官の数が少く、監督官に練達の人を得ることが困難であり、更に、監督官の素質は悪く、その上腐敗している事実を挙げねばならない。

労働時間

労働時間は戦前に比べて著しく短縮された。全産業の労働者1日当り実働時間は1935年に9.6時間であつたのが、1946年8.2時間、1947年7.9時間、1948年7.8時間と短縮された。

また1年間の実労日数も1935年に298.1日であつたものが、1946年には280.0日、1947年には286.4日、1948年には285.6日となっている。

このように全体的に見て労働時間が著しく短縮された原因を考えて見ると、終戦後間もない時期においては、動力及び原材料の不足による操業短縮が大きな要素であつたが、その後は組合運動の圧力及び労働基準法の実施が専ら主要原因であるように思われる。しかし、最近には経営者が企業合理化の必要、賃金水準を維持する代りに労働協約を改訂して労働時間の延長、その他労働条件の低下を求める傾向が広く認められるようになってつつある。

労働の生産性の低下

労働者1人当りの生産高の点から見ると、1933—5年を100として1947年12月の全工業平均は33、1948年12月は50である。そして生産性の回復がかくもおくれている主な原因は、労働者側についていえば、労働時間の短縮、労働意欲の低下、衣食住通勤の困難、熟練度の低下等であり、経営者側についていえば、設備の老廃、原材料、石炭、電力等の不足等であるといわれる。これらの諸原因は何れも徐々に改善されつつあるけれども、結局において雇用量の減少（失業の増大）、労働時間の延長等によって労働者の犠牲によるほか生産性を高め得ない極限に達する時期がやがてくるのではないかと思われる。

戦前の日本産業発展の特異性と戦後の労働基準

近代的経営が産業部門において、急速な発展を遂げたと同時に伝統的な経営方式による小企業が数多く存続した。そして彼等はしばしば問屋、輸出業者のような商業資本に隷属し、若しくは大工場の仕事の一部を下請けして、劣悪な労働条件によつて低廉な商品を生産した。ソシヤルダンピングとはこのような方法によつて生産されたのである。

戦後労働条件を国際的水準に上昇せしめることが異常な産業発達段階にあり、且つ産業構造を持つ日本経済が国際競争場裡において勝てるかどうかが問題である。ここにおいて、政府は、賃金、労働条件を国際水準以下に落して労働者の犠牲において、日本経済の進展を計らねばならない。

このことは戦後荒廃に帰した日本経済を復興し、この復興しつつある経済が国際経済において戦うためには特に必要なものではなからうか。

日本が持っている唯一のものは労働力である。この労働力を最大限に活用することが日本経済復興の途である。

労働省の公的解釈によれば生産増強のために労働条件を低下させ労働時間を延長するのは、労働基準法違反である。然し日本の現状で労働基準法を厳格に実施することが、日本経済の発展を阻害するかどうかについて考慮する必要がある。日本が現在持っている労働基準法はILOの国際水準、アメリカの公正労働基準法を模範としたいわば日本のような経済的に劣等な国にとつては余りにも理想的なものである。日本の経済的実状に即しないものである。連合国側は戦前日本に悩まされたダンピングを繰り返さないようにするため、作爲的に労働基準法の厳格なる実施を意図したものである。

右に述べたところにより了解せられるように日本が発展するために労働基準法をある程度緩和して、日本の経済的実情に即応するよう改正する必要があると思われる。

社会保障制度

社会保障制度は、戦争中最も発達した部門である。健康保険法が改正せられて、その適用範囲及び保険金給付の内容が改正された他1938年には国民健康保険法、1939年には船員保険法、1940年には労働者年金保険法が制定せられた。殊にこの最後の労働者年金保険法は日本で初めて廃疾者及び老令者のために設けられた年金制度である。但し失業保険法及び失業対策法は最後まで制定せられず終戦を迎えたのである。1936年には退職積立金及び退職手当法が制定された。そしてこの法律は、後に労働者年金保険法の改正法である厚生年金保険法の中に吸収せられた。

戦争時代の労働立法は、労働力を戦争目的のために最大限に使うことを目的として作られていたと同時に労働者の疾病、災厄等に対しては保険によつてできるだけの救済を与えることを根本方針としていたのである。

戦後の日本における社会保障制度は過渡期にあると言えるのである。即ち一方におい

では、伝統的なものが残っていると共に、他方国営保険制度が発達の途上にある。そのため使用者側は両面から二重の負担に苦しめられている傾向があるが、労働者側は必ずしも満足な保護を与えられていない。

進駐以来、社会保障制度は全体として国際水準に近い法制上の体裁を整えるに至つたものも未だその運営は必ずしも満足すべき状態にはない。社会保障制度は高い理想を持っているが、現実の運営には、1国の経済的实力を背景としなければならない。外形上だけは立派なものが出来ても、その内容が、その運営がうまく行かなければ当座はなばなく見えても永続性がない。社会保障制度は高い理想を持たなければならないのは当然のことであるが、現実的にはその制度及び運営において国の實力に合致するものでなければならない。この意味において、進駐以来体裁を整えた社会保障制度は更に一考する必要があると思われる。

失 業 問 題

日本の農村及び家族制度は、日本の労働力の給源であると同時に又失業の吸収力を持っている。これは日本社会独特のものである。しかもこの種の吸収力は漸くその極限に達しようとしていることを考えると失業の問題は決して楽観し得べき状態にあるとはいえない。

なお失業を増大せしめる経済的要素が労働条件の低下を惹き起す傾向にあるのは当然であつて、統計は1週80時間以上の労働者が漸増しつつあることを示している。これは基準賃金が低いことやむを得ず超過労働をして総収入を増さなければ生活出来ない労働者が増加しつつあることを示すものである。

農村及び家族制度が失業者を吸収する唯一の貯水池であることは前述の通りであるが農村の不況、一般的不景気でこれらの失業者数は限度に達したものとみななければならない。失業者がこれ以上増大するときは、社会不安を惹起し、危険な状態であるといわねばならない。

職業紹介関係

職業紹介関係の部門は、占領以来大きな進歩を遂げたものと見なければならない。職業紹介事業は、手続を主要内容とする行政部門であるため、アメリカ式の実用主義が取り入れられて能率を増進するのに大いに役立ったのである。日本の職業紹介行政は、進駐以来受けた指導に沿つて、今後工夫をこらすならば格段の発達を見るであろう。神田橋

職業安定所は全国のモデル安定所として実に立派なものである。この部門にも勿論日本の実状に即しない面もあるが、大体の方向として、又方針として総司令部から受けた指導により裨益する所が大きかつたのである。

講和締結後、日本の自主権が認められた後にある程度の反動があるかも知れないが、過去5年間に指導せられたところは保存し、更に改善すべきであると思われる。

職業関係は、右に述べた如く極めて大きな進歩を遂げたのであるが、日本から従来あつた労働者募集制度（田舎からの女工募集又は人身売買等）と労働ボスの制度は悪習であり、又職業安定法の禁止するところであるに拘らず今日もなお絶滅するに至っていない。理論的には悪習であるから絶滅を期さねばならないのであるが、日本の実情からどうしても絶滅せねばならないかは更に検討する必要がある、この制度はやむを得ない悪であるかも知れないからである。

労働問題付属参考資料 (1)

1900年（明治33年）より1931年（昭和6年）に至る日本労働運動の概況と労使関係立法について

長い間封建的自給自足経済の域を脱しなかつた日本の産業も1880年頃よりは時の政府の産業保護政策によつて急速に近代化したすなわち紡績、製鉄、造船等は外国から輸入した新しい機械と技術とによつて政府の直営工場が設立された。そして日清、日露等の戦争はこうした産業革命に更に拍車をかける結果となつた。おびただしい農業人口が都市に流入して賃金労働者が激増した。ここに日本における近代的労働運動への途が開かれ1882年（明治15年）には車会党の発生となつた。当時東京の交通機関は乗合馬車と人力車であつたが同年鉄道馬車が出現したのに対し人力車夫達が失業問題をひつさげて生活権擁護の運動に団結したものであつた。

これと呼応して当時一部の先覚者達によつて唱えられた自由民権の運動は一層こうした運動に拍車をかけ1894年には大阪の紡績会社において日本における最初の同盟罷業が行われた。1897年には社会主義者であつた片山潜等によつて労働組合期成会が創立されこれらの指導によつてつぎつぎに職種別の組合がつくられて行つた同年金属労働者をもつて設立された鉄工組合は1900年には5,400名もの組織に拡大し、その他にも印刷工の組合や鉄道従業員の労働組合日本鉄道矯正会も発足した。争議も18

97年に32件、1898年に43件、1899年には15件が数えられ漸次増加の傾向にあった。

これに対して時の政府はこれら労働運動をふくむ一般社会運動を弾圧することを目的として治安警察法を1900年の3月から実施することとなった。これによつて労働争議も漸次減少の傾向にあったが日露戦争の終り頃からまた漸増し爆発的な労働攻勢となつて1907年には57件参加総人員9,855人にも達する労働争議が各所に展開されるに至つた。

この様に1900年治安警察法の実施によつて労働組合は表面上かい減することとなつたが自然発生的な労働者の反抗と闘争とは消滅した訳ではなかつた。

1905年には在米中の片山潜がアムステルダムに開かれた万国社会党第6回大会に出席、1907年には日本社会党が創立された。この頃から日本の社会主義運動にも無政府的直接行動を主張するものと議会主義的改良主義を主張するものとの思想分流の傾向があらわれた。

1907年には足尾、幌内、別子等の金属鉱山を中心として暴動的な労働争議が頻発し、それらは何れも警察力のみでなく軍隊の出動によつて鎮圧された。

これらの暴動の教えるところのものは、たとえ治安警察法によつて労働者から組織的行動の自由を奪つても生活苦に追いつめられた労働者の自然発生的な行動をもまったく阻止することは不可能であるということであつた。

従つて小規模な労働暴動はその後各地で繰返され同年有名な大逆事件が勃発した。

1908年から1909年にかけて東京市営電車の罷業が起つた。罷業は5日の後になつて解決をみたが指導者47名は投獄され労働運動は治安警察法による弾圧によつて暗黒時代をつくつた。

1912年に至つて新しい一つの労働運動が始まつた。それは鈴木文治氏等によつて起された。友愛会の創立であつた。この組織はこれまでの社会主義者の労働運動から系統をひいたものではなく1人の社会主義者も加つてはいなかつた。まったくキリスト教信者の人道主義的な雰囲気から生れたもので穏健を旨とし、労資協調を教えるこの運動は漸次本質的な労働運動へと発展して行つた。友愛会はまず各所に支部をつくつて行つた。創立の翌年5月東京電気会社の労働者が川崎支部をつくり10月には室蘭製鋼所の労働者によつて室蘭支部がつくられた。現在日本労働組合総同盟会長の職にある松岡駒

吉氏もこのときの一会員であり一職工であつた。1915年には創立者鈴木文治はアメリカ総同盟大会に派遣された。1917年には友愛会の神戸連合会が組織されて関西地方に発展を見、運動は関西から九州にと伸びて行つた。

こうした穏健な労働運動は順調な発展をとげ1918年には2万人の会員を擁するまでになつた。

一方当時における我国の産業は第1次世界大戦のはじめ国際通商関係の停滞で一時的不振におちいつたが大戦を通じて日本における産業革命が完成され1919年には好景気の絶頂をしめた。だが資本家階級はその利益を独占し労働階級はかえつて物価の騰貴による生活の切下げ、残業による長時間労働(12時間ないし16時間)や労働の強化によつて圧迫された。こうした情勢は必然的に資本家階級に対する労働者の攻勢となつて全国いたるところに労働組合が結成されストライキは頻発した。

すなわち前年11を算えるに過ぎなかつた労働組合は1919年には71に飛躍した。そして497件のストライキとその他無数に近い紛争が惹起された。

ここに至つて友愛会は従来の穏健を旨とした労資協調主義から脱して階級闘争を基調とする運動方針を採用するに至つた。そして名称も「日本労働総同盟友愛会」と改称された。

この様な労働運動の勃興に従つて1910年以来鳴りをひそめていた社会主義者の活躍も目を追うて盛んになつて行つた。こうした情勢に対処して一方資本家側は労資協調を力説するため財団法人協調会が設立された。この協調会は社会政策的立場をとつて日本の封建的な家長主義、温情主義的な労働制度に反対して労働者の団結を認める態度をとつて来たが労働組合の階級的成長には悪い作用をなして来た。

1919年は第1次世界大戦後の好景気に乗つて賃金値上等の積極的な要求が大半を占めたが1920年に入るや経済界の恐慌によつて資本攻勢に逆転した。そして賃金値下反対、工場閉鎖反対、解雇反対の防衛戦となつた。争議の規模も大きくなり又深刻をきわめた。

1920年八幡製鉄所の争議は3万人の大ストライキとなりついに暴動化した結局労働者の敗北となつた。

この頃の労働運動はサンジカリズムのもつとも旺盛な時代であつた。1922年になると労働組合はアナ・ボルの対立、すなわち反総同盟と総同盟の反目抗争が展開され

た。然しその後における普通選挙実施に伴って政治行動を是認する組合は再び統一運動へと戻り1924年総同盟の歴史的宣言にはじまり労働戦線をあげて方針と戦術の転換を行った。

その結果組織労働者も1925年には457組合25万4千人と飛躍的に増大した。

1927年から28年に至る金融恐慌は中小企業における縮小又は廃止をもたらしたのみではなく大工業にも産業合理化による解雇や労働条件の低下となり労働不安の影が濃くなった。そこで長期且つ深刻なる労働争議が頻発した。

この頃共産党の活動に対する政府の弾圧は漸く活発でその主なるものは3・15事件及び4・16事件として知られている。そこで社会民主主義を奉ずる総同盟系の労働組合運動が伸張して来たが1931年9月満州事変の勃発は労働運動にも急激な変動をもたらした。ファシズムの運動は急速に拡まつて労働組合の中にまで国家主義的労働組合なるものが発生するに至った。

労働組合公認に関する意見は早くより各方面に起り政府においても労働組合を自然の発達に放任するという従来の政策についても考慮する必要を認め1920年内務省直属の諮問機関として臨時産業調査会が設置され農商務省はその起草に係る労働組合法案を参考案として提出した。同年内務省よりもその立案に係る労働組合法案を同調査会に提出した。

1921年の第44議会には国民党から労働組合法制定の建議案が提出され憲政会よりは労働組合法案が提出されたけれども共に審議未了となった。

1922年の第45議会には憲政会から前議会提出と同様な労働組合法案が提出されたが審議未了となった。

1923年の第46議会には憲政会及び革新倶楽部より夫々労働組合法案が提出されたが審議未了となった。

一方内務省の外局であつた社会局でも創立以来労働組合法案の調査立案を急ぎつつあつたがこれを参与会議に附したる上公表した。

1927年政府は前年の法案に若干の修正を加えて第52議会に労働組合法案を提出したが審議未了となった。

1929年には社会民衆党から労働組合法案の提出があつたが審議未了となった。

1931年第58議会には社会民衆党、日本大衆党及び労働党は協同して労働組合法

案を提出したが審議未了となつた。斯の如く幾度か労働組合法案は議会に提出されながらも資本家階級の強い反対によつて遂に日の目を見るには至らなかつた。

労働問題附属参考資料 (2)

(1) 1931年より1950年までの労働運動の概略

満州事変の勃発は労働運動の進路に重大な影響を及ぼした。ここに発生した軍国主義に対して労働組合のあるものは沈黙し、あるものは追従し、また労働組合の中にも愛国主義的精神をその綱領にうたつた時局便乗の労働団体も現われた。1932年1月当時社会民衆党書記長であつた赤松克麿は党を脱党し日本農民組合、逋友同志会、俸給生活者組合等をひきいて国家社会主義新党準備会を結成した。また1931年11月に創立した日本労働同盟は45の組合と3万の組合員を擁するに至つたが、共産主義社会民主主義の排けき、国家社会主義労働戦線の拡大強化等国家社会主義労働組織としての綱領運動方針を採択していた。

石川島造船所に組織された自彊組合の中心勢力であつたところの日本産業労働倶楽部もこれと軌を一にするものであつて国防献金運動、道義にもとづく労資関係の確立、労資の融合による日本産業の振張等をうたい政府、事業主、労働者三位一体の興国運動であると称していた。

1935年のメーデーにはこれらの右翼労働団体はメーデーを排して産業協力実現のために労資一体の「日本産業祭」をおこすべきであると称してメーデーとは別個な日本労働祭を敢行した。1932年におけるメーデーの参加者が70団体4万1千名であつたものが翌33年には37団体2万5千名に減少しメーデーは年を経るごとに漸次小規模となつて行つた。

1936年の2・26事件は労働運動にもさらに大きな影響を与えた。しかも東京に布かれた戒厳令は全国的な影響をもつて大衆行動を禁圧するに至つた。ここに16回まで続いたメーデーも中断のやむなきに至り17回のメーデーは遂に終戦後まで開催の機を失つたわけである。

以来準戦時体制の強化と軍の政治支配の強化が進められて行つた。陸軍工廠における労働組合運動は1919年の発生以来官業労働組織の主導力となつて来たのであつたが1936年に至るやその団結も否認せられるに至つた。そしてこれに代るに家族

的団結主義という封建的な温情主義を新しい労働統制の方法となし、いわゆる軍独自の「労務委員会」なるものが上から組織されこれが「産報」の萌芽となった。

1937年の7月には日華事変の勃発となり当時における物価騰貴から再び活潑ならんとしていた労働運動に潰滅的打撃を加えるに至った。これまでの準戦時体制は戦時体制へとうつりそのためのいろいろな政治的強行は労働組合の活動にも更らに圧迫を加えすべての団体は無理矢理にも挙国一致の体制へと順応せしめられていった。総同盟はこの年の10月の年次大会において罷業中止の宣言を発するに至った。要するに当時における我国の労働運動は多くの未組織労働者をのこし、強固な階級的主体力の結集も出来ないうちに帝国主義戦争に際会し根本から変貌させられてしまったわけである。

1937年には生産力拡充という戦時国策によつて産業報国運動が官民一体となつて始められた。各労働団体は産業報国運動の指導組織たる連盟と職場の報国会が労働組合の存在を根本からおびやかすものとして内心多大の不安を持っていたが正面切つて反対することも出来なかつた。この様にして産業報国運動は労働組合の支持参加のもとに発足しその運動の中において労働組合は一応主要な地位を占めたかの如くであつたがその指導権は最初より官僚の確保するところであり特高警察がその重要な役割を占めていた。

産報運動は漸次国策として発展をつづけて行つた。1939年各県に産業報国連合会が組織されその会長には府県知事がこれに当つた。産業報国会設置の強行はだんだん労働組合の機能的活動を奪い発展的解消と称する労働組合の解散は相次いで行われた。

然しその中であつて総同盟だけは最後まで特異な主張を固持した。すなわち総同盟は労働組合と産報との併存をとえ自主的労働組合の必要性を主張し総同盟の組織と伝統を固守せんとしたがそれもやがて不可能となつてしまった。

1937年に始まつた産報運動は1940年に至り大日本産業報国会の創立となつた。この会長には厚生大臣が就任した。各政党も大政翼賛会の発足によつて解党をはじめた。最後まで労働組合の組織を守らんとした総同盟もこの年の7月遂に解散し鈴木文治の友愛会創立以来30年幾多波らんの歴史をとじたのであつた。ここにおいて日本における労働組合は全く壊滅し1945年の終戦を迎えることとなつた。

(終戦後)

ポツダム宣言の受諾はわが国の抑圧されたあらゆる民主主義勢力の澎湃たる勃興を促すことになった。連合国軍のわが国管理はこの民主主義勢力の保護助成について終戦直後から矢継早の指令や示唆が行われた。当初はこれまでの自由な労働運動を阻害する一切の障害を排除することであつたが漸次積極的施策がとられて行つた。その一つの現われとして1945年幣原内閣成立間もなく幣原首相に対してマッカーサー元帥から日本の社会秩序の自由主義的民主的変革を推進するための強力な見解が表明されその一つとして労働組合の結成の促進が表明された。その内容は「搾取と酷使から労働者を保護し、且つ、生活水準向上のため有力な発言権を得るための威信を獲得し、又児童労働の如き弊害を矯正するに必要な措置を講ずることが肝要であろう。」というのであつてこれにもとづき時の政府は労働者の生活水準向上のための自主的な組織としての労働組合を保護育成するため労働組合法の制定に着手した。この法律は1945年12月21日公布され翌1946年3月1日から施行された。同じく労働関係調整法が同じ年の9月27日に公布されている。

また極東委員会は1946年12月ワシントンにおいて日本の労働組合に関する16の原則を発表した。

こうした状況の中において日本の労働運動は急速に勃興した。例えば次の数字はこれを物語る有力な一つの証拠である。

年 次	組 合 数	組 合 員 数
1944年	0	0
1945年	707	378,481
1946年	17,265	4,849,329
1947年	28,013	6,268,432
1948年	38,131	6,705,709

以上は単位組合の数字であるが産業別、企業別等の単一組合も多く設立され総同盟、産別の2大団体は1946年早くも発足した。戦後のインフレの嵐の中にあつて労働争議は濫発した。いわゆる2・1ストを始めとする大規模な全国的ストライキも幾度か計画され実行された。

1949年には労働組合法も改正されて組合の民主性、自主性、責任性がより強化されることになった。一時は共産党に指導されそれ自体の存立すら危ぶまれた労働団体も民主化運動と称する労働者の自覚によつて今や健全な発達へのコースを歩む様になった。労働組合運動は日本の民主化と経済再建のためにも大きな役割を果たしつつある。

(2) 主要労働組合組織

(右派、民同派)

全国労働組合同業準備会（全労会議）

結成年月日	昭和24年2月12日
組合員数	1,772,500

組 合 名	結成年月日	組合員数
総 同 盟	昭21. 8. 3	1,104,500
国 鉄 労 組	昭22. 6. 6	470,000
関東工業労組同盟		1,500
全国産業別労組連合	昭24. 12. 12	196,500

(新産別)

(左派)

全国労働組合連絡協議会（全労連）

結成年月日	昭和22年3月10日
組合員数	1,079,600

組 合 名	結成年月日	組合員数
(産別)		
全日本産業別労働組合同業会議	昭21. 8. 19	389,200
全日本造船労働組合	昭21. 9. 1	74,000
全国銀行従業員労組連合会	昭22. 4. 10	101,000
全日本自動車産業労働組合	昭23. 3. 26	47,200
全日本土建一般労働組合	昭22. 6. 30	22,000

(182)

全国官庁労働組合連絡協議会	昭22. 7. 24	461,900
全日本自動車運輸労働組合連絡会		42,000

(中立)

1. 全日本労働組合連盟（全日労）

結成年月日	昭和24年7月3日
組合員数	435,000

組 合 名	結成年月日	組合員数
全国土建労働組合連盟	昭22. 6. 17	130,000
日本金属産業労働組合連合会	昭23. 9. 15	9,000
毎日新聞労働組合	昭24. 11. 1	31,000

2. 化学産業種別労働組合懇談会

昭和24年10月発足

3. 全日本交通運輸労働組合協議会

結成年月日	昭和22年9月14日
組合員数	919,500

国鉄労働組合	昭22. 6. 6	470,000
全日本海員組合	昭20. 10. 5	145,000
日本私鉄労働組合総連合会	昭22. 1. 10	130,000
全日通労働組合	昭21. 4. 20	103,000
日本都市交通労働組合連合会	昭22. 1. 26	32,700
全日本自動車運輸労働組合		42,000

4. その他

日本炭鉱労働組合連合会	昭21. 10. 30	420,000
日本炭鉱労働組合（準備会）	昭24. 11. 18	320,000
全日本金属鉱山労働組合連合会	昭22. 2. 20	78,000
全国蚕糸労働組合連合会	昭22. 2. 12	72,000
日本建設労働組合総連合	昭22. 10. 26	56,300

(183)

食糧配給公団労働組合	昭 23. 4. 20	85,000
全日本土建一般産業労働組合	昭 23. 11. 20	60,000
全国百貨店従業員組合連合会	昭 24. 11. 25	20,700
東京建設労働組合同盟	昭 24. 11. 1	60,000
大化学産業労働組合	昭 24. 8. 19	120,000
全日本金属産業労働組合協議会	昭 23. 10. 10	309,200

官公庁職組

1. 日本官公庁労働組合協議会（官公労）

結成年月日 昭和 24 年 12 月 4 日

組 合 員 数 1,371,700

日教組、国鉄、全通、自治労協、都労連、全印刷序、大蔵職組

2. 全国官公庁労働組合連絡協議会（全官公庁）

結成年月日 昭和 22 年 7 月 24 日

組 合 員 数 461,900

(3) 労働者並に組織労働者数年次別表

年 次	組 合 数	組合員数	組 織 率
1926	488	284,739	6.1
7	505	309,493	6.5
8	501	308,900	6.3
9	630	330,985	6.8
30	712	354,312	7.5
1	881	368,975	7.9
2	932	377,625	7.8
3	942	384,612	7.5
4	965	387,964	6.7
5	993	408,662	6.9
6	973	420,589	6.9
7	837	395,290	6.2

(184)

38	731	375,191
39	517	365,804
40	49	9,455
41	11	895
42	3	111
43	3	115
44	3	115
45 6 月	0	0

(4) 争 議 件 数

1946 年 3235 件

1947 年 1789 件

1948 年 1977 件

1949 年 1118 件

(5) 労働争議調停法

1929年に制定公布され公益事業における争議においては当事者の請求により又は請求なき場合においても調停委員会を開設出来ることとなった。そして調停のための事務は警察部に属されていた。この法律が制定公布されたことはこれまで弾圧一方のみに偏していた労働争議を消極的ではあるが事実上公認せざるを得なくなつたことを示すものであつた。然しながらこの調停制度も実際には活用されることは極めて少く法廃止に至るまでわずかに6回の調停委員会がもたれたのみであつた。

(6) 産業労働者一般に対する組合員の割合

全 般

	(組合員数比率) %	(推定組織率) %
製 造 工 業	33.7	55.1
運 輸 通 信 業	19.2	91.5
金 融 業	2.9	84.6
自 由 業	9.7	79.5
公 務 及 び 団 体	9.4	49.5
鉱 業	8.7	88.5
建 設 工 業	7.3	51.2
ガス電気水道業	2.6	89.2

(185)

(7) 労働組合成立の困難性の原因

戦前においては、封建性、高度資本主義産業への未成熟支配階級の抑圧等をあげる
ことができる。

(8) 戦前日本においては労働者の退職金、ボーナス等は多く使用主の恩恵的給与として殆んど一方的に定められ支給されていた。もつとも官業労働及び民間大企業においては退職金について詳細な規定をもつたものも少くなかった。

戦後労働運動の発展に伴い労働協約の中において退職金に関する定めをもつたものは次第に多くなった。特に最近の如く物価が安定してくるに従いこの傾向は多くなった。然しボーナスについて協約に定めのあるものは未だ極めて少く例えありとするも「企業に利益のあつた場合は労使協議して賞与を支給することが出来る」といつた如き抽象的な表現をもつものが大部分でありこれが年末等においては臨時手当支給をめぐって労資の紛争をもたらすことが甚だ多い。

(9) アナ・ボルの対立の説明

この頃の労働運動はサンジカリズムのもつとも旺盛な時代であつて総同盟においても共産主義的精神が指導的となつていたのであるが、1922年頃になるとアナ・ボルの対立すなわち反総同盟系と総同盟系の反目闘争がさかんに展開された。然し時あたかも普通選挙が実施されるに当り各組合共これまでの階級的に目覚めた一部少数者の戦闘的労働組合運動から漸次大衆に基盤をおく現実的な合法運動へとその方針と戦術とを転換して行つた。殊に1924年における総同盟のこれに関する転換宣言は全労働戦線に大きな影響を及ぼしたことは否定出来ない。

労働問題附属参考資料 (3)

1900年以降のわが国における労働保護法規の概略について

わが国における労働保護法規は 現行労働基準法に統一されるまでは 工場、鉱山、土建等の3法系に分れ、工場労働者については工場法をもつて鉱山及び鉱山附属の工場労働者については鉱業法及び鉱夫労役扶助規則をもつて土建等の労働者については労働者災害扶助法をもつて保護がなされていた。唯最低年令については工場、鉱山、土建等を通じて工業労働者最低年令法をもつて規定され、別に労働者の操業保護に関する立法の一として黄燐燐寸製造禁止法があつた。これらの法規の概略について述べると

(1) 工場法は1911年に制定され、1916年より施行された。その適用範囲は常時10人以上の職工を使用する工場及び事業の性質危険なる工場又は衛生上有害の處にある工場に限定される。適用工場の工場主は16才未満の者及び女子を1日について11時間を超えて就業せしめること、午後10時より午前5時に至る間において就業せしめること、危険な業務に就かせること、衛生上有害な場所における業務につかせることが禁止され、又毎月少くとも2回の休日及び就業時間中に30分ないし1時間の休憩時間を与えなければならないと規定されている。又職工が業務上負傷し若しくは疾病にかかり、又はこれにより死亡したときは工業主は療養に必要な費用1日につき賃金の100分の60の休業扶助料、別に定める等級表による障害扶助料、賃金400日分の遺族扶助料、賃金30日分の葬祭料を扶助しなければならないと規定されている。

(2) 鉱業法に基づく鉱夫就業扶助規則が1916年に制定された。同規則では鉱業（鉱物の試掘、採掘及びこの附属の事業）に従事する労働者（鉱夫）の保護について左の如く規定している。

満16才未満の者及び女子を坑内労働に就労させること、坑外労働についても1日につき11時間を超えて就業させること、午後10時より午前5時までの間において就業させること、危険有害な業務につかせることが禁止され、毎月少くとも2回の休日及び就業時間中に30分ないし1時間の休憩時間を与えなければならない。一般の鉱夫についても1日について10時間を超えて坑内労働せしめることが禁止され、交替制により深夜業をせしめる時は毎月少くとも4回の休日を与えなければならない。なお坑内労働時間の計算については坑口計算の方法がとられた。更に産前産後合せて10週間の休暇及び哺育時間の請求がみとめられていた。

鉱夫が業務上負傷し若しくは疾病にかかり又はこれにより死亡した時は、鉱業権者は療養に必要な費用1日につき賃金の100分の60の休業扶助料、別に定める等級表による障害扶助料、賃金400日分の遺族扶助料、賃金30日分の葬祭料を扶助しなければならない。

(3) 工業労働者最低年令法は1923年に制定され、1926年に施行された。同法において工業とは鉱業、製造工業、土木建築業、運輸業、貨物取扱業を含み、これ等の事業にあつては14才未満の者（12才以上で国民学校の課程を修了したものを除

く)を使用することを禁止し、16才未満の者を使用するについてはその名簿を作業場に備付けねばならないと規定されている。

- (4) 労働者災害扶助法は1931年に制定され翌年より施行された。同法は土石採取業、土木建築業、運輸業、貨物取扱業等に適用され、労働者が業務上負傷し若しくは疾病にかかり又はこれにより死亡した時は療養に必要な費用、標準賃金の100分の60の休業扶助料、別に定める障害等級表による障害扶助料、標準賃金400日分の遺族扶助料、標準賃金30日分の葬祭料を扶助しなければならないと規定されている。

なお同法に基づき1934年に土石採取場安全及び衛生規則、1937年に土木建築工事場安全及び衛生規則が制定され、これらの事業についての安全及び衛生に関する基準を定めている。

- (5) 黄燐燐寸製造禁止法は1921年に制定され、翌年より施行された。同法は燐寸の製造に黄燐を使用することを禁止し、黄燐を使用して製造した燐寸を販売、輸入、移入の目的をもつて所持することができないものと規定している。

- (6) 1938年には別個の法系として商店法が制定施行された。同法は市及び主務大臣の指定する町村において物品販売業又は理容業を営む店舗に適用され、閉店時刻は原則として午後10時(地域を限り午後11時まで繰延べることができる)とし、店主は使用人に毎月少くとも1回の休日を与えなければならない。

なお常時50人以上の使用人を使用する店舗では店主は16才未満の者及び女子をして1日につき11時間を超えて就業せしめることが禁止され、又この就業時間が6時間を超える時は少くとも30分、10時間を超える時は少くとも1時間の休憩時間を就業時間の途中に与えなければならず毎月少くとも2回の休日を与えなければならないと規定されている。

1943年に制定施行された戦時行政特例法に基づく工場法戦時特例その他一連の規則によつてこれ等の労働保護法規はその施行を停止されていたが、終戦後1945年の戦時特例の廃止に伴い復活(鉱夫就業扶助規則のみ1946年4月に11カ月の猶予期間を附して漸次復活)することとなつた。

かくの如くして復活した労働保護法規を新しい時代に即応するように検討され発展して生れ出たのが現行労働基準法である。

付録 15 日本民主化のための諸改革における問題点(昭25.11.9)

平和条約では、基本的人権の保障に関する規定が置かれる位で、それ以上の政治上の制限は設けられないかも知れない。しかし、占領管理下において、政治、経済、社会、教育等の方面で行われた民主化のための改革について、日本の後退に対する保障的な規定が設けられるとすれば、一応問題となるのは、(1)軍国主義的諸団体の禁止、(2)戦争犯罪人及びある種の追放者に対する措置の維持、(3)地方分権、(4)警察制度、(5)労働条件及び社会保険制度の国際水準維持並びに労働者の団結権の保障及び労働組合の発展の援助、(6)財閥の解体、過度の経済力集中排除及び独占禁止等の確保、(7)農地改革の維持等であろう。その中で現実的に問題になるのは、(1)経済関係の諸制限、(2)労働関係の諸制度及び(3)警察制度に関するものである。

(1) 経 済 関 係

現在日本は、経済関係で諸種の制約の下に置かれている。その中、経済の民主化という観点からの制約は、一言にいうと、独占の排除と禁止を目的とするものである。独占の排除のための措置としては、いわゆる財閥の解体に関する一連の措置と、さらに一般的な過度の経済力の集中を排除するための過度経済力集中排除法があり、いずれも既存の事態を清算するための措置である。これに対して、独占の禁止、すなわち将来を律するための立法として、「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律」(いわゆる独占禁止法)及び事業者団体法の二つがある。独占の排除の方は、持株整理委員会の所管であるが、その所管の法令は、いずれも、原則としていわば処分行為的な性質のものであつて、例えば、過度経済力集中排除法の第1条には、「この法律は、平和的且つ民主的な國家を再建するための方策の一環として、できるだけ速やかに過度の経済力の集中を排除し、国民経済を合理的に再編成することによつて、民主的に健全な国民経済再建の基礎を作ることを目的とする。」とある。そして、日本発送電の分割によつて、この法律の目的も一応達成せられることになつている。これに反し、独占禁止法と事業者団体法(公正取引委員会の所管)は、恒久的な立法であり、過度経済力集中排除法の目的が独占企業体の解体にあれば、独占禁止法の目的はその再現の防止にあるという関係にある。従つて、将来の問題として残るものは、専ら後者であるといふことができる。(もつとも、これは原則であつて、例えば、最

近法制化が問題になっている旧三井物産及び三菱商事系の役員は、両者を分割してきた会社に百人以上集つてはならないというような制限が将来残されるかどうかというような問題はある。）

ところで、独占禁止法については、共同行為、国際契約、株式保有、役員兼任等に関する規定について、若干改めらるべきものがあるが、それ以上に問題なのは、事業者団体法の行過ぎである。事業者団体の活動の規正については、米国等でも、判例にはその思想があらわれているが、成文法としては何もない。独占禁止の趣旨からいえば、事業者団体についても何等かの規正の方法を講ずることは必要であろうが、現行の法律は、不必要に繁雑、且つ嚴重である。

なお、財閥解体関係については、具体的な内容の覚書が出ているが、一般的な過度経済力集中の排除及び私的独占等の禁止については、昭和20年11月6日の持株会社の解体に関する覚書の中でその原則が示されているだけである。

(2) 労働関係

労働関係では、労働基準法、労働組合法及び労働関係調整法の三つが基本をなしている。その中、組合法と調整法は、大体妥当なものである。問題は労働基準法にある。この法律は、現在の国際水準と同程度の極めて理想的な内容のものであるが、それだけでも、現在の日本の経済の実情に即さないことは明かである。特に、中小企業にとつては、この法律の規定を遵守することは、事実上不可能であり、現に、衛生、安全、労働時間、休暇、年少労働その他において、広く違反が行われ、そして黙視されておる。かりに、この法律が厳格に実施されたとしたら多数の中小企業は成り立たなくなるであろう。

もつとも、国際的に問題となりがちな輸出産業たる紡績等の大企業においては、労働基準法は大体守られている。ただ、工員の募集方法において、職業安定法の違反となるような旧来のやり方がまだ改められていないというような事実はある。しかし、これは労働基準法違反の場合のように、いわゆるソーシャル・ダンピングの関係において、国際的に問題となることはないであろう。従つて、一般に大企業の場合においては、対外関係において余り心配はないといえよう。

なお、総司令部の覚書は、旧来の労働統制法令の廃止について出ているだけで、新制度の樹立の方は、一般に内示によつて行われた。

(3) 警察制度

現行の警察制度については、従来とも、その地方分権的方向への行過ぎを機能的観点からは正する趣旨の改革案が研究されたことがあるが、その眼目となるべき点は、次の三つである。

(イ) 自治体警察の単位を大きくすること

新警察法施行前の警察の人員は、9万4、5千であつたが、新警察法の施行と共に、急速に3万の増員が行われた。これは、従前の警察機構が一本であつたのに対して、自治体警察が国家警察から分離され、そしてその自治体警察が細分されたことの当然の結果である。しかも警察の機能が従前程に発揮されていないのは、この程度の増員では追付けない程度に細分されたからである。金と人員に制限がなければ、現在のような形でも不都合はないかも知れないが、その制限がある以上は、警察の単位を引上げる以外に、警察の機能を向上せしめる途はない。かりに自治体警察を人口10万以上の市だけに置くこととしたら、現在人口800に対して警察官1人の割合になつているから、定員125名の警察署が置けることになり、警察単位として、機能的に見て大体適当といえるであろう。また、単位の細分化によつて必要となつた人員を大幅に縮減することもできるであろう。

(ロ) 国家的な犯罪を国家地方警察の所管とすること

現行の警察法では、国家地方警察と自治体警察の所管は、地域的に区分されているに過ぎず、犯罪の性質による区分というものはない。しかし、例えば通貨偽造のような犯罪は、その性質上、偽造が行われている地方の治安に関するよりは、国家全体に関するものであり、又、実際問題としても、当該自治体警察としては、それ程熱心に捜査することも期待できない。ヤミ行為等の経済事犯の取締り、共産党幹部の追及等についても、同様のことがいえる。この種の国家的な性質の犯罪は、国家地方警察の所管とする方が、合理的でもあり、实际的でもある。

(ハ) 国家地方警察を強化すること

国家の治安をみだすものが全国的な組織をもつ以上、これに対抗して治安を確保するためには、国家としての警察力を強化することが必要である。それには、自治体警察の単位を引上げるることによつて浮く人員を国家地方警察の増強に振向けることが考えられよう。又、国家地方警察と警察予備隊の関係は、現在では、明確にな

っていないというよりは、法令上何等の関係が付けられていない形になっているが、この点についても、自治体警察が処置し得ないような地方的な擾乱が起つた場合には、先ず国家地方警察の応援を求め、国家地方警察の手にも負えない場合には、国家地方警察から警察予備隊の出動を求めるというようにするとかして、両者の機能を有機的に結び付ける方が講ぜられることも必要であろう。警察制度の改革は、昭和22年9月16日付マックアーサー元帥の総理大臣あて書簡によるものであるが、その内容は、相当詳細にわたっている。警察予備隊の設置についても、同様の手続によつて指示された。

要するに、占領管理下に設けられた諸制度には、その目的が十分に達成せられず、又、実情に即さないため空文に帰しているようなものは相当あるが、積極的に害悪となつていものは左程多くはないといえよう。経済関係では、独占禁止法と事業者団体法、労働関係では労働基準法、それに警察制度について、現在部分的に行過ぎになつてい改革を緩和すること位であろう。民主主義の確立ということは、もとより、新日本の国是であるべきであるが、平和条約の規定により、現行法令の末に至るまで動きが取れなくするということは、民主主義の根本精神に反するといわなければならない。

付録 16 1950年11月16日目黒官邸における特別集会の議事要録

11月16日外相官邸集会紀事

参集者 総理の外 古島、馬場、津島、佐藤、板倉、横田、荒川
菱刈、西村

6時半ないし9時半

議事左のとおり

1 西村から

第1回集会後の対日講和問題の推移を簡単に説明し、それに附加して、講和問題について外務当局として研究したもの（第1回集会で問題にされた点について）を紹介した。説明の要旨は、別添のとおり。

2 出席者から開陳された意見の主なものは、次のとおり。

佐一確かに労働基準法は行きすぎだ。例えば、本年の年末は日曜である。銀行は年末

(192)

だから休む訳にゆかぬ。この日曜1日店をあけるため東京の銀行11行で5千万円の手当をださねばならぬ。

米国の銀行には労組はない。日本にはある。便法を講じたらというても（総理が、何か便法を設けられぬかといわれたので）、基準法が許さぬ。労組が許さぬ。総一米国の7原則のうち領土条項。それがヤルタ協定をうごかすものといえるか。（西村の説明にそういうことをいつたのに対し念を押されたものである。南樺太、千島の地位を4大国で協定すること、1年で協定ができないときは、国連総会の決定によるうとの提案は、南樺太をソ連に返還し千島をソ連に引渡すと協定した英米ソ3国のヤルタ協定を再審議しようとするもので、ヤルタ協定をうごかすものと考えたと繰り返しておいた。）

板一予想されるように単独講和になるとすれば、非武装と武装制限を中心とする第2の安全保障方式は成り立たない。

横一現実の国際情勢は、第2の安全保障方式の成立を許さない。日本の希望として持ちだすのなら意味はあると思うが。

領土条項で、米国の原則のうち台湾、南樺太などに関する新提案は、カイロ宣言なりヤルタ協定そのものまで動かそうとする趣旨ではなく、ソ連なり中共なりが平和条約にはいつてこないのだから、問題の決定を将来に延期するという意味合いのものと考えたい。

津一第2の安全保障の方式は、そういう条約案を作つておいて、ソ連も中共も加入してくるまで、棚に上げておこうというのだ。（同氏は、第1回集会で、熱心に、かような方式の必要をとかれた。）

板一日本の現実を考えねばならないのは、共産勢力に対する日本の安全である。とすれば、第2の方式は日本と米国との関係とトンチンカンになるぢやないか。

横一客観情勢からみて、日本としては、米国の考え方一国連による安全保障が確実になるまで米国その他の軍隊（なるべく米国軍のみでなく広く他国の軍がはいったがよい）と日本の施設との協力一に賛成していいではないか。

国連が日本の安全を引きうける時期は、国連が決定することとし、それまでの間、米国の考えている方式をうけいれよというのである。

国連が日本の安全をひきうけるようになったとき、日本は軍隊をもつべきであ

(193)